

平成30年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

平成30年6月12日開会
平成30年6月27日閉会

宿毛市議会事務局

平成30年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成30年6月12日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時02分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 自衛隊誘致調査特別委員会最終報告書	5
委員長報告	
自衛隊誘致調査特別委員長	5
質疑	7
討論	
川田栄子議員 (反対)	7
山戸 寛議員 (反対)	9
表決	12
○日程第4 議案第1号から議案第14号まで	12
(提案理由の説明)	
市 長	12
散 会 (午前10時57分)	
陳情文書表	16
----- . . . -----	
第 2 日 (平成30年6月13日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成30年6月14日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成30年6月15日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成30年6月16日 土曜日)	休会
----- . . . -----	

第 6 日（平成 30 年 6 月 17 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 7 日（平成 30 年 6 月 18 日 月曜日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
事務局職員出席者	17
出席要求による出席者	17
開 議（午前 10 時 02 分）	
○日程第 1 一般質問	19
1 松浦英夫議員	19
市 長	19
教 育 長	20
松浦英夫議員	20
教 育 長	21
松浦英夫議員	21
教 育 長	21
松浦英夫議員	21
教 育 長	22
松浦英夫議員	22
教 育 長	23
松浦英夫議員	23
市 長	24
松浦英夫議員	24
市 長	24
松浦英夫議員	25
教 育 長	26
松浦英夫議員	26
教 育 長	26
松浦英夫議員	26
教 育 長	26
松浦英夫議員	26
教 育 長	27
松浦英夫議員	27
教 育 長	27
松浦英夫議員	27

教育長	28
松浦英夫議員	28
教育長	28
松浦英夫議員	28
教育長	28
松浦英夫議員	29
教育長	29
松浦英夫議員	29
教育長	30
松浦英夫議員	30
教育長	30
松浦英夫議員	30
教育長	30
松浦英夫議員	31
教育長	31
松浦英夫議員	31
市長	32
松浦英夫議員	32
市長	33
松浦英夫議員	33
市長	33
松浦英夫議員	33
2 高倉真弓議員	34
市長	34
高倉真弓議員	35
市長	35
高倉真弓議員	35
教育長	36
高倉真弓議員	36
市長	36
高倉真弓議員	37
市長	37
高倉真弓議員	38
市長	38
高倉真弓議員	39
市長	39
高倉真弓議員	39

	市 長	4 0
	高倉真弓議員	4 0
	市 長	4 1
	高倉真弓議員	4 1
	市 長	4 1
	高倉真弓議員	4 2
	市 長	4 2
	高倉真弓議員	4 3
	市 長	4 3
	高倉真弓議員	4 4
	市 長	4 4
	高倉真弓議員	4 5
	市 長	4 6
	高倉真弓議員	4 6
	市 長	4 6
	高倉真弓議員	4 7
	市 長	4 7
	高倉真弓議員	4 8
3	山戸 寛議員	4 8
	市 長	4 9
	山戸 寛議員	4 9
	市 長	4 9
	山戸 寛議員	5 0
	市 長	5 0
	山戸 寛議員	5 0
	市 長	5 0
	山戸 寛議員	5 1
	市 長	5 1
	山戸 寛議員	5 1
	市 長	5 2
	山戸 寛議員	5 2
	市 長	5 2
	山戸 寛議員	5 2
	市 長	5 3
	山戸 寛議員	5 3
	市 長	5 3
	山戸 寛議員	5 3

市 長	5 4
山戸 寛議員	5 4
市 長	5 4
山戸 寛議員	5 5
市 長	5 5
山戸 寛議員	5 5
教 育 長	5 6
山戸 寛議員	5 7
教 育 長	5 7
山戸 寛議員	5 8
教 育 長	5 8
山戸 寛議員	5 8
市 長	5 9
山戸 寛議員	5 9
市 長	6 0
山戸 寛議員	6 0
市 長	6 0
山戸 寛議員	6 1
市 長	6 1
山戸 寛議員	6 1
4 川田栄子議員	6 2
市 長	6 2
川田栄子議員	6 3
市 長	6 4
川田栄子議員	6 4
市 長	6 5
川田栄子議員	6 5
市 長	6 5
川田栄子議員	6 6
市 長	6 6
川田栄子議員	6 6
市 長	6 6
川田栄子議員	6 7
商工観光課長	6 8
川田栄子議員	6 8
市 長	6 8
川田栄子議員	6 8

市 長	6 9
川田栄子議員	7 0
市 長	7 0
川田栄子議員	7 1
市 長	7 2
川田栄子議員	7 2
市 長	7 2
川田栄子議員	7 2
市 長	7 2
川田栄子議員	7 3
市 長	7 3
川田栄子議員	7 4
市 長	7 4
川田栄子議員	7 5
市 長	7 5
川田栄子議員	7 5
市 長	7 5
川田栄子議員	7 5
市 長	7 6
川田栄子議員	7 6
延 会 (午後4時35分)	



第 8 日 (平成30年6月19日 火曜日)

議事日程	7 7
本日の会議に付した事件	7 7
出席議員	7 7
欠席議員	7 7
事務局職員出席者	7 7
出席要求による出席者	7 7
開 議 (午前10時10分)	
○日程第1 一般質問	7 9
1 山本 英議員	7 9
市 長	8 0
山本 英議員	8 1
市 長	8 2
山本 英議員	8 2
市 長	8 2

山本 英議員	8 3
市 長	8 3
山本 英議員	8 3
市 長	8 4
山本 英議員	8 4
市 長	8 4
山本 英議員	8 5
市 長	8 5
山本 英議員	8 5
市 長	8 5
山本 英議員	8 6
教 育 長	8 7
山本 英議員	8 7
教 育 長	8 8
市 長	8 8
山本 英議員	8 9
2 山岡 力議員	8 9
市 長	8 9
山岡 力議員	9 0
市 長	9 0
山岡 力議員	9 0
市 長	9 1
山岡 力議員	9 1
市 長	9 1
山岡 力議員	9 2
市 長	9 3
山岡 力議員	9 3
市 長	9 3
山岡 力議員	9 4
市 長	9 5
山岡 力議員	9 5
市 長	9 5
山岡 力議員	9 6
市 長	9 6
山岡 力議員	9 6
市 長	9 7
山岡 力議員	9 7

市 長	9 7
山岡 力議員	9 8
市 長	9 8
山岡 力議員	9 9
川田栄子議員	9 9
3 濱田陸紀議員	9 9
市 長	1 0 0
濱田陸紀議員	1 0 0
市 長	1 0 1
濱田陸紀議員	1 0 1
市 長	1 0 2
濱田陸紀議員	1 0 3
市 長	1 0 3
濱田陸紀議員	1 0 4
市 長	1 0 4
危機管理課長	1 0 4
危機管理課長	1 0 5
市 長	1 0 5
濱田陸紀議員	1 0 5
市 長	1 0 6
濱田陸紀議員	1 0 6
市 長	1 0 7
濱田陸紀議員	1 0 7
濱田陸紀議員	1 0 8
市 長	1 0 8
濱田陸紀議員	1 0 8
市 長	1 0 9
濱田陸紀議員	1 0 9
教 育 長	1 1 1
濱田陸紀議員	1 1 1
散 会 (午後 2 時 3 5 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 3 0 年 6 月 2 0 日 水曜日)

議事日程	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 3
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 3

事務局職員出席者	113
出席要求による出席者	113
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 議案第1号から議案第14号まで	115
質疑	115
1 原田秀明議員	115
企画課長	115
都市建設課長	115
原田秀明議員	116
企画課長	116
原田秀明議員	116
2 川村三千代議員	116
環境課長	116
教育次長兼学校教育課長	117
学校給食センター所長	118
川村三千代議員	118
環境課長	118
教育次長兼学校教育課長	118
学校給食センター所長	119
川村三千代議員	119
3 川田栄子議員	119
企画課長	120
学校給食センター所長	120
川田栄子議員	121
委員会付託省略 (議案第1号から議案第3号まで)	121
委員会付託 (議案第4号から議案第14号まで)	121
散 会 (午前10時38分)	
議案付託表	123

----- . . ----- . . -----
 第10日 (平成30年6月21日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
 第11日 (平成30年6月22日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
 第12日 (平成30年6月23日 土曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
 第13日 (平成30年6月24日 日曜日) 休会
 ----- . . ----- . . -----

第14日（平成30年6月25日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第15日（平成30年6月26日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第16日（平成30年6月27日 水曜日）

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125
事務局職員出席者	126
出席要求による出席者	126
開 議（午前10時08分）	
○日程第1 議案第1号から議案第14号まで	127
（議案第1号及び議案第2号）	
討論・表決	127
（議案第3号）	
討論・表決	127
（議案第4号から議案第14号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	127
総務文教常任委員長	129
産業厚生常任委員長	130
質疑・討論・表決	131
○日程第2 陳情第12号	131
委員長報告	
総務文教常任委員長	131
質疑	131
討論	132
川田栄子議員（反対）	132
表決	132
○日程第3 委員会調査について	133
継続調査	133
○日程第4 議案第15号	133
（提案理由の説明）	
寺田公一議員	133
質疑	133
委員会付託省略	

討論・表決	133
○日程第5 意見書案第1号	134
(提案理由の説明)	
野々下昌文議員	134
質疑	134
委員会付託省略	
討論・表決	135
○日程第6 決議案第1号	135
(提案理由の説明)	
寺田公一議員	135
質疑	136
委員会付託省略	
討論	136
川田栄子議員(反対)	136
山本 英議員(賛成)	137
表決	138
(閉会あいさつ)	
市 長	139
閉 会(午前11時04分)	
委員会審査報告書	141
閉会中の継続調査申出書	144
意見書案第1号	147
決議案第1号	149

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議 案	付-3
陳 情	付-4

平成30年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成30年6月12日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 自衛隊誘致調査特別委員会最終報告

第4 議案第1号から議案第14号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 4号 平成30年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 5号 平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 6号 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について

議案第10号 宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 財産の処分について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 自衛隊誘致調査特別委員会最終報告

日程第4 議案第1号から議案第14号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副 市 長	岩本 昌彦 君
企 画 課 長	黒田 厚 君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	岩本 敬二 君
市民課 長	山岡 敏樹 君
税 務 課 長	児島 厚臣 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	和田 克哉 君
長寿政策課長	桑原 一 君
環 境 課 長	岡本 武 君
人権推進課長	沢田 美保 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君

土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成30年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山本 英君及び高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題とします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月8日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から6月27日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月27日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 去る5月30日に開催されました第94回全国市議会議長会定期総会において、議長であります岡崎利久君が、

正副議長5年の一般表彰を受けられました。

また、地方財政委員会委員長に就任をされましたので、報告いたします。

以上であります。

○議長（岡崎利久君） 本日までに、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月5日付をもって、平成29年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び決算書、平成30年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書、平成29年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を、本日午後3時と定めまので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

本日は、平成30年第2回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、事務局長からも報告がありましたように、全国市議会議長会定例総会におきまして、岡崎議長が正副議長5年の一般表彰を受けられました栄誉に対しまして、心からお祝い申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念いたします。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号は、平成29年度宿毛市一般会計予算繰越明許費としまして、公衆無線LAN環境整備事業ほか10事業、総額6億9,391万2,000円を、繰越計算書のとおり、平成30年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

次に、平成29年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に配付しております資料をもとに、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支は約1億5,866万円の黒字決算となり、剰余金として1億円を、財政調整基金に積み立てをいたしました。

特別会計では、国民健康保険事業、定期船事業、介護保険事業、後期高齢者医療の4会計が黒字決算となりましたが、学校給食事業は、給食費の未納により赤字決算となり、翌年度会計から、約6万6,000円の繰上充用となっております。

今後も大型の建設事業等多くの予算を必要とするため、引き続き、適正で効率的な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「自衛隊誘致調査特別委員会最終報告書」を議題といたします。

自衛隊誘致調査特別委員会に付託し、閉会中の継続調査となっている自衛隊誘致に関する調査について、委員長の報告を求めます。

自衛隊誘致調査特別委員長。

○自衛隊誘致調査特別委員長（寺田公一君）

自衛隊誘致調査特別委員長。

平成28年第3回宿毛市議会定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております自衛隊誘致に関する調査について、調査が終了いたしましたので、会議規則第110条の規定により、調査の経過概要及び結果の報告をいたします。

本委員会は、自衛隊誘致が重要港湾である宿毛湾港の利活用や、大規模災害発生時における市民の安全・安心につながり、さらには人口減少対策や地域経済の活性化につながるものと考え、災害対応、地域における経済効果、地域環境に与える影響についての検証を主な調査項目として、行政視察やアンケート調査、各種団体との意見交換などを実施することで、調査研究に取り組んでまいりました。

調査結果について、申し上げます。

まず、災害対応について申し上げます。

南海トラフ大地震等の大規模災害発生時の図上演習や、生存限界とされる72時間以内に、本市には自衛隊の支援部隊が到着することが困難であるとされているため、大規模災害発生時における災害対応についても、行政視察を行う中で、慎重に審査を行いました。

徳島県阿南市での調査では、自衛隊に対する通常の応援要請の流れでは、市長から知事、知事から防衛大臣という手続を経る必要がありますが、駐屯地があることで、自衛隊法第83条第3項が適用され、上位組織の指示なしで救援活動が行えるため、迅速な支援を受けることができ、地域住民の安全、安心につながるとともに、平時から県や市と連携した防災訓練も実施されており、災害発生時を想定した場合に、非情に心強い存在となっているようであります。

奈良県五條市の例を見ると、自治体と地域住民が一体となった誘致活動を推進しています。

この地域は、大規模災害により、道路網が寸断されることが想定されており、津波被害では、

紀伊半島沿岸部、土砂崩れ等で孤立する紀伊半島内陸部の被災地においても、救援活動や救助活動の後方支援拠点としての機能を求め、陸上自衛隊駐屯地の配置要望を積み重ねています。

これまで、本市においては重要港湾である宿毛湾港等の利用について、市長、商工会議所会頭、議長の連名で、四国西南地域の活性化や、地域住民の生命保護等を目的とし、災害対応を含めて、防衛省に対して要望活動を行ってきていますが、災害に対し、平時から備えることを勘案しますと、自衛隊が駐屯していれば、共同での防災訓練等を重ねることができ、また、南海トラフ震災後の復旧、復興に即応していただけることとなります。

本市を含め、周辺市町村の住民の皆様にも、心強く、安全・安心に資するものになると思われれます。

地域における経済効果について、申し上げます。

本委員会においては、人口増、生鮮食料品の地産地消など、地域経済の活性化について、行政視察を行うなど、慎重に審査をしてまいりました。

広島県呉市商工会議所での調査では、商工業者と海上自衛隊とのかかわり等について、聴取をいたしました。

過去の実績では、呉基地の隊員は約6,000名、給与総額約400億円、修理、食糧費における市内業者との契約額は約70億円、市民税額は約10億円、国から入る基地交付金は約1億5,000万円であり、現在でも、一定の経済効果を見込んでおりました。

また、自衛隊基地が観光資源としても活用されており、呉海自カレー事業など、市内の飲食店や観光業と連携した事業を実施していることから、経済効果が高いことはもちろん、呉市にとっては、なくてはならない存在となっております。

ました。

徳島県阿南市での調査では、施設建設に伴う効果として、建設資材や建設労務需用等の経済効果があり、駐屯地が完成してからは、約250人の自衛官が配置され、そのうち阿南市には、約100人が転入し、市県民税で約2,500万円、隊員の食糧費で、年間約4,000万円が、地域内で消費され、市に交付される基地交付金は、約40万円となっていました。

さらに、自衛官やその家族による、消費支出による経済効果も見込まれ、若い隊員が多く、自衛官とその家族の定住は、地域の活性化に大きく寄与しているものとなっていました。

このように、呉市のような大規模な基地はもちろんでありますが、阿南市のように、250人規模の駐屯地であっても、経済への活性化に十分な効果を発揮しており、少子高齢化が著しい本市にとっては、若年層の定住も見込まれ、地域の活性化が図られるものと考えております。

地域環境に与える影響について、申し上げます。

本市では、多種多様な漁業が営まれており、全国にも誇れる養殖漁業等が盛んなことから、海洋の水質悪化等、懸念される事案について行政視察を行う中で、慎重に審査を行いました。

広島県呉市に所在する広島県立総合技術研究所水産海洋技術センターは、月に1回の水温、海水酸素量、塩分、クロロフィル、透明度など、観測調査を37地点で実施していますが、同センターへ訪問調査をした結果では、自衛隊の基地や、艦船による環境汚染等は認められず、生態系への影響も出ていないという状況でありました。

むしろ広島県全体では、環境部局の努力により、逆に栄養分の心配をするほど、海がきれいになっているということでもあります。

広島県においては、カキ等の養殖漁業や、刺し網漁業等が盛んに行われ、その中でも、自衛隊基地の近隣に位置している音戸町の音戸チリメンは、非常に高いブランド力を持って取引されており、自衛隊艦船による風評被害のようなものは認められませんでした。

また、岩国基地所属のジェット機の飛行経路下の阿多田島は、ハマチ養殖が行われている地域ですが、騒音等による養殖業への影響は、特に認められないということでありました。

市民団体への意識調査についてを、申し上げます。

市内22団体に対して、自衛隊誘致に関するアンケート調査を行いました。

賛成の団体が8割を超えていましたが、誘致に反対の意見としては、自衛隊艦船の騒音や、環境破壊等といった不安をあげるものがありました。

また、漁業の当事者であるすくも湾漁業協同組合並びに藻津漁業協同組合との意見交換会において出た意見としては、養殖漁業が盛んな当地域において、いい魚が養殖できなくなるようなことは困るという意見や、災害時を考えると、自衛隊という存在は心強いといった、さまざまな意見を聞くことができました。

具体的な自衛隊の部隊や規模等がわからない現状では、賛成とも反対とも言えないというような、率直な意見もありました。

本委員会としては、本市の基幹産業である漁業へ、不利益を与えるような施設を誘致するものでは、決してなく、視察調査において、環境破壊や水質悪化等のデメリットは認められなかったことから、漁業を初めとする本市の産業と、自衛隊基地は、共存共栄を図っていけるものと考えます。

自衛隊に対する調査について、申し上げます。防衛省においては、中期防衛力整備計画や、

防衛大綱の見直しを行う際には、地政学的観点や、災害対応といったさまざまな視点から、総合的に検討をするとともに、陸・海・空の各自衛隊を統合した形で、配置等を検討していくという見解でありました。

東シナ海の防衛が最重要課題となりつつある今日、この宿毛周辺地域は、前線部隊の補給、休養のできる、いわば後方兵站基地として最適であると考えられ、防衛体制の強化にも寄与できるものと思われま。

調査結果としまして、自衛隊誘致は防衛に対する貢献、南海トラフ地震への迅速な救助活動を含め、防災復旧復興対策、地域経済の活性化の3点から、本市を初め、四国西南地域にとって、有益であるとの意見で一致をいたしました。

以上、自衛隊誘致調査特別委員会の最終報告といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1 番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、私は自衛隊誘致に関する決議案に、反対の立場で討論を行います。

この報告書から言えることではありますが、資料ではわからないことが多いということ、裏づけがないこと、港湾調査をしたなら、データとセットで出すべきで、呉の湾内の漁業の実績が必要です。

結論が出たものを、公正に判断するデータや資料がない。宿毛湾の漁業と比較して、養殖や一本釣りがあるか。湾の中で、漁業制限区域は何%か。湾の中の水揚げは幾らか、どんなものをとっているか。そして収益は幾らか、比較検討の材料がない。

湾と艦船を持ち込んでくる案なら、同じ資料をもとにして見るべきと考えます。

宿毛湾の漁業を、呉港の中へ持っていけるかということであります。

地元の国会議員は、宿毛湾を後方支援基地と働きかけていることしきりでありますが、武器、弾薬、食料を艦船に運ぶ後方支援も、攻撃の対象となります。機雷がまかれます。

宿毛の海では、潜水艦は潜って、掃海艇が魚雷除去訓練をしなければならぬので、養殖の網は切られて、被害が出るなどの想像がつかます。

国会議員として、宿毛住民のために、地域のために、力を発揮できる場所を見つけていないと考えます。

弾薬庫や貯留庫は広く土地を使い、多くの土地が動くことになるでしょう。漁業の接点はどうかというと、陸上自衛隊の艦船において、どんな訓練をして、どんな施設を設置する予定か、見えない状況であります。

制限区域がどこに設定されるのか、艦船はどこに停泊し、どんな訓練をするか。弾薬、燃料の地図やデータを示さないと、行ったことのない市民はイメージがわかりません。

それに、陸上自衛隊基地は、関連はあるとしても、阿南や奈良の陸上自衛隊の施設はなぜか、対象にならないでしょう。

基幹産業である漁業が崩れると、関連被害を入れると、はかり知れないものがあります。

政治にかかわるものは、漁業振興のために力を注ぐべきであります。宿毛湾の恵まれた湾を

生かす産業振興を考えるべきであります。

やるべきことをやらず、うまくいかないからと、危険なものを持ち込んで、それが市民を代表する議員のすることでしょうか。まず、漁業振興の調査委員会を置くことが大事ではないかと考えます。

豊かな海をどう生かすか、生かす道はある。かかわっている人と考える。

西日本有数の宿毛湾活用の道は、必ずあります。

最後に、市長は、移住者に力を入れており、定住人口もふえてきております。しかし、自衛隊誘致となれば、宿毛から離れるでしょう。子供のいる若い移住者は、危険な地域は避けて、四万十市などへ行くことでしょうか、と考えます。

冬でも16度を下らないという、豊かな海を生かすことに力を傾注するべきと考えます。

昔から、海に従事する住民の暮らしを、もっと真剣に考え、この海を豊かな産業として育てる努力が先ではないかと考えます。

そして何より、不十分な資料で未来を決めるには、拙速過ぎます。見てわかる資料を出すべきです。

市民説明会があれば、考えを述べたい方もおられます。決定するのは市民です。宿毛市の将来に影響し、漁業の生命線を決めるものであるのに、資料も調査も少なく、まだ決定する段階ではありません。時期尚早であると考えております。

市会議員は、また選挙で同様に推された市長とともに、公約として、市民に訴えて、選挙で選ばれた上で、賛否を表明すべきです。

以上の理由から、私は決議案に反対するものであります。

賢明なる各議員の御賛同をお願いしまして、私の討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 8番、山戸 寛です。

今回、私は、自衛隊誘致調査特別委員会による委員会報告書の承認に、反対の立場から討論を行いたいと思います。

平成28年第3回定例会における同委員会の設置以来、私は、委員である同僚議員諸氏の意欲的かつ積極的な誘致調査活動に対して、一種敬服の思いを抱き続けると同時に、どうにも名状しがたい違和感を、内心、深く感じ続けてまいりました。

どこかおかしい、どこかに大きな間違いが潜んでいると、同委員会の持つ方向性に疑問符を禁じ得ない、その反面、では何がどうだというのか、明確に定義づけられないままに、これまで悶々とし続けてきたと、そのように表現しても、決して過言ではありません。

しかし、今回、同調査委員会の手になる調査結果の報告書を拝読する中で、私の違和感が何であったか、明白に認識するに至った点、この報告書の取りまとめに当たられた委員長を初めとする委員諸氏に、深く感謝申し上げますとともに、私の討論の論点、考えの趣旨を、可能な限りわかりやすくお伝えしたいという思いから、少しばかり重複した表現を含む長い討論となりますことを、あらかじめおことわりしておきます。

地域エゴという言葉があります。例えば、国民生活にとって不可欠であって、公的に必要性が認められる施設等の設置に対して、その設置対象となる地域の住民や、住民たちが自分あるいは自分たちの安全が脅かされたり、環境の悪化を招くもととなったり、経済的な不利益につながる等々の理由によって、公益、つまり公的な多数者の利益を無視し、あるいは度外視して、施設の受け入れを拒否しようとする、そんな場合に、批判を込めてかせられる、地位エゴとは、そういう意味の言葉であるといえましょう。

私は今回、報告書を拝読して、まさしくこの報告書の結論は、2つの点で、地域エゴを前面に押し出しながらも、従来の地域エゴとは正反対の行動で、裏側から焼き直した、一種のネガフィルムでしかないものと判断せずにはいられません。

従来いわれる地域エゴでは、住民あるいは住民たちは、不利益や不都合を理由にして、施設の設置に反対するのに対して、この報告書は、自分たちの利益や好都合を前面に取り上げて、海上自衛隊基地ないしは陸上自衛隊駐屯地の誘致を図ろうとする、前者のマイナスの行動に対して、プラスの行動となっている、その点が1点です。

そうして、さらにもう1点、従来いわれる地域エゴは、その周囲や推進側からの批判や攻撃にもかかわらず、公益の意味を問い、例えば政府に代表される公権力からの要請や押しつけに対して、計画の再検討や改善を迫っていく。そして、より高い次元での公益、公的な利益を引き出す、建設的な側面を持ち合わせている事例が少なからず見受けられるのに対して、この報告書の結論は、国家的なレベルでの公益を損なうものとなっているという点で、全く前者の正反対である点が1点です。

今、私は、この報告書の結論が、公益を損なうものと言いました。委員諸氏は、この私の発言に、恐らく大きく反発されることであろうと思っています。

その理由、発言の根拠について、これもまた2点、取り上げて御説明いたします。

報告書は、この宿毛周辺地域について、前線部隊の補給、休養のできる、いわば後方兵站基地として最適である、このように述べられています。これは恐らく、海上自衛隊の基地を想定してのことであろうと思われませんが、私には全く理解ができません。

皆様お忘れになられたのでしょうか。この30年以内に、70%とも、それ以上とも言われる確率で発生すると予想される大地震と、それに伴う大津波は、海岸線の様相をどのようにかえることになるのか。3.11の大津波が、東北地方の太平洋沿岸の港の施設を壊滅させ、中型、小型の漁船については言うまでもなく、大型の船舶さえも、陸上深く残骸をさらすこととなったあの光景を、私は今でも忘れることはできません。

あのような、そしてそれ以上とも思われる壊滅的な被害をもたらす大津波の襲来が予想されるそんな地域に、国費を投じて基地をつくるということは、税金の無駄遣いにしかならない。

公益を大きく損なう愚行として、国民一般の理解を得られるものとは思われない。少なくとも、私は、たとえ少額とはいえども、納税の義務を負う国民のひとりとして、そのような形の財政的な出動を肯定すべきでないと判断せずにはられません。

以前、同僚の議員から、その心配はない。現に横須賀基地は活断層の上にあると、お聞きしたことがあります。

活断層で起こる地震と、大陸プレート境界で発生する地震とどう違うのか。阪神・淡路大震災や、先ほどの熊本地震と、東日本大震災とを比べてみれば、明白です。海上自衛隊の基地や、停泊中の艦船にとって、災害の脅威は、揺れよりも津波なんだということは、素人の私にだってわかる、そういうことだと思っています。

次に、2点目、報告書は、東シナ海の防衛が最重要課題となりつつある今日、とこのように指摘しています。恐らくは、中国の海洋進出、中でも日本の領土である尖閣諸島とその周辺海域での中国海警局などの行動を意識しての指摘だろうと思うのですが、なぜ中国はあのように、執拗に尖閣周辺領海への侵犯を繰り返すのか。

それは、中国の海洋進出と、海底資源の横取りと、領土拡大の野望がなせるわざであり、このままでは早晩、ひょっとすると沖縄までも。全て非は中国にありとして、危機感をあおる今の風潮に、私は大きな違和感を抱くとともに、異論を挟まないではられません。

尖閣諸島は、日本にとっては、我が国固有の領土です。中国にとっては、古来、中国領土である。両者の主張は対立して、おさまるところを知らない。

だからこそ、1972年に、田中総理が日中国交回復のために北京を訪問した際に、尖閣諸島についてどう思うか。私のところに、いろいろ言ってくる人がいる、と切り出したのに対して、相手となった周恩来は、尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。この問題を議論し出したら、何日かかるかわかりませんよ、と返した。

さらに、1978年に、鄧小平が来日した際にも、この問題は、一時棚上げしてもよい。10年棚上げしてもよいとし、我々よりもっと知恵のある次の世代に任せようと、尖閣諸島の領土主権の確定を、政府同士で争うことを、当面は避けるように提案した。

この判断を、私は極めて賢明な判断だったと、そんなふうに思っています。

領土問題というのは、結局は戦争によってしか解決されない、そういう種類の問題です。

北方領土、竹島、尖閣諸島とてしかり。さきの太平洋戦争での日本帝国敗戦後の領土をめぐる戦後処理の不手際から生じたこの問題を、自国の思いどおりにするためには、また戦争をするしかない。世界の歴史は、そのことを如実に示してくれています。

だからこそ、国境線をめぐって争い合う国同士、どっちも自分の領土であると、声高に主張し合えばいいのです。日本は日本の言い分を、

国内的にも国際的にも主張する。中国も、自国の主張を強力に繰り返す。日本、中国双方ともに、絶対に譲れないと、事あるごとに繰り返せばいいのです。

ただ一つ、そういう主張を続けあっている間は、お互いに小さいやがらせはし合っても、現状を変更するような行動だけは起こさない。そして、白黒はっきりしない状態にとどめておく、尖閣諸島はそういう領土のはずだった。しかし、それが破られた。

それは、どちらが破ったか。

菅内閣のあのときに、領海侵犯をした漁船、海上保安庁の監視艇に体当たりを繰り返した、あの中国漁船の船長を逮捕し、日本の国内法にのっとって、訴追すると発表した。

中国政府は、日本が周恩来と田中角栄との間で交わしたあの約束を破棄して、領土としての既成事実を押しつける、実力行使に出たものと判断した。

その上に、石原東京都知事の尖閣買い取りなどという、おろかきわまりない策動と、野田総理が問題の拡大を避けようとしてとった国有化という行動。領土を争うもう一方が、そのような行動に踏み切ってきたときに、大きな不信感とともに、それなりの意思表示を繰り返すのも、当然というものでしょう。

中国が同じことを尖閣諸島でやったとしたら、日本は指をくわえて見えていますか。すれすれまでは挑発しても、戦争までには進まない。そうするだけのことでしょう。

中国が日本と戦争を起こしてまで、あの小さな島々の国境線を引き直そうとしているのかどうかは、一つの中国を標榜する中国政府の、台湾に対してのやり方を見れば明白です。

尖閣諸島の問題が先鋭化し、原因の最大の要因は、このような民主党内閣の外交音痴と、中国蔑視の極右政治家の悪らつなキャンペーンに

発している。

長々と、どこかで読んだことのあるようなお話の受け売りになってしまいましたが、こっちがいらいらする分だけ、あっちだっていらいらを募らせているのです。そんなときに、そのいらいらに火をつけて、さらに油を注ぐことになりかねない基地を、新たにつくりませんか。

後方兵站、自衛のためと称しながら、仮想敵は中国です。基地新設と、防衛大綱や中期防衛力整備計画の文言として盛り込む地政学見解とは、その周辺諸国に対する影響という点で、全く異次元の問題です。

それでなくても、昨今の日本の急激な右傾化と、全体主義的、軍国主義的傾向の復活に、ピリついている中国が、一層、強固に反発し、日本に対する警戒心と不信感を高めることは、火を見るよりも明らかです。

私は、別に中国の機嫌を損なわないために、新たな基地をつくるなど、そういうつもりはありません。武器の量や、だんびらの光ぐあいにおびえて、相手に負けない武力を求める。そして、果てしのない軍拡戦争にのめり込み、国力の限界に突き当たったそのあげく、周辺諸国の人々を見下し、蔑み、大和魂、神国日本などと、空疎なナショナリズムをあおり立て、自衛のための戦いだ。満州は日本の生命線だと叫びまくった大日本帝国の軍人や政治家や、愛国者然としたもろもろ、その連中がさきになって突っ走り、老若男女、国民の大多数が踊らされ、踊り狂ったあの道を、また性懲りもなくたどり始めるほど、今の日本国民がおろかであるとは思いません。

たとえ時の権力者が、「美しい国 日本」などと、歯の浮くような言辭を弄して昔返りを叫んだとしても、衣の下の鎧に気付かぬ者ばかりではない。

しかしながら、北朝鮮のミサイル実験に対す

るトランプアメリカ大統領の大はったり、結果的にブラフでしかなかった空母派遣の報道に、すぐにも攻撃を始めて、金正恩をたたきまくれと、目を輝かせていた人物が、私の周囲にもいたことは確かです。

基地を新たにつくることは、単なる内政上の事項としてとどまるものではないのです。ひとり、中国を初めとする周辺諸国の反発を招くだけにはとどまらず、その反発に輪をかけて反発する、国内の反中国の風潮をあおるといふ、二重の害を生じかねない、もろ刃の剣となることを、私は思わないではられません。

本日、シンガポールで、不倶戴天の敵のように、罵詈雑言で渡り合った御当人、米朝のお二人が、会談に臨んでいます。

ミサイルや、2基で2,000億円以上すると聞く迎撃ミサイル、イージス・アショア以上に、自衛のために必要であり、最も効果のあるシステムは、にらみ合う両国首脳の手を交えた会談であり、外交なのだ、私はその成果に注目しています。

たとえ紆余曲折あろうとも、戦争になることだけは避けられる。全ての戦争は、防衛の名で始まります。防衛体制の強化にも寄与するものであるとし、防衛に対する貢献とうたいあげる報告書の、宿毛湾への基地の誘致は、かえって東アジア地域での緊張を高め、我が国の安全保障に大きな禍根を残しかねない危険をはらむものであるとともに、一旦事あるそのときには、宿毛湾周辺の安全を脅かす根源ともなりかねない、そのことを私は衷心から危惧しないではられません。

それでは、どうすればいいのか。人口減少と停滞し、縮小する経済、南海トラフ地震の際の迅速な救助活動、復旧復興対策はどうするのか、自衛隊の基地や駐屯地の誘致を抜きにして、地域経済の活性化が図れるというのか。図ってい

こうじゃないですか。

人口減少と停滞、縮小する経済。経済の活性化や減少する人口に対して、悪戦苦闘はしながらも、海で、山で、田んぼで、畑で芽吹き始めたもの、小さいとはいえ、つぼみをつけ始めているもの、いっぱいありはしませんか。

その成長を見守りながら、議会も力を添えられるよう努めていこうじゃないですか。

震災発生後、生存限界とされるのが72時間というなら、一人でも多くの命を守るように、市民一丸、力を合わせて備えようではないですか。

自衛隊の皆様方の昼夜寒暖をいとわない御尽力に感謝し、その存在をたたえ、支えるためにも、裏返し、地域エゴというべきこの報告書の承認に疑義を申し上げるとともに、議員諸氏の良識ある御判断をお願いして、私の討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「自衛隊誘致調査特別委員会最終報告書」を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました

議案につきまして、提案理由の御説明をいたします。

議案第1号は、平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成29年度決算において剰余金が発生することに伴い、当該剰余金を、平成30年度の繰越金として緊急に予算補正する必要が生じたので、428万3,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

議案第2号は、平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について、同じく専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成29年度決算に伴う給食費の未納金について、繰上充用金を緊急に予算補正する必要が生じたので、6万7,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

議案第3号は、平成30年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、新たに1名の方を人権擁護委員候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第4号は、平成30年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で4,441万8,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、県委託金、347万6,000円、基金繰入金、3,534万9,000円、雑入、550万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、宿毛東団地住宅支援事業費補助金、600万円、宅地分譲促進基金積立金、600万円、コミュ

ニティ助成事業助成金、550万円。

商工費で、林邸再生・活用事業、203万5,000円。

消防費で、消防団員退職等報償費、280万円。

教育費で、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、347万9,000円、学校給食事業特別会計繰出金、894万1,000円を計上しております。

議案第5号は、平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

総額で、894万1,000円を増額しようとするもので、内容としましては、経年劣化等により使用不能となりましたフライヤーを新たに設置しようとするものです。

議案第6号は、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成29年10月より本格運行しております宿毛市コミュニティバスについて、運行経路の変更に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第7号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第8号は、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、本年7月末完成予定の宿毛小学校屋内運動場の改築に伴い、当該屋内運動場の面積に変更が生じたので、9月1日からの一般開放に向け、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第9号は、宿毛市立運動場条例の一部を

改正する条例でございます。

内容につきましては、本年7月末完成予定の武道館の新築移転に伴い、住所変更等をする必要が生じたので、9月1日からの一般開放に向け、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第10号は、宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号は、宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令及び、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でござ

います。

内容につきましては、手代岡小集落地区改良住宅団地の1棟目の建てかえが本年6月末に完成することに伴い、住宅の名称及び家賃等を定める必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、財産の処分についてでございます。

内容につきましては、昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令により、宿毛市に帰属した財産のうち、当該政令施行前から引き続き楠山地区が管理している財産を楠山地区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月13日から6月15日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、6月13日から6月15日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月13日から6月17日までの5日間休会をし6月18日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時57分 散会

陳 情 文 書 表

平成30年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第12号	平成 30. 5. 7	日本政府に核兵器禁止条約の批准を 求める意見書の陳情書	高知県平和行進実 行委員会 代表委員 田口 朝光	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成30年6月12日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成30年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成30年6月18日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和美 君
兼調査係長
議事係長 宮本 誉子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君
副市長 岩本 昌彦 君
企画課長 黒田 厚 君
総務課長兼
選挙管理委員会
事務局 長 河原 敏郎 君
危機管理課長 岩本 敬二 君
市民課長 山岡 敏樹 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。11番、松浦でございます。

それでは、通告をいたしておる問題について、市長並びに教育長に対して一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は、宿毛市における防災対策、とりわけ震災から園児や児童、生徒の命を守る取り組みについてと、3月議会でも質問いたしました運動公園等の芝の管理の問題についてであります。

まず、初めは防災対策について、お伺いいたします。

2011年3月11日に発生した東日本大震災の発生から7年と3カ月が経過いたしました。犠牲となられた方は、死者、行方不明者及び震災関連死を含めると、約2万2,000人です。そして、福島第一原発の事故も相まって、住みなれたふるさとを離れ、家族がばらばらとなって、全国各地で避難生活を余儀なくされている方は、今なお7万人を超えるという状況であります。

私たちがかつて経験したことのない、甚大な震災であります。

こうした東日本大震災の経験をもとにして、今後の宿毛市における防災対策に生かし、1人でも多くの人の命を守るという取り組みをしなければなりません。

御案内のとおり、南海トラフ大地震の発生については、年々その確率が高くなっていると報道されています。来るべき南海トラフ大地震の発生に備えての防災対策は、本市にとりまして、

まさに喫緊の課題であります。

そこで、児童生徒の命を守るための学校における防災対策について、以下、質問をいたします。

4月26日、仙台高等裁判所は、東日本大震災で犠牲となった宮城県石巻市立大川小学校の児童23人の遺族が、石巻市と宮城県に約23億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、学校や市に組織的な不備があり、学校側の防災対策に過失がある。そして、大川小学校は、川に近い立地条件を踏まえば、津波で震災する可能性を事前に予見することはできたと指摘されております。

また、危機管理マニュアルについても、その内容について、地域の実情に応じて、危機管理マニュアルの改訂をすべきであるが、その義務を怠ったともいわれます。

このように、これまでの1審判決を変更して、原告に対して損害賠償の支払いを求める判決を下しました。

この仙台高等裁判所の判決は、全国の学校現場を初めとする教育関係者に大きな影響を与えるものであります。

そこで、宿毛市として、今回の判決について、どのように受けとめているのか、まず市長並びに教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。松浦議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思っております。

けさ、大きな地震が、大阪府の北部のほうであったようでございまして、震度6弱というふうに報道されております。

当市とも関係の深いコマツの大阪工場も、枚方市のほうにございますし、非常に心配なところではございますが、大きな被害が出ていないことを、願っているところでございます。

それでは、早速、防災関係の質問に答えてまいりたいというふうに思っております。

答えさせていただきます。

平成23年におきましては、東日本大震災では、多くの方々が犠牲となり、発生から7年が経過した今でも、復興に向けた取り組みが継続して行われている状況でございます。

本市でも、必ず発生するとされている南海トラフ大地震に備えて、ハード、ソフト両面での対策を行っているところでございます。

今回、石巻市立大川小学校に関して、仙台高等裁判所の判決が出されたところであります。今回の判決では、1審の仙台地裁が認めなかった、震災前の学校側の防災体制の不備が認定されました。

想定浸水区域外の学校であっても、想定以上の想定を行う必要性が求められておまして、学校現場にとっては、非常に厳しい内容のものとなっていると考えているところでございます。

現在、本市の小中学校においては、災害に備えた避難訓練を行っており、防災マニュアルの点検、見直しも行っていると聞いておりますので、今後も教育委員会とも連携を図りながら、児童生徒の安全確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

なお、石巻市につきましては、最高裁判所へ上告するというところでございますので、最高裁判所の判決を注視していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 皆様、おはようございます。教育長、11番議員の一般質問にお答え申し上げます。

仙台高等裁判所の判決では、1審の仙台地裁が認めなかった震災前の学校側の防災体制の不備や、市教育委員会は、危機管理マニュアルの

内容を点検し、指導すべきだったとの判断に基づき、市教委を含めた組織的な過失が認定をされているところであります。

児童生徒の安全を確保するためには、より高いレベルでの取り組みが必要というふうに考えておりますけれども、一方で、専門的な知見も取り入れて作成をされましたハザードマップについて、専門的な知識を有していない先生方が判断をし、修正を加える義務を負うことが求められた今回の判決は、学校現場にとっては、非常に厳しい内容のものとなっていると考えているところでございます。

現在、本市では、学校防災マニュアルに基づき、地域と連携した避難訓練を行っておりまして、防災マニュアルについても、点検、見直しをその都度行っている状況でございますけれども、今後も市防災担当課の協力を仰ぎながら、取り組みの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、控訴審判決を受けまして、石巻市だけでなく、宮城県についても、最高裁判所へ上告するというところでございますので、最高裁判所の判決を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今回の判決は、最終判決ではない、高等裁判所の判断ということでもありますけれども、まだ最高裁に上告をしたという部分で、最終的な結論は出ておりませんが、防災対策、今、市長、教育長言われたように、本当に命を守るという部分で、取り組みを強化をしていただきたいというふうに思います。

それでは、再質問をさせていただきます。

高知県は、平成26年3月に津波発生時における対応についての学校防災マニュアルを、改

訂の上、作成されております。

これをもとにした市内の各学校において、学校独自の学校防災マニュアルは作成されているのかどうか、その状況について、教育長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

災害時の防災マニュアルにつきましては、市内全ての学校が、それぞれに作成をいたしております。その内容は、災害発生時における在校中、登下校中、在宅中に区分した、それぞれの対応。避難誘導時における対応、関係機関への連絡体制、児童の保護者への引き渡し、避難経路、点検活動等を記載しているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、教育長のほうから、全ての市内の学校においては、作成をされておるといこととありますが、高知県教育委員会が作成した学校防災マニュアルは、今、教育長が言われましたように、事細かく、あらゆる問題を想定して書かれておりますが、作成だけに終わるのではなく、要は、いかに教職員を初めとする、全ての関係者の方のものにしていかなければならないと考えます。

そこで、学校現場の多忙が言われている現在において、この学校防災マニュアルに基づいての、研修や訓練が大変重要となってくると思いますが、それぞれの学校における研修や訓練の状況について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

各学校におきましては、年に数回、多い学校では、年に10回以上の避難訓練を実施してお

りまして、在校時、登下校時、遠足中など、さまざまなケースを想定した訓練が実施されております。

具体的な訓練を幾つか申し上げますと、小筑紫小学校及び小筑紫中学校では、小中学校と地域との合同防災訓練を実施をいたしております。訓練中の緊急地震速報を地域で放送し、それぞれの学校で、避難場所までの避難訓練を行い、その後、高知工科大学の学生も参加していただいて、防災教育に関するレクリエーションを行ったり、あるいは地域や保護者を対象に、講師を招いた講演会等も行っているところでございます。

また、咸陽小学校では、集団登校時の避難訓練を、片島中学校並びに大島中学校と合同で行ったり、AEDの使い方の講習を受けたり、あるいは参観日に、保護者も含めた児童引き渡し訓練なども行っております。

なお、各学校では、学年に応じた防災にかかわる教育目標を設定をいたしまして、各教科の中で、防災に関連する内容も指導、学習しているところでございます。

教職員の研修につきましても、避難訓練とは別に、各学校で避難場所の確認等を、随時実施するとともに、県教育委員会主催の学校安全教室推進講習会や、防災教育研修会等の研修に参加する中で、防災意識の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、教育長のほうから訓練や研修について、それぞれの学校で訓練を行っているというお話がございました。

いざ災害発生時には、この訓練が生かされるというふうに思いますので、それぞれの学校で取り組みをしていただきたいと思います。

次は、今回の判決の中でも述べられておりま

すが、学校防災マニュアルでは、地域の実情に合わせたマニュアルとすべきであるとも言われております。学校の立地する環境や、学校規模、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など、各学校によって、状況はさまざまであります。

各学校では、それぞれの学校や地域の実情を踏まえた防災マニュアルを作成する必要があると思います。

その学校が立地している場所により、その対策は違ってくると思います。

一つの例として、海岸近くにあり、最大浸水深が10.94メートルと予想される咸陽小学校や、そしてまた、平田小学校とでは、全く違って来るのであります。

このように、それぞれの学校が作成している学校防災マニュアルが、地域の実情に沿ったものになっているのかどうか、この点について伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

その前に、先ほどの御質問に関しまして、答弁の中で、咸陽小学校では、片島中学校と大島小学校とで合同で行っているという中で、大島小学校を大島中学校というふうに発言したようでございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、御答弁申し上げます。

各学校によって、学校の場所、施設の状況が違いますので、学校防災マニュアルでは、施設内避難経路を学校独自で作成をいたしてございまして、学校施設外の避難経路の安全性を担保するために、2つの避難経路を位置づけしている学校もございまして。

また、浸水域外の学校では、校庭を一時避難所としておりますけれども、想定外の浸水が見込まれる場合には、地域内のさらに高い場所へ

避難することといたしております。

浸水域の学校では、校庭が浸水をするために、まず高台へ避難するようにいたしております。

このように、学校防災マニュアルは学校の状況、地域の状況を考慮しながら、各学校において作成をいたしておるものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） それぞれ学校によって、それこそ教育長言われるように、立地する場所によっても、全然違ってくると思いますので、そこらあたり、点検を、再度お願いをしておきたいと思っております。

それでは、高知県教育委員会が作成した学校防災マニュアルでは、安全点検のあり方についても、指摘をされております。その中で、避難経路や避難場所についても、しっかりと点検をしなければならないとうたわれております。

災害の種類や状況に対応した複数の避難経路と、避難場所が確保されているか。児童生徒の特性や、発達段階を踏まえているか、という観点からの点検が重要であるといわれております。当然のことです。

先日の高知新聞によると、南海トラフ地震の発生時に、津波の浸水が想定されている高知県内の小学校64校のうち、42校で避難場所を、複数設定しているとの報道がありました。

しかし、残り22校が、防災マニュアルでうたわれているように、複数の避難場所を設定していない状況であります。そこで、市内の浸水地域と予想される各学校において、複数の避難経路や、避難場所を確保しておくということについて、宿毛市内の学校の状況について、伺いいたします。

あわせて、避難する場合の対応について、児童生徒の特性や、発達段階を踏まえているかという点であります。

小学校で見ると、低学年と高学年では、その対応はまた違ってくると思います。これらのことについても、しっかり点検をされているのかどうか、教育長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

市内全14校のうち、浸水域内にある学校が7校ございますけれども、そのうち複数の避難場所を確保している学校が6校でございます。

設定をしておりません1校につきましては、近隣の高台を避難場所として設定をいたしておりますけれども、当該避難場所は十分な高さ、そして避難経路となる市道も十分な幅員が確保できていることから、生徒の避難場所としては問題ないものというふうに考えております。

また、避難経路については、家屋の倒壊や土砂崩れも想定している中で、複数の避難経路による避難訓練が実施されている状況でございます。

避難時における対応につきましては、病気やけがで避難できない児童を初め、支援が必要な児童生徒については、教職員がリヤカーに乗せて運ぶといった個別の対応についても、学校防災マニュアルに記載している学校もございます。

また、年に数回実施しております避難訓練では、低学年には低学年に応じた訓練、高学年には高学年に応じた訓練が、それぞれ実施されているところでございます。

なお、学校防災マニュアルには、定期的な点検活動を実施する旨も記載しておりますので、学年に応じた避難訓練の実施内容の点検はもとより、教室内で落下しそうな物はないか、施設内の避難経路に破損等がないか、といった点検についても、実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次に移ります。

仙台高等裁判所の裁判では、被告の石巻市等は、大川小学校はハザードマップでは津波の浸水予想区域ではなく、予見することは困難であったと主張し、このことが今回、大きな争点となりましたが、仙台高等裁判所は、判決の中で、大川小学校はハザードマップでは、津波の浸水予想区域ではないが、川が近くにあり、予見は可能であったと示されました。

しかし、宿毛市の現状を見た場合、大川小学校とは大きく違い、津波の被害を想定したハザードマップでは、咸陽小学校や咸陽保育園を初めとする学校や保育園が、津波の浸水域であると指摘されております。今、教育長の答弁がありましたように、7校あるということでありませぬ。

このような宿毛市の立地を考えるならば、幼い児童の命を守るということを第一義とする、防災対策に取り組まなければなりません。

そのためには、早急に高台移転を含む防災対策が重要となってまいります。

津波の発生についての予見は、現在の科学や、専門家でも大変難しいのが現状であります。津波が発生してからでは遅いのであります。

しかし、人の命はお金にかえることはできません。宿毛市として、今議会の初日の議員協議会において、中平市長より、咸陽保育園と中央保育園を統合し、小深浦の高台に移転していくとの方針が示されました。

私も、これまで咸陽保育園を初めとする保育園の高台移転問題については、この議会でも取り上げ、対策を求めてきた経緯があります。

現時点では、具体的な計画は示されませんが、保護者への説明や、県道の浸水対策等々、まだまだ課題は多くあります。幼い園児の命を守る対策として、一定、評価をいたします。

しかし、咸陽保育園と中央保育園のほかにも、公立、私立合わせて、まだ3つの保育園が津波の浸水域にあるといわれております。幼い園児の命を守る対策を、早急に、しかも計画的に講じなければならないと考えますが、今後の取り組みについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市の津波浸水域にある保育園は、公立では、先ほど議員より、高台移転への一定の評価をいただいたというふうに思っております。

その中でありました咸陽保育園、中央保育園のほかに、二宮保育園の合計3園、そして私立は宿毛保育園と大島保育園の2園があるところでございます。

もちろん、この残り3園につきましても、私立、公立関係なく、できる限り早い段階での高台移転が望ましいと考えております。

今後は、私立保育園両園の意向も聞かさせていただきながら、宿毛市全体として、より安全で安心した保育園運営をしていただけるよう、努力してまいります。

なお、議員が懸念されております小深浦の高台への道路の冠水につきましては、既に対策工事を実施することが決定しておりますことを、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、取り組みとしては、迅速に取り組みをしていただきたいと思います。

次に、今の質問に関連いたしますけれども、宿毛市としては、これまでの議会の中で、平成26年10月2日に行われたプロジェクト会議の中で、財政シミュレーションをもとに検討し

た結果、平成34年度には、財政調整基金が枯渇するおそれがあるとのことから、咸陽保育園の高台については、延期をしたとのことでしたが、今回、咸陽保育園と中央保育園を統合して、高台に建設するとの方針が示されました。

一方、最近になって、市役所庁舎の建設という問題もクローズアップされております。宿毛小中学校の建設とあわせ、市役所庁舎の建設、保育園の高台移転問題を考えると、財政的な課題が大変危惧されます。

今回、これまでの方針をかえて、統合による高台移転を決定した理由について、お伺いいたします。

このことについては、今後の財政シミュレーションをしっかりと検討の上での決定であると思いますが、前回、決定をした時点での財政シミュレーションと比べて、どのように改善されたのか、この点についても合わせてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、財政シミュレーションについて、少し説明をさせていただきたいと思っております。

本市の財政シミュレーションは、景気の動向や人口の減少などを加味した、歳入見込みや、大型建設事業費や扶助費、公債費等の歳入見込みを算出したしまして、その差額をもって試算しております。

毎年、シミュレーションを更新し、予算編成時の参考資料とすることで、予算の配分や義務的経費の減額に努めているところでございます。

平成26年10月に提示いたしました、先ほど議員のほうから御指摘のあったところですが、財政シミュレーションでは、平成29年度末時点の財政調整基金残高が、約13億4,000万円まで減少する推計となっていたこともあり

まして、咸陽保育園の高台移転については、延期をした経過がございました。

しかしながら、それ以降、歳出抑制や、ふるさと寄附金などの歳入増加にも努めた結果、平成29年度末の財政調整基金残高は、約22億6,000万円まで増加をいたしました。

また、施設等整備基金や、減災基金につきましても、積み増しを行い、平成25年度に比べ、安定的な財政運営を行っているところでございます。

今後、市役所庁舎建設や、小中学校建設、そして保育園高台移転といった大型建設事業が控えておりますが、公債費の大幅な増加とならないよう、財政シミュレーションを慎重に分析し、適切な予算編成を行うことで、引き続き、安定した財政運営に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

先ほど、議員のほうからお話がありました、やはりいつ来るかわからないのが、この地震、そして津波であります。

また、議員のほうから、人の命はお金で買えないというお話もありました。非常に厳しい財政状況ではありますが、例えば、緊急防災減災事業債、こちらのほうは、平成28年度までとなっておりましたが、28年12月に、平成32年度までの延長が決まったところでございます。

こういったものも、財政シミュレーションにしっかりと生かして行って、今後の財政を圧迫しないような形で、できるだけ有利な、そういった起債等も使いながら、事業を進めていきたい、そのように考えております。

私ひとりでできることではございません。当然、庁舎一丸となって取り組んでいる事業ではございますが、ぜひ議員の皆様方にも御協力、そしてお力をかしていただきたい、そのように思っているところでございまして、どうかその

点につきましても、よろしく願いをいたしまして、答弁にかえさせていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） これという産業のない本市でございます。財政的に大変厳しいことが予想されます。そこらあたり、十分精査しながら、取り組みをしていただきたいというふうに思います。

防災については、以上で終わります。

次は、宿毛市総合運動公園等の芝の管理について、お伺いいたします。

3月の定例議会においても、補助グラウンド等の芝の管理の問題について、質問をした経緯があるわけです。

その中で、教育長より、委託業務の確認については、業務報告書をもとにしながら、可能な限り、現地調査の上、行っているとのことあります。

そこで私は、宿毛市の情報公開条例に基づき、平成29年度の宿毛市総合運動公園陸上競技場を初めとする、芝の管理についての業務報告書を取り寄せました。

この業務報告書を私なりに精査をしまして、何点か疑問に思うところがあったので、改めて平成27年度と28年度の宿毛市総合運動公園陸上競技場の芝の管理についての業務報告書を取り寄せました。

どうしても不可解な点がありますので、以下、芝の管理についての問題を、再度行うことを、お許しを願いたいと思えます。

初めは、宿毛市総合運動公園陸上競技場の芝管理についてであります。

芝の管理についての契約内容、及び業務委託料はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、11番議員の一般質問にお答え申し上げます。

総合運動公園の陸上競技場の芝の管理に関する御質問でございますけれども、契約内容につきましては、作業内容として、芝刈りや肥料、殺菌剤、殺虫剤、除草剤の散布、目砂入れ、散水、冬芝の育成、エアレーション、サッチングの作業や補助グラウンドの整備等を含め、業務委託料といたしまして、平成27年度から29年度までの各年度において、それぞれ627万4,800円で、委託契約を締結いたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 委託内容については、教育長が示したとおりだと思いますが、それでは、業務委託料、年間627万4,800円。これの支払形態はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

委託業務仕様書におきまして、委託料の支払いは、年6回といたしております。2カ月ごとの概算請求により支払いを行い、最終の支払いにおいて、清算を行うものとするというふうに明記をいたしております。支払いについては、それに沿った形で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、教育長のほうから、支払い最後の、2月、3月の支払いの時点で、精算をしておるということでございますけれども、私の見間違いかあれかわかりませんが、平成28年度に行った業務内容と、使

用したお金、使った肥料、人員の数、そして29年度、全く一緒なんですよ。

今、2カ月に一遍、支払いをしておるということですが、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月から1月、2月、3月と、この6回支払っておりますけれども、全ての数字が28年度と29年度、同じなんです。

この点について、説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、芝の管理については、仕様書に基づいて、基本的には管理を行っていただいていると。

例年、総合運動公園補助グラウンドも含めてでございますけれども、各時期によって、芝の管理の手だてというのは、大体、そう変化があるものではない。

そういったことも含めて、ですので2カ月に1回の金額が、大体、概算払いでございますので、最終的な円までの単価にはなっておりません。当然、そういう概算払いをして、最終月、年度末に精算をするということから、2カ月に1回の支払額が大体同じ、大体と言うか、同じになっているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 大体同じじゃないんです、全て同じなんです。全て。

それで、仕様書を見ますと、計画では、総合陸上競技場148回の216人で単価を出して、合計が607になっていると思いますけれども、最終的な回数は、213人と、計画より少なくなっておるわけです。人員の数が。

これでも支払いが同じということになってますけれども、この点についてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

芝の管理につきましては、基本的には、先ほど言いましたように、仕様書に基づいて年間の契約をいたしております。

その中で、仕様書に毎月、いわゆる芝刈りであるとか、あるいは給水、散水作業、そういうものを仕様書に明記いたしておりますけれども、これは議員も、3月議会でも申し上げましたけれども、夏場の特に暑いときには、2回とあっても、3回、4回まくこともございます。

ですから、そこはもう、教育委員会としては、芝を適正な状態で管理をしていただくということを基本に、仕様書を目安として策定をして、それに基づいて、適正に管理をしていただきたいということで委託契約を行っておりますので、年間を通して正常な状態で管理をしていただけるということについて、多少、個々の、月々の内容が変化がありましても、トータルで適正な芝が管理できているということで、委託料を支払っているということでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） どうしても合点がいかないんですよ。同じになるというのが。28年と29年が全く。肥料の購入した額とか、燃料とか、消耗品全てが統一された数字なんです。変わっているのは、28と29が違うだけです。

また次にお伺いします。

オイル代や草刈り機の替刃代金等の消耗品、並びにガソリン、軽油、混合ガソリン等の燃料費、及びダンプの借上料について、以下質問をいたします。

宿毛市に提出される業務実績報告書は、まさに予算書ではないわけでありまして。2カ月ごとの業務実績に基づき、決算状況をまとめた金額

であります。

今までの答弁の中で、最終の2月・3月の支払いのときに精算をするということですが、消耗品の購入や燃料の購入金額が、消費税が導入されている今日において、端数がなく、その多くが万単位になり、千円単位となっております。

私としては、到底、考えられない金額じゃないかと考えますが、このことについて、どうしてこのような金額となっておりますのか、説明を求めます。

一つの例として、燃料費を見ますと、これもまた28年度と29年度、全く一緒。多いときは7万5,000円、2カ月。そして、27年度を見ますと、4月、5月の金額が3万円で、あとの数字は全て一緒。どうしてこんな金額。

そして、2カ月に7万5,000円の使用燃料。わかりませんので、答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

消耗品や燃料等の購入金額が、万単位や千円単位になっている点についてでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、支払い方法が2カ月に1回の概算払いということになっておりまして、最終的な年度末で精算をするということから、小さな円までの端数を、2カ月に1回の請求にはなっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、精算払いについては理解しました。

じゃあ、最終の2月、3月期の支払いについて、最終調整をしながら支払いをするという答弁でしたね。そしたらこれ、消耗品が2万1,600円、ガソリンが6万5,000円、最終

的に。端数が全然ついてないんですよ。

さっき言ったように、燃料も日々変わってきます、単価が。買い物をすれば消費税がつかます。そういう中で、2月、3月期に精算をするというのであれば、この2月、3月に業者から提出される報告書において、端数が出んというのがどうしてもわかりません。

再度、答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

最初にも申し上げましたように、毎年度、年間の契約、芝管理に関する契約金額は、627万4,800円で契約をいたしております。当然、その中には、燃料費もあれば、いろんな必要な、芝管理のために必要な経費が含まれております。

したがいまして、ただ私ども実際に、実績に応じて、必要にかかった支払額を支払いするということではなしに、適正に1年間、芝を管理をしていただくための必要な経費として、627万4,800円必要ということで、契約を交わしている。

したがいまして、ガソリンも、例えば仕入先によって、いわゆる委託業者がどういう単価で仕入れているのか、あるいは人夫賃についても、どれだけ支払っているのかというのは、それは企業側が判断をしてやるべきことだろうと。

私どもは、あくまでも適正な管理をするための仕様書として提示をして、そういうことであれば、適正に管理ができるであろうという前提のもとで契約をいたしておりますので、あとの仕入先であるとか、仕入単価であるとか、そういったことについては、業者側が判断をしていただく。

ですから、我々の仕様単価よりも低いからけしからんとか、そういったことではないという

ふうに理解いたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 理解に苦しみます。

次は、ダンプの借上料についてでありますけれども、どのような作業を行うときに、このダンプの借り上げをしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

ダンプの借上料についてでございますけれども、芝管理におきまして、目砂の散布を行っておりますけれども、その際に、ストックしております目砂を、目砂散布機に移しかえる必要がございます。

特に、大量の目砂の場合には、ショベルカーが必要となってまいりますので、ショベルカーを運ぶためにダンプを借り上げているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ダンプの借上料、27年度、年間で9回の目砂入れの作業を行っておりますけれども、借上料は1回、6月、7月に5万円、1回だけです。

平成28年度、29年度、これは先ほど質問したように、年間6回で、3回のダンプの使用料となっております。

このダンプの使用料は、28年、29年と全く一緒でございます。その点について、21年度は9回を行って1回の使用料、借上料、そして28年、29年は全く同じ。このことについて、説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたように、広範囲に大量の目砂を散布する場合には、基本的にダンプとショベルカーを借り上げているところでございますけれども、少量の場合につきましても、委託業者が手作業でストックをいたしております目砂を、目砂散布機のほうへ移しかえて、それから散布をしているということから、実際のダンプの借り上げた回数と、目砂の散布回数は違ってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） いろいろ答弁されておりますけれども、最後に、委託業者からの業務委託料の請求の際に、肥料の購入や消耗品の購入、並びに燃料費等の購入等、支出に係る全ての領収書の提出を求めるとして監査を行い、そうした監査を経て、委託業者に業務委託料を支払っていくのが、普通の方法ではないかと、私は思います。

宿毛市として、領収書の提出を求めているのかどうか、そして委託業者から提出される実績報告について、どのような監査をしているのか、監査体制についても伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

委託業者から提出される業務実績報告書等のチェック体制についてでございますけれども、まず、委託業者が芝刈りや肥料散布などの業務を行う際には、事前に担当課へ報告をさせていただきますとともに、仕様書の確認をしてから、作業に取りかかっているところでございます。

その後、2カ月の業務が完了するごとに、業務実績報告書と請求書を提出していただいて、その後で地方自治法第234条の2第1項の規定に基づく検査を行った後に、委託料を支払っております。

検査は、あくまでも契約の相手方が、契約や仕様書の内容どおりに業務が適切に行われているかどうかを確認することを目的に行っておりますので、領収書の提出は求めておりません。

なお、今年度から作業時の業務日誌と、写真も添付していただくよう、チェック体制を強化をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ということは、4月の初めに業務契約書620何ぼ結んだ、この金額については、中身の入り組みというか、それについては、領収書の添付を求めないということは、監査をしてないということですね。

627万については、業者には支払いしますと、年間。けれど、毎月あがってくる請求書についての監査はしてないと、いうことで良いんですかね。

公金ですのでね。公金ですので、そういう領収書の提出を求めないというのは、どうしても私には理解ができません。

次は、補助グラウンドの芝の管理について、伺いをいたします。

補助グラウンドの整備については、実績報告書によると、当初の仕様書のとおり、19回、19人役で実施されております。幾ら補助的なグラウンドとはいえ、宿毛市の貴重な財産であります。そして、有料公園施設として位置づけられておるのであれば、他の施設と同様に、しっかりと整備をしなければなりません。

しかし、実績報告書を見る限り、3月議会で指摘いたしましたように、作業内容についての記載がなく、どのような作業をしたのか、全くわかりません。それぞれどのような作業を行ったのか、業務内容について、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

昨年度、補助グラウンドで実施をいたしました19回の作業内容につきましては、月々及び夏場の複数回の芝刈りに加えまして、肥料散布や散水を実施いたしております。

作業内容については、以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次は、3月議会において、教育長は補助グラウンドの管理について、どのような管理が望ましいか、検討をしていきたいとの答弁であったと思いますが、3月議会以降、補助グラウンドの芝の管理の方法について、どのような検討をしてきたのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

補助グラウンドの管理につきましては、3月議会でも申し上げましたけれども、改めて現在に至るまでの経緯について、述べさせていただきたいというふうに思います。

本グラウンドは、当初、宿毛市総合運動公園の仮設駐車場として位置づけられておりましたが、当時の宿毛少年サッカークラブ、現宿毛FCから、平成15年1月10日付で少年サッカーの練習及び試合に使用したい旨の使用許可申請書が提出をされまして、市としても許可をいたしておりますけれども、その後、使用を継続するようになった同サッカークラブが、本グラウンドの管理は自分たちで行うという条件のもとで、敷地内の全面に芝を張るとともに、倉庫やフェンス、クラブハウスなども整備をされております。

このころの芝の管理については、同サッカークラブが行ってございましたけれども、その後、引き続いての管理は困難という申し入れを受け

まして、平成26年6月に宿毛市都市公園条例の一部改正を行い、同条例中に補助グラウンドとしての位置づけがされるとともに、本グラウンドの管理が、市長部局から教育委員会部局へ移管をされました。

その際、教育委員会といたしましては、それまでサッカー専用グラウンドとして行ってきたようなレベルでの芝の管理はできない旨を、同サッカークラブにも伝えております。

それ以降につきましては、簡易な芝の管理を行いながら、使用目的をサッカーに限定せず、さまざまなスポーツ等に使用できるグラウンドとして、一般に開放している状況でございます。

このため、本グラウンドは、陸上競技場のように、厳格な芝の管理は行っておらず、あくまでも補助的なグラウンドとしての管理にとどめているのが現状でございます。

今後におきましても、芝の維持管理の仕方に大きな変更点はございませんが、今年度から、例年の業務内容に加えまして、定期的な砂補充や、エアレーションを追加するなど、管理の改善を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、答弁をいただきました。

そこで、今の答弁に重複する部分があるかというふうには思いますけれども、提案をさせていただきたいと思っております。

補助グラウンドの管理についても、陸上競技場や防災広場と同じく、作業内容を明確にした仕様書を作成していくことが必要ではないかと思っておりますけれども、教育長、この点についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、3月議会における議員からの指摘等も踏まえまして、平成30年度は芝刈りだけでなく、散水等についても、仕様書のほうに明示するなど、必要な作業項目が、より明確な仕様書となるように、改善をいたしております。

また、先ほど申し上げましたけれども、日々の業務日誌とあわせて、作業写真も提出していただくなどの改善も行っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） わかりました。一定、前向きというか、前に進んでおるかなという部分がいたしますので、理解を示すところでございます。

再度、お伺いするんですけれども、3月の質問をした時点での補助グラウンドの状態を見て、原因については、何か、どうしてかということで、質問したことがありますけれども、あの3月議会で、ことしの冬は例年になく寒かったことが原因ではないかと、答弁されておりますが、今でも教育長は、3月議会で質問した当時の、あの芝の状態を見て、冬の寒さが原因と考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

補助グラウンドの芝の生育の悪かった原因について、昨年の夏は猛暑だったにもかかわらず、散水の回数が少なかったためではないかという指摘を、3月議会でも受けておりますけれども、その後、調査をするということで、県内の芝を管理している施設担当のほうにも問い合わせをいたしましたけれども、明確にこれが原因だということには、至っておりません。

ただ一つ、大きな要因といたしまして、本補助グラウンドの芝が、高麗芝であるということ

も考えられるのではないかと。

高麗芝といいますのは、御承知のように、高温多湿に適用した夏芝でございまして、冬場には茶色に変色するという性質を持っております。

実際に補助グラウンドを見ますと、3月の時点では、まだ茶色の状態でございましたけれども、4月に入ってから、徐々に緑に色づき、5月には一面、緑色に生育をいたしております。

なお、散水につきましては、先ほども申し上げましたように、今年度から回数を仕様書に明記をいたしておりますけれども、基本的には、これまで同様に、天候の状況を見ながら、効率よく、効果的な散水を行う中で、しっかりと管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、ことしの3月の第1回市議会定例会におきまして、松浦議員から、芝が枯れている原因は何かとの一般質問に対しまして、暗渠工部分の芝については、ことしの冬は例年に比べて気温も低かったために、その部分の水はけ等に悪影響を及ぼした可能性があるのではないかと、いうふうに答弁を申し上げましたけれども、これは、ことしの冬が例年よりも気温が低い日が多かった、そういう冬場の気温データを参考にしたものでございまして、寒さも一つの要因になっているのではないかと、いうことから、判断をいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 最後になりますけれども、防災広場の芝の管理について、お伺いいたします。

平成29年4月24日に、業務委託契約書を交わした時点では、散水回数については、年間約20回くらい実施するとの計画であるとうたわれていました。しかし、平成29年度の作業日誌を見れば、宿毛市防災広場の芝管理に当た

っての散水回数は、8月に行った2回だけです。

そして、業務委託契約書では、公正な委託契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを実行するとあります。どうして散水回数を2回しか実施しなかったのか、その理由について伺いをいたします。

健全な芝の管理を行うためには、芝刈りと散水、そして肥料の散布が最も大切で、重要であることは御承知のことと存じます。防災広場の芝については、再三申し上げていますように、宿毛市からの申請を受けて、日本サッカー協会から無償で提供されたものであり、あわせて多くのボランティアの協力をいただく中で、芝の整備が行われてきました。

宿毛市としては、しっかり、維持管理に努める義務があり、その責務があるのであります。

このような散水状況で、本当に健全な芝の管理を行ったと考えているのかどうか、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

防災広場の管理委託につきましては、平成28年10月から行っておりまして、平成29年度が初めての年間契約であったことから、契約当初の散水回数は、前年度の回数を参考に定めておりました。

また、契約書において、芝の育成状況、及び降雨等の状況によりまして、回数は増減するものとしておりまして、結果的に散水回数が2回となっているところでございます。

その散水回数で健全な芝の管理ができたかという質問でございますが、防災広場の利用に当たっては、支障はなく、適正に管理ができていたと認識をしているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） どうしてもわかりません。

防災広場の芝の管理に当たっての、業務委託変更契約書について伺いいたします。

平成29年度に、2回の業務委託変更契約書を交わしております。

1回目は、平成29年11月22日でありまして、当初、目砂については、海砂を使用するとの計画であったけれども、普通の川砂に変更したため、単価が高く、10万9,080円増額するための変更であります。

そして、2回目は、平成30年3月26日に、13万1,760円減額するための変更であります。

これは、今、答弁がありました、散水回数を2回に減らしたためとのことであります。

防災広場については、発注者である宿毛市と受注者である株式会社宿毛グリーン企画が、2回の散水で十分であったと判断し、業務委託変更契約書を交わしておりますが、私としては、全く理解できません。

防災広場の芝の管理について、年間2回の散水だけでよいと判断したのは、発注者側である宿毛市の判断によるものなのか、それとも委託業者からの提案を受けての判断をしたのかどうか、まず伺いいたします。

幾ら当初の業務委託契約書の備考欄に、先ほど市長も話されましたように、芝の育成状況及び降雨等の状況により、回数は増減するものとうたわれておるとはいえ、どうして年度末の押し迫った30年3月26日に、散水については年間2回とするとの業務委託変更契約書を交わすことになったのか、市長の所見をお伺いします。

私としては、業者が作成した業務日誌に合わせるために、この時点で業務委託変更契約書を

交わしたのではないかと考えますので、よろしくをお願いします。

宿毛市総合運動公園の陸上競技場では、当初の仕様書のとおり、23回も散水作業を行っています。同じ業者であり、しかも芝の管理についての専門家である株式会社宿毛グリーン企画が、防災広場の芝生の維持管理に当たっての散水業務は、仕様書にうたわれていたとおりの作業を行わず、年間2回しか行っていなかったのか、疑問に思いますので、この点、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

防災広場の散水時期は、芝の育成状況及び降雨等の状況によりまして、職員と、それから受注者がその都度、調整を行い、決定をしているところでございます。

そのため、年間の散水回数は、年度末にならないと確定することができません。また、業務委託契約書において、必要がある場合には、業務内容を変更することができる、この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面により、これを定めるとあるため、業務委託の回数が増加した時点で、減額の変更契約を交わしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 年度末の3月26日、それこそ年度末押し迫ったこの時期に、年間の計画を変更するという、これについても理解ができません。

今回は、総合運動公園の委託業務に係る委託料について、私なりに指摘をさせていただきました。

本議会初日の全員協議会で、商工観光課の補

助金の取り扱い問題で、職員が処分をされました。処分の発表がありました。

これまでも、千寿園の入園者に対する虐待の問題や、税務課の課税誤り、建設課における入札積算誤り等、あつてはならない問題が数多く発生をしております。

こうした事案が起こるのも、公金についての認識の問題、行政にゆりみがあるのではないかと、私は考えておるところでございます。

このようなことは、二度と起こしてはならないと思います。公金に対する姿勢の問題や、各種の補助金についてのチェック体制のあり方等、市長として、今後の取り組みについて、決意をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

公金の取り扱いに関しましては、当然のことながら、関係法令や、宿毛市財務規則等を遵守していかなければなりません。

今後においても、法令遵守の認識を持ち、適正な事務執行に努めるよう、職員を指導してまいります。そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 以上で、私の質問は終わらせてもらいますけれども、今、市長の言われます、そういう面で行政のゆりみの問題、しっかりと点検しながら、指導をしていただきたいと思っております。

芝の管理の問題、スポーツの振興を掲げる本市でございます。しっかりと芝管理をする中で、スポーツ合宿等の誘致、全力で取り組んでもらうことをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉真弓です。一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

今回は3項目、10点についてをお伺いいたします。

現在、報道されております数々の痛ましい事件、事故について、御関係の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

幼い子供さんに虐待、下校時における殺人、高齢者による自損事故、人身事故、その他多くの人命事故が、ほぼ毎日、報道されております。

この点を踏まえまして、市長、教育長にお伺いをいたします。

まず、1番目、1項目め、市民の安心安全についてをお伺いいたします。

1番目に、宿毛市民の安全安心について、市長の基本姿勢と、宿毛市の虐待の現況についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

安全安心に対する基本姿勢と、児童虐待への取り組みについてという御質問をいただきました。

まず、安全安心についての基本姿勢はどのこととありますが、私は、全ての市民が安心して暮らせることはもとより、お越しいただいた方々にも、より安全に、安心して過ごしいただけるような、そんなまちづくりの実現を基本姿勢といたしまして、行政運営に取り組んでいる、そういったところでございます。

続きまして、本市の児童虐待への取り組みにつきましては、平成20年3月より、児童福祉法第25条の2第1項に基づき、要保護児童対策地域協議会「宿毛市子ども支援ネットワーク委員会」を設置をいたしまして、要保護児童及びその保護者に関する情報の共有や、支援内容の協議を行い、関係機関の連携のもとで、対応をしているところでございます。

この協議会は、児童相談所、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、医師会、保育園、小中高等学校や、行政の各部署を含む22の機関で構成をされておまして、それぞれの機関が持つさまざまな視点で、虐待の早期発見や、支援体制の強化につなげているところでございます。

協議会設置後、約10年が経過した中で、当初と比べますと、児童相談所や警察等の外部の関係機関だけでなく、市役所内部におきましても、妊娠期から養育上、公的支援を要するような環境にある方々の情報共有、そして育児相談から見えてくる養育困難や虐待疑いも含めて、より早い対応が図られるようになってまいりました。

具体的な対応につきましては、相談を受けた時点で、協議会の事務局が詳細を確認し、支援が必要かどうかの決定や、虐待等の程度分析を実施しております。

また、その程度に応じて、全ケースの見直しを実施されまして、少なくとも2カ月に1回は、支援方針の見直しを実施しているところでございます。

虐待が判明した後の対策につきましては、必要に応じて個別のケース検討会議を開催し、随時、関係機関との情報や、認識の共有を図りながら、対応しているところでございます。

また、休日・夜間における住民からの通告にも、宿直室を通じまして、24時間体制で対応

できるよう、そういった体制を整えている状況でもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

宿毛市におきまして、保護者が拒んだことによる、事件、事故とかにつながるような事例はございませんでしたか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

家庭への支援をする中で、具体的な数は出ておりませんが、実際に訪問を拒否される、そういったケースは少なからずあるところでございます。

高知県におきまして、平成20年に県内で初めて虐待により児童が死亡した事件を契機に、積極的な研修会の実施や、各関係機関との連携強化を図るとともに、先日、新聞でも報道されておりましたが、児童相談所において、虐待として新規に受理されたケースは、所管の警察署や市町村に全件を報告するという取り組みがなされているところでございます。

この取り組みは、児童相談所を設置する全国の69自治体のうち、本県及び茨城県、愛知県の3自治体のみとなっているところでございます。

また、平成29年、児童福祉法及び虐待防止法等の改正が施行され、児童福祉法の理念の明確化や、市町村及び児童相談所の体制の強化等が示されたことにより、市町村の役割は、児童の身近な場所における継続的支援をすることと定義され、その責任体制を明確にするために、先に申しました協議会で、運営の中核的役割を担う調整担当者を配置することが義務づけられました。

その調整担当者は、規定の資格を有する専門職で、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講が義務づけられていることから、本市におきましても、専門職研修を全て受講し、修了書を受領した保健師を、調整担当として、今年度より配置をしております。

支援の必要なケースは、常に情報共有ができる体制となっているため、乳幼児であれば、健康推進課の保健師や保育園、幼稚園、子育て支援センター。児童であれば、小学校や中学校等、場合によっては児童相談所や警察、医師などと情報共有をし、議員も心配しておられた訪問を拒否をされた場合においては、少しでもかかわりのある機関からの面談や、対応を試みているところでございます。

そういった対応を行ってきた中で、支援当初は拒否をされたといいたしましても、全くかかわることができなかったというケースは、現在のところない状況でございます。

現在は無いということでございます。今後も、常に子供の命を守るという視点に立つ、切れ目のない支援の継続に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） とにかく御苦勞が多いと思います。御協力いただいている団体が、22団体でしたかね。よかったです。研修や対策をいっぱいいただいているということで、安心感を持ちました。

子供を授かりたいために、辛い不妊治療をしながら、生活している方もいっぱいいらっしゃいます。せつかく生を受けた幼い命を守るのは、大人の責任であります。

今回のことは、社会の貧困がもたらした結果であろうかと思えます。

個人情報など、大変なこともありますが、

今後とも、先ほど言いました協議会、団体とか、皆様の御協力を得ながら、進めていただきたいと思います。

2番目に、同様の理由から、教育長にお伺いいたします。

安全安心対策は、学校の内外でいろいろあるかと思えます。

先ほどの松浦議員の質問の中で、防災対策のことを詳しくお聞きいたしまして、安心感を覚えました。

今回は、子供さんたちの通学時の安全対策についてを、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の一般質問にお答え申し上げます。

児童生徒の通学時の安全対策といたしまして、教育委員会で行っている取り組みでございますけれども、現在、青少年育成センターを核として、学校及び関係機関と連携を図る中で、登下校時及び放課後の児童生徒の安全確保に向けて、さまざまな取り組みを行っております。

具体的に申し上げますと、スクールガードリーダーや、補導員による登下校時の巡回・見守り活動を初め、小学校新1年生への防犯ブザー及びランドセルカバーの配布、さらには遠距離通学の児童生徒への取り組みといたしまして、市内5路線でスクールバスを運行し、児童生徒の安全確保に努めております。

また、各学校の取り組みといたしまして、山奈小学校では、平成29年度に四国で初めてのセーフティープロモーションスクールの認定を受けまして、通学時だけでなく、安心安全な学校づくりに取り組んでおります。

その他の学校につきましても、PTAや各種団体に御協力をいただき、通学時の見守り活動を行っております。

児童生徒が安全に通学するためには、教育委

員会の取り組みだけでなく、保護者や地域の方々との連携が何よりも大切であると考えておりますので、今後も地域の方々の御協力をいただきながら、取り組みをさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 山奈小学校の取り組みは、知りませんでした。今、初めてお聞きして、でもいいことですね。

青パトさんとかがよく回っていただいていますし、広報車で知らない人にはついていけないようにというふうな広報車も回っておりますところ、みんなが子供さんを見守って、皆さんのお力をおかりして、子供さんを大事にしていかなきゃいけないなと思えます。

3番目に、市中の道路並びに公園等の植栽管理についてを、お伺いいたします。

6月の広報にも、道路管理の委託先の情報が載っておりましたが、まずは、今の道路状況についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

道路管理ということでございますが、街路樹について、少しお話をさせていただきたいと思えます。

街路樹は、沿道との景観の調和を図り、地域の美観風致の向上に加え、歩行者交通と、自動車交通を分離し、車道横断や飛び出しの防止、運転者の視線誘導、自動車の衝突緩和、木陰形成、雨天時の水はね防止など、さまざまな役割を果たしているところでございます。

街路樹の管理につきましては、年間数回程度の剪定や、植樹帯内の除草を実施をいたしまして、良好な状態の維持管理に努めております。

しかし、交差点付近や乗入口などの見通しが

悪い箇所、歩道の幅員が狭い箇所などは、街路樹があることで、逆に危険を伴う、そういった場合もあるため、街路樹の撤去や、街路樹にかえて草花などを植栽する対応を進めているところでございます。

ただし、草花の植栽に当たっては、植栽の間隔や、日常的なかん水、そして肥料を与えたり、また除草、清掃など、そういった維持管理が必要といった問題もあります。

そのために、新たな取り組みといたしまして、本会議でも御提案をさせていただいております、宿毛でお花 おもてなし事業によりまして、地域の皆様にも御協力をいただきながら、今後もよりよい環境整備に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

少しそういった形の中で、街路樹についてお話をさせていただいたところでございますが、それ以外に、市道管理もしっかりとしていかないといけないということで、維持管理費も昨年よりは少し増額をさせていただいて、議員の皆様方に当初予算を通していただいたところでございまして、しっかりと管理に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

以前、何かの関連で取り上げた記憶がありますが、さっき市長からもお返事いただきました。

この件は、片島中学校の近くの横断歩道を自転車で通行中、車と接触したものです。

植栽の陰から出てきた子供さんに気がつかなかったために発生しました。

見やすいように工夫するかとか、そういう対応も、市長のほうからお話いただきましたので、ぜひともそれを実行していただきたいと思っております。

お花を植えていただくのもうれしいですね。

以前に比べまして、補修作業が早くなっているようにも感じますが、私の錯覚かもしれませんが。それは反対に、それほど道路の状態がよくないのか、悪いのだなというふうにも感じます。

センターラインが消えているために、対向車線に停車、事故になりかねないのを目撃いたしました。

道路管理の管轄の違いはあります。それは当然、承知しておりますが、宿毛市内の道路ですので、一層の安全、安心の対策を希望します。

次に、公園等の植栽について、お伺いいたします。

これも近隣の市民の方から、質問をとの御依頼がありました。

一例に、市役所の隣の春長児童公園ですが、去年は伐採の時期が悪く、藤の花が見られなかったそうです。市役所はどんな管理しようがやろねと言われまして、ことしは気をつけて見ておりました。そうしましたら、刈り残しました上のほうにはお花がありましたが、藤の花特有の、棚から垂れ下がる房は見られませんでした。

反対に、楠山の公園の藤は、きれいに咲いておりました。公園等の植栽管理についてを、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

公園内の樹木につきましては、緩衝や木陰としての利用の観点から、花の咲く時期や、日差しの強い、そういった時期を避けまして、委託業務にて剪定しているところでございます。

また、伸びた枝が公園利用に支障を来していたり、また隣接をしております道路へはみ出しをしている、そういった場合は、適時、職員による剪定も行っているところでございます。

剪定量につきましては、小まめに行うことが

理想であると認識をしておりますが、剪定費がかさむため、一度にまとめて行う場合もございまして、今回、高倉議員から御指摘のありました藤棚につきましては、12月から3月の落葉時期がつの込みぐあいを確認しやすいことから、3月上旬に剪定を行いました。一度に切り過ぎたことが要因ではないかと、そのように考えているところでございます。

今後におきましては、予算の関係もありますが、剪定期間だけではなく、剪定量についても考慮してまいりたいというふうに思います。

非常にしっかりした管理をしていきたいのは、そういったところはあるんですが、当然、管理をすれば、その分、費用がかさむということで、そこら辺を苦慮しながら、対応をしているところでございまして、また、特に御近所の方々、そういったことをよく気がつくと思うんですね。そういったお声をかけていただければ、市としましても、しっかりと、できる限り対応をしてみたいと思いますので、そういった声をまた届けていただきたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 市役所の周辺に見事なアジサイの花が咲いております。皆様も朝晩、目にとまっていると思います。これは、御近所の方が、適切な時期に剪定をしていただきましたので、これだけきれいに咲いております。

先ほど市長おっしゃったように、予算や入札の時期とか、問題はいろいろあるかと思いますが、同じお金をかけてするんでしたら、公益で、環境美化につながる目的が果たせるような、適切な対応を期待いたします。

4番目に、コミュニティーバスの現況と、高齢者の免許返納に伴う対策についてを。まずはコミュニティーバスの現況をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） コミュニティーバスの今の状況ということでございます。

その前に、先ほどのお話ですが、アジサイ、本当にきれいに咲いておりました。いいですね、お花。

そういったのもありまして、宿毛でお花おもてなし事業という形で、ぜひ道路の近くの方々、近所の方々に、そういった組といますか、そういった団体をつくっていただいて、管理をしていただきたい。市も協力するので、管理をしていただきたいという思いが、この事業でございいます。

やはり近くに住んでおられる方が、一番気がつくと思います。そういった方々の、ぜひお力をかりたいと思っておりますので、高倉議員におかれましても、ぜひ御協力のほど、お力をかしていただきたいと思います。

それでは、お答えをさせていただきます。

宿毛市コミュニティーバス、通称、はなちゃんバスの利用状況について、お答えをいたします。

昨年10月16日より、本格運行を開始して以来、移動手段を持たない方、特に高齢者の方に、通院や買い物等で御利用いただき、市民の皆様方に大変喜んでいただいているところでございます。

今月号の広報すくもにより、昨年度の利用実績について、御報告させていただいておりますが、現在、運行しております楠山線、栄喜線、船ノ川線、出井線、藻津線の5路線の利用者合計は、10月から3月までの6カ月間で、延べ3,296名と、大変多くの皆様方に御利用をいただきました。

今年度の利用状況につきましても、順調に利用者数は伸びておりまして、4月は649名、5月には過去最高の702名の方に利用をいた

だいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

はなちゃんバスが市民の方に欠かせない足になっていることは、大変うれしいことですね。

人数もすごいんですね。

過日より、高齢の方による自損、人身事故が報道されております。万が一の事故で人命を失うことになれば、あらゆる面で大きな損失であります。

個々の理由はありまじょうが、行動が不便になることが、返納に至らない大きな原因であると考えられます。

はなちゃんバスはもちろんです、市内の乗り物に利用できる割引券とか、補助事業等は考えられないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

まず、先ほどのはなちゃんバス、今後におきましても、本市の大切な移動手段の一つとなっているところでございまして、そういった意味も込めまして、地域ニーズに合わせて利便性を高めるなど、より利用しやすいはなちゃんバスを目指して、取り組んでまいりたいと思っておりますので、この場をおかりいたしまして、多くの皆様方の御利用を、またお願いをいたしたいというふうに思います。

そういった中での、一つの提案だというふうに捉えました。

一つに、現在、運転免許証の自主返納制度というふうなものがございまして、この制度ですが、議員御承知のとおり、車の運転をしなくなった方や、運転に自信がなくなった方などにつきましては、運転を卒業していただくという意味で、運転免許自主返納制度、そういったもの

があるところでございます。

本制度では、運転免許証を自主返納した方に、身分証明書といたしまして、利用ができません運転経歴証明書が交付をされ、さらに本証明書の交付を受けた65歳以上の高齢者の方には、路線バスや鉄道等の運賃の割引等の特典が受けられることになっております。

今後におきましては、既存の取り組みに加えまして、免許返納者に対するコミュニティーバスの運賃の割引、そういったものなどの優遇制度の導入など、運転免許証の自主返納をさらに推進できる取り組みを、前向きに検討してまいりたいと考えているところでございまして、そういったはなちゃんバス等についても、考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、あわせて、最新の運転支援機能がついた自動ブレーキつき自動車などへの乗りかえ等も、さまざまな機関を通じまして推奨することによりまして、そういった高齢者ドライバーによる交通事故の発生を抑制してまいりたいというふうに考えておりますので、そういったことに、このはなちゃんバス、利用できればというふうに考えております。

また、そういったこともしっかりと考えてまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） うれしい、前向きのお答えをいただきまして、ありがとうございます。

私も高齢者ですので、事故を起こさないようにしたいし、巻き込まれないようにしたいと思います。

赤になったので停車しておりました。すると、たまたま私を追い越して、車が行くんですね。えっ、信号はかわったばかりだから、行けるかなと判断されたのかなと思って、ドキッとしま

した。

また、別のことでは、赤信号で一旦停車されたんです。でも、反対のほうを見られておりました。反対は当然、青でするので、それを勘違いされたのか、赤でとまったのに、また出て、発車されたんですね。

これがいずれも、先ほど、センターラインを、対向車線にとまったのも高齢者の方、今の2つのことも高齢者の方の現実ですので、なかなか難しい部分もあろうかと思いますが、市長の先ほどのお話のように、御検討いただいて、人命を失うとか、そういうことがないような対処をお願いしたいと思います。

5番目の避難所マニュアルの進捗状況についてを、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

避難所運営マニュアルの進捗状況についての御質問でございます。

現在、宿毛市におきましては、南海トラフ地震を想定した耐震性がある避難所といたしまして、28の施設がございます。

議員も御承知のことと思いますが、南海トラフ地震が発生しますと、市の職員も被災している状況に加えまして、行政のみしか対応できない、応急業務ですね、そういったものが優先されることが想定をされることから、その際の避難所の開設運営に関しましては、地元の方をお願いしていくしかないのが現状でございます。

そのため、宿毛市におきましては、発災時の混乱を少しでもなくするため、避難所の運営等の基本的な事項を定めたマニュアルの策定に取り組んでいるところでございます。

これまでの進捗状況といたしましては、平成28年度に、平田小学校の避難所運営マニュアルを策定しており、平成29年度には、このマ

ニュアルの検証を含めまして、同校において、実際の宿泊を伴う避難所運営訓練を、地区住民の皆様に御参加いただく中で、実施しているところでございます。

そういった訓練を実施する中で、平成29年度におきましては、16施設において、避難所運営マニュアルを策定しており、現段階においては、28施設中17施設のマニュアル策定が完了している状況でございます。

また、平成28年度にマニュアルを策定した平田小学校においては、先ほど申し上げた訓練を通して浮かび上がった課題を解消するため、平成29年度において、一定の施設の改修や、資機材配備を実施している、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 冒頭、市長からも地震のお話がありました。

ふだんは、毎日毎日、見えない敵と戦っているような状態ですので、何となくしんどくなったり、心が折れそうな感じになりますが、敵は多くの痕跡を残しております。

先日、この避難所マニュアルを拝見しました。市長おっしゃった分の、こちらがそうです。平田小学校、東部改善センター、平田保育園のもので。担当課、また関係の方は、先ほど、市長おっしゃいましたように、宿泊訓練などを経まして、実現に即したものになっています。

私自身この建物にはよく出入りをしておりますので、ああ、これがここかというふうに、すぐくすんと落ち込んできまして、拝見できました。

これがあれば、非常時に、たとえ行政が間に合わなくても、市長おっしゃったように、地元の人たちが手分けして、初動と言いますか、最初の動作に移れると思います。

これを市全体に進めていただきたいので、今後の御計画はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

今後の取り組みといたしましては、先ほど答弁しましたように、現在、28避難所のうち、17施設においてはマニュアル策定が完了している状況でございますので、今年度におきましては、残る11施設のマニュアル策定に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

また、当然のことではございますが、マニュアルは策定することが目的ではなく、被災時に活用できるようにすることが肝要でございます。

つくりっぱなしの計画にするのではなく、対象住民への周知はもちろん、研修や訓練を重ねる中で、それぞれの状況に応じたマニュアルにつくりかえていくように、地区や自主防災組織と連携した取り組みを進めてまいりたい、そのように考えております。

また、災害時に避難所として利用しやすい施設に改修したり、必要な資機材を備蓄していくことも重要でありますので、今後におきましては、マニュアルを策定した施設から、順次そういった整備をしてまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6月8日の高知新聞の土木学会推計の資料によりますと、南海トラフ地震被害は1,410兆円、影響20年の国難級である。市民1人当たり20年間の所得は、1,800万から2,000万円の減少とあります。

15年以内に堤防、道路の強化を進めれば、南海トラフ地震では、509兆円の損害を減少できるとの結果が出ておりました。

市長、20年は長いです。きょう生まれたお子さんが、振袖を着て成人式を迎えられる、そういうふうに考えますと、なかなかあれですが、市長のお言葉の中にもあったように、皆さんで協力し合い、誰ひとり欠けることのない、理想を現実にしていきたいと思います。

安全安心の項目はこれで終わりですが、ネット犯罪やおれおれ詐欺、その他にも、昨今の不安は、宿毛市でも油断はなりません。あらゆる手段、方法を駆使して対応していただきますように希望いたします、2項目め、維新博関連についてをお伺いいたします。

1番目に、奥谷画伯文化勲章受章記念展のことについてを、お伺いいたします。

奥谷画伯が、名誉ある文化勲章を受章なされました。市民のひとりとして、心よりお喜びを申し上げます。

先月開催されました受章記念展についての状況や、来場者の反響などをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市の名誉市民であります洋画家の奥谷博先生が、昨年11月、高知県で2人目となる文化勲章を受章されました。宿毛市としては、大変名誉なことでもありますので、受章を記念しまして、本年6月12日から20日までの9日間、奥谷博文化勲章受章記念展を開催し、初日のオープニングセレモニーでは、200名を超える来場者の中、奥谷先生御自身によるギャラリートークも行われました。

今回の記念展では、高知県立美術館及び中土佐町立美術館からも、収蔵作品の出展を御協力いただき、宿毛市収蔵の作品と合わせまして、計25点を展示を行いました。

これだけの展示数での開催は、奥谷先生の文化勲章受章後では、初めてであります。

今回、県外や遠方から来場された方も多く、

また2回、3回と足を運んでくださるほど熱心な方もおられ、9日間の開催期間中、1,714名という来場者の方をお迎えすることができました。

また、本記念展の波及効果は大きく、開催期間中、隣接の林邸に913名、宿毛歴史館へは210名の方が足を運ばれ、宿毛の歴史に触れていただいた方も多かったのではないかと、そのように考えているところでございます。

何よりも奥谷先生の受章は、私自身はもとより、宿毛市民の誇りでもありますので、先生の今後ますますの御活躍を祈念するとともに、引き続き、教育委員会とも連携し、宿毛市の芸術文化の発展に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 高倉真弓君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 0分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時30分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高倉真弓君の一般質問を継続いたします。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、引き続いてお願いいたします。

林邸のところでしたので、来場者が1,714名と、すごく大きな人数ですね。大反響だったことが、この数字を伺いまして、よくわかります。

作品の展示・運搬とかは、専門業者の方がいるとはいえ、展示中の間、市長はもとより、宿毛歴史館や会場関係者、携わられました関係者の皆様には、防犯や火災とか、想定外の事故など、さどかし御心配があったことと思います。

無事終了は、安堵とともに、お疲れが出たことと思います。

吉田 茂元首相のロールスロイスしかり、通常業務以上の御心労があったことと、おねがい申し上げます

市長、市中においては、有志の方が記念館の希望もあります。ぜひ、何かの形で進展できますよう、心の片隅に置いていただきとうございます。

2番目に、林邸についてを伺います。

前段、奥谷画伯の波及効果で、林邸にも大層な来場があったと伺いました。オープン以後の来場者の数や、活用方法、今後の展望、展開などの現状をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市林邸につきましては、ことしの3月に、無事改修工事が完了いたしまして、4月21日から供用開始したところでございます。

オープン初日には、関係者の皆様を初め、市内外からたくさんの来場者にお越しいただきまして、オープニングイベントを盛大に開催することができました。

この林邸再生活用事業におきましては、たくさんの皆様から御寄附をいただきました。この場をおかりいたしまして、深くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、改めて林邸の利用について、御紹介をさせていただきます。

開館時間は午前9時から午後5時までとしておりまして、会館中はどなたでも御自由に、無料で入館いただけます。

休館日は、歴史館と同じ月曜日で、月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となります。

また、12月29日から1月3日までの期間も、休館日としております。

各部屋を占有して利用する場合は、前日まで

に、林邸もしくは商工観光課まで申請書を提出していただきます。料金は、和室1室当たり、1時間300円、キッチンは1時間500円となっております。

また、屋外トイレにつきましては、24時間利用可能でございますが、屋外シャワー室の利用時間は、午前9時から午後4時半までとなっております。料金は5分100円となっております。

次に、利用状況についてでございますが、来場者数は、オープンから5月末現在までの1カ月と10日間、これは41日間ですが、この間で、4,191名となっております、たくさんの方々にお越しいただいているところでございます。

カフェにつきましても、いつもお客さんが入っている状況が続いております。

占有利用につきましては、子ども食堂や各団体の会議室としての利用などが、徐々に入ってきているところでありまして、6月23日には、小学生を対象とした宿毛郷土かるた大会の開催や、7月には、婚活イベントの開催、また10月に開催されます宿毛まっぴのメイン会場に使用するなども、予定をされているところでございます。

今後またたくさんの方々に御利用いただきたいと考えておりまして、市内外の方や、県外のお客様に、歴史的な価値のある観光交流施設として、広く周知するため、本年度、全国まちの駅連絡協議会から、まちの駅の登録認定を受けたところでございます。

この認定を受け、さらなる誘客促進を図るため、誘導板や看板等、設置の事業について、今回の補正予算に計上させていただきました。

この事業は、まちの駅として、国道等から林邸までの誘導案内板を設置し、あわせて林邸の敷地内に宿毛まっぴのえき林邸の表示看板も設置することによりまして、観光客やお遍路さんな

どに、よりわかりやすく案内をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 大変いいことですね。観光に来られた方に聞かれるとき、あそこの信号のところに看板がありますよとか、具体的にお教えできますので、大変いいことだと思います。

何としまして、交流人口をふやさないといけないと思います。

再質問いたしますが、お返事の中に、午後5時までとありました。今後の活用方法を考えましたら、もう少し時間的な融通がききませんか。

例えば、林邸で夜桜オカリナコンサートとか、雅楽のゆうべをしたりとか、そうすると、通常、常識範囲内、7時半から8時ぐらいが終了になると思います。

そういう希望は、かなえていただけるのでしょうか。御無理でしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

夜、林邸の前を通りますと、ライトアップがされ、館内にも間接照明が点灯しておりますので、外から見ても、昼間とは一風変わった、そんな林邸がごらんいただけていると、そのように思っております。

また、2階の東側の月見の間は、北側、東側、南側の障子が開きますので、3方向の景色をお楽しみいただけます。

夜間閉館しておりますので、残念ながら、まだ見たことはございませんが、月見の間から月を眺めてみたいものだと、そのように個人的にも思っているところでございます。

さて、議員御提案の夜桜コンサートなど、午

後5時以降の利用についてですが、夜間になりますと、騒音など、御近所に御迷惑のかからないよう、一定、注意が必要になるとは思いますが、そういったことが担保できれば、必要に応じて利用できる、そのような規定となっております。

中庭には、もともと林邸にありました桜や梅に加え、品種の違う桜なども植栽しております。季節に応じて、お楽しみいただけるものと思っておりますので、そういったイベントについても、企画していただき、広く御利用していただきたい、そのように考えておりますので、ぜひ企画のほうをしていただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 絶対だめじゃないということがわかりまして、いろいろな計画を立てる楽しみができました。必要に応じて、頑張つて、いい計画を立ててみたいと思います。

もう1点、林邸に関連しまして、これは市長のお心におとめいただきたいことなんです。

きのう改めまして、春長児童公園の林 穰治先生、片島公園の林 有造先生のお二人の銅像を見に行きました。

台座を含めれば、相当の高さ、重量です。その銅像が、所有権とか、そういうのがどちらにあるかは、今回、調べるのに間に合いませんでしたが、林邸に移転していただきたいという市民の方のお声がちらほらありまして、ぜひ、移転する、しないも含めて、そういうお話が出たときには、御検討を願いたいと思っております。

市長、教育長のお心におとめいただいて、何かいい方法があれば、よろしく願いいたします。

3点目の魚しゃぶしゃぶについてを、お伺いいたします。

現在までの取り組みについての状況を、お教

えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

昨年度、「志国高知 幕末維新博」の一環として、新しい御当地グルメ開発に取り組み、完成をいたしましたのが、宿毛お魚しゃぶしゃぶでございます。

開発に、これは京都の老舗料亭、菊乃井の堀知佐子さん監修のもと、地元飲食店の協力を得て開発したメニューでございまして、四季折々の宿毛産の鮮魚を、高知県産の新鮮野菜とともに、しゃぶしゃぶで食していただくものでございます。

しゃぶしゃぶの種類は、全国的にも珍しい、すき焼きと和だしの2種類を御用意しております。

お魚しゃぶしゃぶの食べ方といたしましては、大名切りと呼ばれる、厚切りの新鮮な魚を、まずはお刺身でいただき、続いて、その新鮮なお刺身をしゃぶしゃぶで食べていただきます。

食事の最後には、リゾット、雑炊、うどんやラーメンなど、お店独自の締めメニューが用意をされてございまして、今までのような、同じメニューの御当地グルメではなく、お店ごとの工夫と味が楽しめ、食べ比べができる、そんな新しいスタイルの御当地グルメとなっております。

このメニューは、3月25日から第1弾参加店の市内12店舗で提供してございまして、私も市外からお客様がいらしたときなどには、御紹介をさせていただきます、食べていただいているところでございますが、いつも、おいしいと好評をいただいているところでもございます。

また、林邸のオープニングイベントにおきましても、このお魚しゃぶしゃぶの振る舞いをしたところ、用意してございまして250食分が、1時間でなくなるなど、大盛況でございました。

この御当地グルメにつきましては、宿毛市を訪れた観光客や、ビジネス客の皆さんに食べていただこうと、高知県はもとより、愛媛、香川、岡山といった県外のテレビやラジオでも、広くPRしてきたところでございますが、一方で、市民の方々への広報、PRが十分でなかったこともありまして、口コミなどで、いま一つ広がりを見せていない、そういった状況でもございます。

また、夏が近づき、しゃぶしゃぶそのもののニーズが減少するなど、取り組みを進める中で、幾つかのそういった課題も見えてきているのが正直なところでございます。

今後は、そういった課題を一つ一つクリアしながら、メニューそのものの磨き上げを行い、市民の皆さんに食べていただける仕組みづくりや、協力店舗の拡大に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、宿毛のお魚おもてなしプロジェクトと銘打って、現在、取り組んでいるこの御当地グルメ開発は、県内外の方々に、広く宿毛市を連想させるキーワードの一つになることが大きな目標でございますので、多くの方々のアドバイスもいただきながら、引き続き、取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

これから、しっかりと皆さんに認知をしていただけるよう取り組みをいたしますので、議員の皆様方の御協力、お力添えもよろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 市長、今おっしゃいましたように、オープン行事のお魚しゃぶしゃぶの試食ですね。料亭に余り、私、縁がないものですから、ぜひともいただきたかったんですが、当日は元氣クラブのミニデイの日でしたので、オープンの終了後、慌てて帰りまして、急いで、

みんな御飯食べて、お餅拾いがあるので、行こうよとあって、また6人で来たんですが、時既に遅し、撤収しておりました。1時間だったら、当然ですね。本当に残念でした。

後日、百聞は一見にしかずで、予約をしてまいりました。魚の仕入れが、お昼の市なので、状況によって御用意できるかわかりませんというお返事でしたが、予約は3名様からということでした。

以前、川村三千代議員より、予約の件に関して御心配などがありました。今回、まさに予約をするほう、受けるほうの、双方を見まして実感いたしました。

時期的な問題はあったと思いますが、何とか成功につながっていただきたいと思います。

幸い、今回いただいたお魚は、大変おいしく、また友人御夫妻が、別の場所のしゃぶしゃぶに行かれました。前段は大きな鍋で3人用でしたが、今回は、お一人用の鍋だったそうで、御夫婦お二人でも大丈夫だったそうです。

そのときはお魚が2種類あって、締めは何ですかとお尋ねになられたそうですが、厨房へ聞きに行くぐらいの状態ということで、先ほど市長がおっしゃったように、お店自体も、まだしっかり周知されていないのが現状であろうなと思いました。

お魚プロジェクトの旗を揚げたのですから、日本一といった以上は、やり切らんとはいけません。ほかから、うちが本家ですとか、鮮度日本一ですとか言われないように、と偉そうに言いますが、実は私は生のお魚だめなんです。

主人は、釣りが趣味でしたので、ヒラマサやグレ、イサギ、それからイカとか、釣りに行きました。イカが釣れなくて、失敗の、えさだけを取って帰ったこともあります。

それで、何でもさばきます。さばいてするん

ですが、お刺身も1切れ2切れ残って食べようかなと思うと、やっぱりだめでして。それからいえば、私にとって、このしゃぶしゃぶは、本当にいいなと思います。

ただ、お魚大好きの方と私のように、ちょっと待ってという、一步下がる人に対しての、いろんな形のメニューとか、企画とか、市長、そういう御予定はありませんか。お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

お刺身が苦手な方とか、いろいろあるとは思いますが。そういった中で、今年度は、この宿毛のお魚しゃぶしゃぶの磨き上げを行い、さらなる誘客促進につなげていきたいと、そのように考えておりますが、御承知のとおり、宿毛市には、魚以外にも野菜や果物に加え、文旦、直七といったかんきつ類など、たくさんの食材がございます。

先ほどもお答えをいたしました。この御当地グルメ開発は、県内外の方々に、広く宿毛市を連想させる、そういったキーワードの一つになることが目的でございますので、宿毛のお魚しゃぶしゃぶを中心にしながら、追加の新メニューであったり、またデザートやお土産についても、今後の取り組みの中で検討していけるものというふうに考えているところでございます。

また、いろいろと食べ方というのは、食べられる方が工夫をしながら食べるというのも、一つの楽しみでございますので、そういった形の中で、食べに来られたお客さんと一緒に、いろいろなことも考えていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 市長、出張とかでいろ

いろ出かけられると思いますので、よそのいいお味をたくさん味わって、取って帰っていただいて、新しいメニューとか、デザートとか、ぜひお願いします。やるしかないですね。

近隣市町村も、県も、どこも、誰も必死なんです。言いかえれば、先にいったほうが勝ちという言い方は失礼ですが、やっぱりそういうところもあります。

既に日本一の看板を掲げている以上、追従を許さないような覚悟でやっていかんといかんと思います。

市長、とにかくやりましょう。お願いします。

それで、3項目めの健康パスポートについて、お伺いをいたします。

産業祭で健康コーナーのブースがありまして、受診者の方に、健康パスポートのシールを配布しておりました。

まず、1番目に、健康コーナーの状況や状態をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

産業祭の中の健康コーナーは、平成28年度より実施しておりまして、毎年、大変好評なコーナーで、市内外から多くの参加をいただいているところでございます。

本年度も、健康づくり婦人会の皆様、健康づくり支援薬局の御協力を得て、健康意識の向上、受動喫煙防止の啓発、各種健診の受診率の向上を目的とし、血液さらさら度チェック、血管年齢チェック、薬剤師の方によるたばこ相談、大腸がんクイズラリー、受動喫煙調査を実施いたしました。

また、平成29年度から各コーナーを利用された皆様には、高知家健康パスポートのヘルシーポイントのシールを配布しております。

参加状況につきましては、各コーナーに延べ

684名の利用がありました。参加者の方々にアンケートを実施したところ、アンケートに御協力いただいた175名のうち、宿毛市の住民が82名、宿毛市外の方が93名の内訳となっており、アンケートの回答をいただいた方からは、このコーナーを毎年、楽しみにしているとの、多くのお声をいただいたところでございます。

今後も健康への啓発を目的として、産業祭での健康コーナーを継続していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 市内はもとより、市外の方も多く受診されていて、ちょっと市外の方に負けていますので、宿毛の方には、頑張って受診していただきたいですね。

ただ、その反面、知人の四万十市の方が、3名一緒に来ておりました、ありがとう、来てくれたがと言いましたら、彼女いわく、去年も来たがで。四万十市にないけんね。ありがとう、また来年も来て。ここでおるけんねって、私は他力本願じゃなくて、他力便乗で、少し自慢げに、鼻が高くなったことを自覚いたしました。

状況はよくわかりました。またボランティアとして、その場におりましたので、担当の方が本当に丁寧に、また大変忙しい、皆さんが行列をつくって待っていますので、さぞかし大変だったろうと思います。

血管年齢とかをはかるときは、ずっとうつむいたりなんかせんといかんけん、本当に大変だったということが、見てわかりました。

だからこそ、努力の結果、仕事の結果が目に見える形であらわれたらいいなと思いました。

そういうことで、2番目の健康パスポートの宿毛市の取り組みについてを、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高知家健康パスポート事業は、県が主体となり、平成28年9月1日からスタートをいたしました。

高知家健康パスポート事業は、健診を受ける、運動する、健康イベント等に参加するの3種類のうち、2種類以上のヘルシーポイントを集めることで、パスポートを取得できる仕組みとなっております。

パスポートを持つことにより、県内の参加施設でお得なサービスが受けられる、健康にいいことを実践して、シールを集めると豪華賞品が当たるなど、取得者には有利な特典がございます。

本市のパスポートの取得者の数は、平成30年5月28日現在で、506名の方が取得をされておられます。

本市では、パスポートの特典を受けられる施設は少ない状況で、県と一緒に事業に御協力をいただく施設をふやす取り組みをしていますが、本年度より本市独自の取り組みといたしまして、この健康パスポート事業で、多くの市民の方が健康づくりに取り組むきっかけになればと考え、運動記録シート、測定記録シートに、継続的に記録をつけてもらうことにより、パスポートのヘルシーポイントを集めて、まとめて取得できるようにしております。

他市町村のような景品等の特典はありませんが、本市独自の取り組みで、県が設定している商品等が当たるキャンペーンに、多く参加できることに加え、より有利な特典のある健康パスポートのバージョンアップが、スムーズにできるようになっています。

また、健康パスポートのバージョンアップには、健診の受診が必須条件となっております。

健診受診率の低い本市では、データヘルス計画の中でも、受診率を上げることが最重要課題と位置づけられていますので、健康パスポート事業は、受診率を上げる取り組みの一つとして、考えております。

また、あわせて、本事業により、多くの市民の方々に、さまざまな健康づくりに関する取り組みを行っていただきたいと考えております。今後も、市民の健康増進のため、県とも連携し、高知家健康パスポート事業を活用してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） お返事をお聞きしまして、まだまだ考えられるところもいっぱいあるかなと思います。

スタートしたということですので、よい加速等ができるようにお願いします。

これが健康パスポートのチラシというんじゃないですけども、説明した分ですね。

たまたま知人が、こういうのは大変好きでして、やってみたときに、宿毛市に、先ほどおっしゃったように、クオカードで景品がもらえるとか、地域券がもらえるとか、そういうふうな特典がないのです。

ただ、宿毛市は、いろいろ、先ほどおっしゃったように、活動すれば一遍に10枚とかというふうにももらえるので、他の市町村からは、いいですねというふうにおっしゃっていただいているそうです。

ですから、できれば今後ともずっと、新しく追加する形で、いいものをつくっていただきたいと思います。

その友人お二人の会話を紹介しますと、宿毛市はなんにもないねって、これを見て言ったそうです。だめじゃん、宿毛はお金がないけんねって、そういうふうに戻したそうです。

パスポートを持っている2人の会話で、頑張って、元気に地域の役割を果たしている。まだ若い女性お二人です。

その会話だけを聞けば、市長、余りにも夢がない会話だと思います。一つ一つ、急ぐべきは急ぎ、我慢、辛抱はしても、夢、希望があれば、笑ってみんなで過ごしていけるとと思います。

健康も大事です。皆さんの安全、安心も全部大事です。

市長の双肩に託しまして、質問を終わります。いろいろありがとうございます。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 8番、山戸 寛です。

今回、私はPFIについて、いろいろと、少し長い質問になろうかと思いますが、よろしくをお願いします。

民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）、いわゆるPFI法の施行以来、国や地方公共団体が公共施設等の建設、維持管理、運営等を、直接実施する形の、従来の方式にかわって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うPFIという方式が、広く採用されるようになり、日本PFI・PPP協会によれば、平成30年5月時点での事業数が、予定分を含めて、既に744件を数えるまでになってきました。

同協会のリストを見ると、平成30年5月18日付、ナンバー743として、宿毛市における小中学校整備事業の名称が記載されているように、当宿毛市においても、昨年度から宿毛市

P F I 調査研究アドバイザー業務委託事業が開始され、老朽化の進む公共施設の更新に向けた調査研究に着手するとともに、本年30年度には、その具体的な取り組みとして、宿毛小中学校併設校舎の建設に向けた事業の展開が図られています。

これまで、議会レベルでは、委員会や議員協議会での執行部からの概要の説明等を通じて、P F I に関する認識が徐々に深められてはきていますが、さて具体的に、この部分とは、詳細について考えると、私自身、認識不足というか、明確には認識し切れていない部分がほとんどです。

市民の多くの方々にとっても、このP F I という言葉、いざ宿毛市でもとなると、耳新しい概念であって、何のことやら、一考にぴんこないというのが実情ではあるまいかと、そんなふうにも思わないではられません。

そこで、今回は、このP F I について、宿毛市が今後、進めていこうとしている事業の展開という点でお尋ねしたいと思います。

P F I という概念的、一般論的な部分と、宿毛市において導入しようとしている具体的な事業に関連した部分の2つに分かれることになろうかと思うのですが、市長並びに教育長について、お尋ねいたします。

どうかよろしく願いいたします。

インターネットでの内閣府のP F I に関するページの記述によれば、P F I とは、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力、技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や、維持管理運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、J R や N T T のような民営化とは違います。

正式名称を「プライベート・ファイナンス・

イニシアチブ」といい、頭文字をとってP F I と呼ばれています、とあって、安くて、すぐれた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としています、とあるんですが、市長はP F I について、どのように認識しておられるのか。まずは、P F I の概論とでもいいですか、基本的にP F I とはどのようなものか、市民の理解を促す意味で、御説明いただきたいと思いません。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

P F I とは、こういったものかという御質問ですが、P F I とは、民間事業者の持つ技術力や経営力などのノウハウを活用し、さらには資金調達を民間事業者が行うことで、公共施設の整備、維持管理等を行う手法となっております。

設計、建設、維持管理、運業者等が出資をして、株式会社として構成された、特別目的会社が、行政と事業権契約を結び、公共事業を実施いたします。

以上となっております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） このP F I 事業、公共事業に民間の資金と経営能力、技術力を活用と、一言でいっても、公共事業と名のつく事業の範囲は、それこそ多種多様である中で、一体、どのようなものがその対象となるのか、P F I 法の目的とする公共施設等の整備等の促進の対象となる公共施設等には、どのようなものが含まれるのか、その対象範囲についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

P F I の対象となる公共施設の範囲ですが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の

促進に関する法律、通称PFI法の第2条に定められておりますが、道路や下水道などの公共施設、庁舎などの公用施設、学校などの教育文化施設、そして医療施設や観光施設などがあげられます。

以上のようになっているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの公共事業の範囲について、再質問を行います。

それらの施設の整備となると、当然、それに関連する土地、用地の取得が問題となるケースがありそうです。その点はどうなるのでしょうか。

何しろ、宿毛市では、これまで用地取得に関して、すったもんだ、挙句の果てはといった経緯があり、今後も何らかの事業をPFIでやるとなったときに、土地絡みでややこしいことになりはしないか、その点が気になります。

PFI法の第74条、土地の取得等についての配慮には、選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、または使用することができるよう、土地収用法に基づく収用その他の関連法令に基づく許可等の処分について、適切な配慮が行われるものとする、記載されています。

PFI事業の対象には、その用地取得も含まれるものと理解してよろしいのかどうか、市長の御認識をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

山戸議員の御質問のとおり、PFI法第74条は、特定事業にて選定した土地を、事業用に取得する際に配慮することを規定したものであり、特別目的会社が民間の土地を取得、利用する際も、PFI事業の事業範囲に含まれることとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 次に、事業資金の調達の問題ですが、PFIによる事業では、その事業にかかわる資金というか、費用の流れが2種類あって、公共団体が直営でやる従来の方式では、着手金とか、中間払いなどの形で、事業費が短期で支払われるために、さほど大きな問題ではなかった。資金調達の流れがはっきり分かれることになります。

一つは、事業を実際に行う民間レベルでの資金調達、建設等の工事費や設備、あるいは事業運営のために、民間事業者が負担する資金の流れ。

さらにもう一つは、その民間資金でつくられた施設の建設費用や、事業の運営に対する公共団体による支払金、つまりサービス購入費の流れ、こういう2つの流れができることになります。

最終的には、事業者の負担した資金は、公共団体によって支払われるサービス購入費や、あるいは事業によっては、運営収入などによって精算されることになるわけですが、これまで行われてきた直営方式に対する国庫補助負担金や、起債などは、PFI事業を採用した場合、どのようなになるのか。

もちろん、国庫補助等のあるなしや、負担金比率、起債に関する条件などは、事業によってさまざまだろうと思うのですが、仮に同一の事業を直営で行った場合と、PFIとでは、どのような違いが生じることになるのか。

また、仮にPFI事業者への事業費の支払いを、一括ではなしに、長期契約に基づいて行う場合には、起債などの取り扱いはどうなるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

同一事業を直営で行った場合と、そしてPFIで行った場合とでは、国庫補助金や起債に関する条件について、どのような違いがあるかということでございます。

こちらにつきましては、国庫補助金については、直営であっても、PFIであっても、基本的に変わりはありません。また、起債についても、事業の内容に応じて、直営事業、PFI事業ともに、同等の地方債措置、または地方交付税措置を受けることができるようになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 変化はないということですね。

従来の地方公共団体による直営の場合には、例えば建設工事を行う場合、一定割合での着手金や、中間払いなどの形で関連費用の支払いが行われてきたために、事業を実施する業者による資金調達や、負担も比較的軽い状態でおさまってきたと思うのですが、PFI事業の種類によっては、地方公共団体からの支払いが、長期契約に基づく分割払いになる場合があり、そのようなケースでは、業者の資金回収期間が延びることになります。

業者に対する資金調達のための措置はどうなっているのか、また、長期の分割払いの場合、金利負担はどうなるのか。結果的には、その金利分も地方公共団体が事業費として負担することになるのですが、直接工事費プラス金利負担分等を合わせた事業費総額が、直営でやる場合に比べて、大きく膨らむことになりはしないか、その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

民間事業者の資金調達の措置についてでございますが、PFIでは、民間事業者である特別目的会社が、金融機関と融資契約を行い、資金調達することとなります。

また、長期の分割払いの場合の金利負担についてですが、例えば、現在、政府資金を利用して、本市が借り入れる20年償還の金利は0.3%、民間が借り入れた場合では、資金調達する金融機関の金利レートにはよりますが、政府資金金利との金利差が生じることになります。先ほどお話があったところもございます。

しかしながら、PFI手法を導入した際には、民間事業者のノウハウを最大限活用することで、建設コストそのものが削減され、この金利負担の差額分を加味しても事業費総額を下げるができると考えているところでございます。

また、今回の小中学校整備事業の場合、事業方式によっては、総事業費から国庫補助金分を差し引いたものが、民間の資金調達額となるため、資金調達の負担軽減につながるとともに、金利リスクの抑制にもなるものと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ぜひとも、そういう金利負担が膨らまないように、そうあってほしいものと御期待申し上げます。

先ほど引用いたしました内閣府のインターネットのページでは、PFI事業の実施により、期待される効果として、1、低廉良質な公共サービスが期待されること。2、公共サービスの提供における行政のかかわり方の改革。3、民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資することと、大ざっぱな形で3項目が挙げられているのですが、PFIに期待される効果、つまりPFIの裁量によるメリットとして、どのような事柄が想定されることになるの

か、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

PFIのメリットについての御説明をいたしたいと思います。

メリットといたしましては、設計、建設、維持管理、運営までを含めた包括発注によりまして、今までの分離発注に比べ、工期の短縮が図られること。民間事業者のノウハウが入ること、コストの削減が期待でき、またまちづくりなど、付加価値のある事業が創出されること。

従来のように、細かな仕様を定めた仕様発注ではなく、性能を満たしていれば、細かな手法は問わない、性能発注になることで、民間事業者の創意工夫が発揮できまして、結果として、公共サービスの質の向上が図られることなどがあげられるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 従来のやり方を変えて、新しい方式を採用するとすると、メリットがある反面では、デメリットというか、克服していかなくてはならない事項がありはしないか。その点について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

デメリットについてですが、事業プロセスが複雑であるため、行政側に専門知識、技術を持った人材が必要となりまして、知識の習得に時間がかかること。そして、未経験事業者は、参画のハードルが高いということ、さらに民間事業者の創意工夫が発揮されるが、適切なモニタリング、監視が必要となることなどがあげられるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今まで、以上、概論的な質問を行ってきました。

PFIを採用することによるメリットとして、コストの削減、民間事業者による創意工夫、工期の短縮、公共サービスの質の向上、分割支払いによる財政負担の平準化などが期待できるということです。これからは、当宿毛市が採用しようとしているPFI事業について、極力、具体的な形での質問を行いたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

まずは、コストの削減に関してですが、冒頭、申し上げましたように、昨年度から始まった宿毛市PFI調査研究アドバイザー業務委託事業。約7割が築30年を経過し、大規模改修や更新が必要となってきている宿毛市の公共施設について、初年度は、PFI導入の可能性について、調査研究が行われ、保育園、手代岡改良住宅、小中学校、本庁舎、給食センター、斎場の6項目についての概算建設事業費の報告が、3月23日開催の予算決算常任委員会の場でなされました。

それによりますと、保育園の概算建設事業費として、公共直営で行った場合には、7億6,895万6,000円に対して、PFIなら5億3,366万5,000円と、2億3,528万9,000円安くあがることになっていきます。

同様に、小中学校、これは宿毛小中学校のことだろうと思うのですが、小中学校は34億5,330万円に対して、25億3,800万円で、9億1,530万円の差が付き、給食センターは8億8,500万円に対して、5億8,648万4,000円、2億9,851万6,000円と、それぞれPFIで行った場合、安くあがることとなっているわけです。

本庁舎と斎場に関しては、直営での事業費の

概算がないために、比較されていませんが、PFIの場合には、概算で、本庁舎については、13億8,304万8,000円、斎場については、2億2,436万9,000円という数値が示され、手代岡改良住宅に関しては、直営で7億2,767万円に対して、12億4,968万1,000円と、逆にPFIのほうが割高になることになっています。

そこで質問ですが、これらの数値は、どのようにして出てきたものか。概算を行った主体と、その手法並びにその差額が発生した根拠について、お尋ねいたします。

公共直営と、PFIでこれだけの差が生まれてくる理由は、一体どこにあるのか。全部となると、時間もかかるし、煩雑にもなりましようから、一つ一つの説明は要りませんので、当面の事業対象になっている小中学校の概算建設事業費について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

小中学校の建設事業費の算定の根拠についてでございますが、予算決算常任委員会のお示しをさせていただきました概算事業費、34億5,330万円につきましては、宿毛小学校体育館の新築工事の設計を請け負った業者に、宿毛小中学校を新築した場合、どのくらいの費用がかかるか、概算で見積もっていただいた費用となっております。

PFIの場合での事業費、25億3,800万円については、アドバイザー業務を委託した業者が、設計や維持管理の専門家と連携いたしまして、市の概算の見積もりをもとに、積算したのとなっております。

差額の理由につきましては、建設コストの削減が見込まれていることはもちろんですが、小中学校の整備事業の事業内容が、全く決まって

いない中で市の概算見積と、事業規模等が、ある程度見えてきた段階での、専門家による積算となっておりますので、大きな差が生じているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これまた異なることをと思います。

こんなふうには、公共直営とPFIとの比較といった形で出された以上、両者とも同じ条件で比べたものと思うのが、当然ですよ。段階的に違うということは、全くこの場合、別物。そもそもが、比較にならない数値ということではありませんか。

事業規模等がある程度、見えた段階での専門家の積算とおっしゃられる以上は、この25億3,800万円については、大きな変動はないものと考えてもよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

PFIでの積算をした事業費に、これから大きな変動はないかという御質問ですが、予算決算常任委員会でお示した時点では、事業規模が見えたといいいましても、あくまでも概算でございます。

これからPFI手法での事業内容等を、保護者や学校の先生の要望等も入れながら、アドバイザー契約をしているコンサル業者と協議してまいりますので、事業費は変動する可能性があるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これは、ちょっと脇道にそれた形の質問になるのですが、施設建設のコストという面で、関連性があるために、あえ

てお尋ねいたします。

去る5月25日開催の議員協議会での報告では、これは翌日の高知新聞でも報道されていたので、市民の中にも、御存じの方がおられることと思いますが、本庁舎の建てかえに関して、現在地と病院跡地での建てかえ費用は、それぞれ概算30億円、高台の場合には、35億円となっていました。

あの3月23日にお示しいただいたPFIの概算値との違いの大きさに、ちょっとびっくりしているのですが、この30億、35億と言う概算値は、どこから、どのようにして算出されたものなのか。

また、PFIでお示しいただいた数値、13億8,304万8,000円との関連性はどうか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

3月の予算決算常任委員会でお示したPFIでの庁舎建設事業費と、5月の議員協議会でお示した庁舎建設事業費との違いの御質問でございますが、3月にお示しました事業費は、全国のPFI事例を参考に、宿毛市の庁舎と同規模程度のものを建設するとした場合の事業費を算出しております。

5月にお示しをした事業費は、庁外に離れている課を、一つに集約した上での庁舎建設事業費であり、また、現在地であるならば、仮庁舎の建設費や造成費、高台であれば、造成費や補助金の返還なども含めておりますので、庁舎だけの建設費と比べると、大きな差が生じているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この庁舎の件については、別に比較した形で出てきた数字ではないよ

うですので、条件の相違などについては、これ以上申しません。

今後、仮に比較対象する場合には、同レベルで比較が可能なものとしてお示しいただくことを、お願いしておきます。

公共施設の建てかえに際して、直営の場合には、基本設計から始まって詳細設計、建設と、全て詳細にわたって積算した上での、市の側で算出した想定価格に基づいて、業者に発注するために、全て把握できるのに対して、先ほどのメリットに関する部分で言われたように、PFIによって、設計、建設、維持管理、運営までを含めた包括発注を行った場合には、確かに工期の短縮は可能となりましようが、その施設の建設に係る費用の妥当性を、どのように判定するのか。

業者の言いなり、いわばブラックボックスで、中身の詳細やその妥当性については、把握しかねる、そんなことになりはしないか、その点について、どのようなシステムで費用の妥当性をチェックすることになるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほど、資料についてですが、しっかりと比較ができるような形の資料に整えてまいりたい、そのように考えているところでございます。

いろいろな、細かく書けば書くほど、わかりにくい資料になってしまいますが、そのあたりは十分、検討して、しっかりした資料を整えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

事業費の妥当性チェックについてですが、まず、宿毛小中学校の整備事業で、PFIの募集要項を公表する際に、総事業費の上限額を公表

することとなります。

この総事業費は、PFIに精通した専門家に積算をしてもらうこととなりますので、妥当性のある事業費の上限額となるというふうに考えております。

ここから、この上限額をもとに、民間事業者が企画提案をしてくるわけですが、事業者選定をする際には、外部有識者による審査委員会を組織し、提案内容を審査及び評価をしていただくこととなりますので、チェック機能は確保される、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの答弁に対して、再質問を行います。

チェック機能を確保するために、PFIに精通した専門家や、外部有識者による審査委員会を組織するとのことですが、PFIでは、この種の経費、つまり事業には直接、組み込まれない形の、一種間接的な経費が、かなりな比重を占めることになりはしないか。

現に、昨年度から今年度にかけて実施中のPFI調査研究アドバイザー業務委託でも、29年度新規事業調査票に従えば、29年度、30年度、両年度合わせて2,926万8,000円が見込まれているわけです。

このような間接経費が膨らんでくることについて、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

PFIに精通した専門家や、外部有識者に頼むと、大きな間接経費が別にかかるんじゃないかということでもございました。

募集要項で公表する総事業費を積算してもらって、専門家に要する費用は、アドバイザー契

約に含まれておりまして、外部有識者に要する費用は、報償費や旅費が、別途必要になります。新たな委託料は発生しないということは、確認をしているところでございます。

そういったことを加味しまして、別途、これから大きな経費が発生することはないというふうに考えておりますが、先ほど、議員のほうから御指摘があったこの契約自体、アドバイザー契約自体の費用につきましては、トータル的に、この金額がかかっても、総額から加味した形の中で、PFIのほうが有利だというふうに、現在、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これまで、経費の削減という項目について、お尋ねしました。

これからは、工期の短縮ということについて。

この点は当面、PFIによる事業展開が想定されているのが、宿毛小中学校ということですので、教育長にお尋ねいたします。

公立学校の建設となると、工期の短縮という面で、最大のネックとなりかねない事項に、基本設計の問題があります。

この点は、平成19年4月付の文部科学省による公立学校整備PFI事業のための手引書。この62ページから63ページにかけて指摘されていることですが、引用しますと、建築物等の具体的な仕様の特定については、必要最小限にとどめ、性能発注を取り入れなどすることも必要でしょう。

とはしながらも、学校の運営を行う主体は、あくまでも地方公共団体であり、民間事業者は基本的に運営に関与しません。

このため、学校運営に直接、関与する校長、教職員、保護者等の意見を取り入れて、施設計画書を検討することが重要です。

したがって、公立学校のPFI事業において

は、地域の実情等を考慮した上で、基本設計まで、地方公共団体が行うことも考えられます、とした上で、計画、設計のどのレベルまでを地方公共団体の業務範囲とするか。

仮に、地方公共団体は、基本計画レベルまでにとどまって、基本設計から先の業務を、PFI事業者任せるとした場合、これから引用になるんですけども、PFI事業が選定されるまでは、具体的な施設計画がないため、地方公共団体が事前の住民説明会を開いても、施設のイメージしか提供できず、住民側としても、具体的な意見を出すことが難しい。

また、PFI事業者が設計を進め、施設設計が具体化した段階で、周辺住民等から反対が出てくる可能性もあると、このように指摘しています。

先ほどのメリットの部分でも出てきましたが、民間の創意工夫は、基本計画がきっちりと示されて、その意図するところと一致してこそ、真価を発揮するわけですので、基本計画ないしは、基本設計の内容が事業の成否を分けることになりかねないこととなります。

基本設計が、具体的に策定された段階になってから、あれこれと不満の声や反対意見が出てくるようなことになると、工期の短縮どころか、大幅な遅延、さらには計画の見直しにまで連なりかねないこととなります。

議員協議会の場で提示いただいた文書を見れば、ことしの10月上旬に募集要項、要求水準書の公表を行うことになっていて、その要求水準書というのは、従来でいう仕様書、基本設計のようなものを文字で書き起こしたものとなっています。

この計画に従えば、市としては、基本計画書の提示までで、基本設計を含むそれ以降の業務は、事業者任せることになるのですが、先ほど、私が文部科学省の文書を引いて取り上

げたような問題について、つまり校長、教職員、保護者、周辺住民等の意見の組み上げ等、理解をどのように図っていくのか、その点について、教育長にお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、8番議員の一般質問にお答え申し上げます。

PFI手法を活用する中での、学校、保護者、地域住民等との意見の組み上げの方法、また建設する学校施設の内容の理解を、どう図っていくのかという御質問でございました。

議員御指摘のように、PFI手法を用いた公共施設の建設に当たっては、設置者たる地方自治体が、当該公共施設建設の概要を盛り込んだ実施方針を定めた後、要求水準書を作成し、公表することとなっております。

この要求水準書は、どういった性能を持った施設にしたいのかを記載するもので、当該小中学校の建設に当たっては、充実した教育環境が整う施設であることや、災害想定に耐え得る施設であること。

小中一貫教育を実施するに当たって、効果を最大限発揮されるような配置とすることも含め、各教室の数、学校備品の品目、数などを記載するものとなります。

さらには、教職員が教育効果を最大限発揮でき、使いやすい施設にするための性能についても、記載をしております。

要求水準書に記載した項目は、建設に当たっての最低限度を満たすべき水準として、公表することとし、掲げた項目が反映された内容で、事業者からは、企画提案書が提出をされます。

そのため、議員御指摘のように、宿毛小学校、宿毛中学校の施設建設に当たっては、この要求水準書の作成が、大変重要になるものであると考えております。

教育委員会では、どういった学校施設が望ま

しいのかを検討するため、学校から意見を聞き取るとともに、保護者も含めた学校施設検討会を、これまで2回開催をいたしております。

本検討会では、教職員から、職員室から校庭が見えないと、児童生徒の安全な目で追えない。図書室とパソコン室を横並びで配置すれば、調べ物学習がより効果的に行えるなどといった意見や、保護者からは、津波を想定した施設配置や、空調設備は中学校だけではなく、小学校にも整備してほしい等々、そういう意見が出されております。

今後は、これまでに聞き取った意見を、どこまで要求水準書に入れ込んでいくかを、再度、学校、保護者と協議をした上で、教育委員会内で検討し、要求水準書を作成してまいりたいと考えております。

また、建設する学校施設の内容の理解は、どう図っていくのかということについてでございますが、先ほどの要求水準書を公表後、事業者から企画提案書が提出された後、有識者会議の審査を踏まえ、選定委員会で事業者を選定することとなります。

事業者を選定した後は、事業者と契約に向けた交渉を行っていくこととなりますが、この期間中に施設の細部にわたって、内容について、事業者と協議を行っていくこととなりますので、学校等関係者と、再度、協議をする場を設け、意見をくみ上げられるような取り決めを行っていく中で、学校、保護者、地域の理解を得てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そのような認識に立って動いておられるということですので、しっかりとした内容のものがつくられるんじゃないかと、期待しております。

小中併合の学校ということですので、各種の

教室や職員室、廊下、階段等と、構造物としての建物の内容や形状については、今言われたような、さまざまな使用者、関係者の意見を反映する形で、民間のノウハウを生かしながら、使い勝手のよいものにしていただけるものと御期待申し上げる次第ですが、問題は、その規模です。

この点は、後でお尋ねする、文科省からの補助金の問題とも関係するし、将来的な児童数の予測と、現在、棚上げ状態になっている学校再編の問題にも絡むことになるのですが、教育長はどのような将来予測を根拠において、今回の宿毛小中学校の規模を決定するお考えなのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今回の宿毛小学校、宿毛中学校の建設につきましては、建設後、長期間、利活用する施設であることから、長期的な視点に立った建設を行う必要がございます。

そういった視点に立ちますと、現在の宿毛小学校、宿毛中学校の校区だけの児童生徒数で考えるだけではなく、近隣の小学校、中学校区も含めた将来の児童生徒数の推移を考慮しながら、学校規模を決定して、建設していく必要があると考えております。

教育委員会が策定をいたしております現在の学校再編計画では、宿毛小学校、宿毛中学校の近隣校につきまして、松田川小学校は、宿毛小学校との統合が望ましい。橋上小学校については、児童数の推移を注視する中で、統合を検討する。

橋上中学校は、平成36年度を目途に、近隣校と統合するとしておりますので、この3校との統合についても、視野に入れる中で、学校規模を決定していく必要があると、そのように考

えております。

その考えのもとで、建設する宿毛小学校、宿毛中学校の規模を想定はいたしておりますが、今後の児童生徒数の推移を見ますと、統合となった場合でも、現在の宿毛小学校、宿毛中学校で必要なクラス数は、統合後も変わらないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 学校の再建や再編に関して、財政的な要因を持ち出したりすると、教育的な配慮こそが第一ではないのか。とかく批判されることになるのですが、やはりこの問題を抜きにして、考えることはできません。

基本的には、PFIでやろうが、直営でやろうが、国庫補助負担については、変化がないとのことでしたが、今回の宿毛小中学校の再編に関しては、どうなるのか。

義務教育諸学校施設費国庫負担法という法律によって、国の負担割合は規定されているのですが、市として、小学校分、中学校分それぞれに、どのように想定されておられるのか。学校建設の原因となっている要件の相違によって、国の負担割合が2分の1であったり3分の1であったり、異なっている中で、市として、少しでも有利な補助を得るための工夫は、どのようになされるのか。

併設される際の宿毛小学校相当分、宿毛中学校相当分の国庫補助負担金について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校、宿毛中学校の建設に係る国庫補助につきましては、文部科学省の負担金、交付金を活用したいと考えております。

具体的には、宿毛小学校の校舎につきまして

は、現校舎が相当古く、文部科学省が定める体力度が一定に満たないということで、補助率3分の1の国庫補助が受けられる見込みでございます。

また、学校統合することを前提に、施設建設をする場合には、補助率が2分の1に引き上げられることとなります。

次に、宿毛中学校の校舎については、耐震化が完了している建物ですので、改築するに当たっての補助が受けられないものと考えております。

また、宿毛小学校のプールも、PFIを活用した本事業により、整備をしまいたいと考えておりますが、こちらについても、文部科学省の交付金を活用できまして、補助率3分の1の国庫補助が受けられる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの教育長の御答弁に関しましては、また後で、関連する部分がありますので、組み合わせる形で、この後、お尋ねいたします。

次に、財政支出の平準化、これまでは費用の軽減、コストの削減と、工期の短縮というメリットについてお尋ねしました。次は、財政支出の平準化について、お尋ねいたします。

ここから先の質問は、市長、教育長、どちらにお答えいただいたものか、適宜御判断いただきますよう、お願いいたします。

私なんかの素朴な感覚では、財政支出の平準化と聞くと、仮に学校建設に係る費用が、金利分を含めて総額30億円としても、これを20年で支払うなら、年額1億5,000万円の支出で済むことになるので、年度単位で考えれば、財政的には、随分楽になるんだろうなど、そんな感じで捉えていたのですが、果たしてそんな簡単なことなのかどうか。

先ほどから引用しています、文部科学省による公立学校整備PFI事業のための手引書によれば、公立学校施設PFI事業で、公立学校施設整備の国庫補助を受けることは可能ですかという問いに対して、国庫補助は受けられますが、以下の3点を満たすことが必要です、として、

1、事業費が建設費と、維持管理、運営費に明確に分離されていること。

2、竣工された時点で、設置者に建物所有権が移転されること。これは後で説明しますが、BTOという方式。

3、地方負担分を含め、国庫補助の対象となる事業費については、国庫補助分だけじゃないんですよ、国庫補助の対象となる事業分については、全額を採択年度に支出することと、このように記載されているわけです。

これらの文書を素直に読むと、学校施設の建設で、PFIを採用しても、国庫補助を受ける限りは、建設後すぐに市への移転が行われるBTOという方式が前提となっていて、初年度には、市はその補助対象となる部分の国庫補助分と、地方負担分を合わせた全額を支払わなくてはならないことになっています。

また、学校施設以外に、例えば保育所とか、地域連携施設とか、地域図書館などといった施設を組み合わせた複合化公立学校施設を、PFI事業で実施している例も、各地で報告されていますが、いずれの例でも、事業方式はBOT、つまり先ほどのBTOの建てた後、それを行政に移管して、その後、運営を行うという方式とは違う。建てた後、運営を行って、管理運営期間を経過した後、移転になっていて、私が見る範囲では、本施設のうち、国庫補助金対象施設に係る建設費用相当分については、一括して支払う、BOTにおいても、一括して支払うという記述があったんですね。

このことから考えれば、この学校建設を初め

として、国庫補助を伴う事業については、その補助対象が大きくなればなるほど、一括で支払う部分が膨らむために、平準化される部分は小さくなる。

そうしたときに、果たして財政支出の平準化ということに、名目ほどの効果が期待できるのか、ちょっとクエスチョンマークがつく。

御見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私のほうから、お答えをさせていただきたいと思います。

財政指数の平準化ということでございます。まず、初めに、議員の説明の中で、BOT方式、これはプロジェクト事業主体が施設を建設をしまして、維持管理及び運営を行い、一定の事業期間の終了後に、公共に施設所有権を移転する方式ということでございますが、このBOT方式でも、国庫補助対象となるような、そういった趣旨の御意見がございましたが、現在、文部科学省のほうでは、このBOT方式では、国庫補助対象には認められないということとなっているところでございます。

今回の宿毛小中学校整備事業において、国庫補助金を申請するならば、補助対象経費のうち、補助金分と起債充当分は一括して、特別目的会社に支払わなければなりません。

そのため、平準化できる財政負担は、補助対象外経費と、維持管理費になり、一見、平準化できる部分が小さくなるように思えますが、今回の整備事業の補助金につきましては、先ほど、教育長が申しあげましたように、実際の補助金額は、それほど大きなものとはなりませんので、一定、財政負担の平準化が図られるものと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 私の勘違いがあったよ

うですが、BOT方式では、国庫補助の対象にはならない。文書によって、記述内容に多少の違いがあるために、私の解釈に誤解があった。

御指摘くださったことに、感謝申し上げます。

そして、補助対象とならない部分が大きければ大きいほど、事業費の平準化される部分は大きくなる、そういうこともよくわかりました。

ところで、冒頭触れました、日本PFI・PPP協会によるリストによれば、当宿毛市における小中学校整備事業として、事業方式の欄には、BTO、建設後移転、そして運営。または、BOT（提案）と。BOTというのは、先ほどから言っておるように、建てて、その後、事業を行って、契約年度が終了したら、移転を行うという、この2種類が記載され、事業類型としては、サービス購入型、またはジョイントベンチャー型（提案）と記されています。

これは、基本的には、建設移転管理運営という、BTO方式を考えているけれども、民間業者事業体からの提案があれば、学校だけではなく、その他の機能を複合させた形での施設整備を考える。

そして、建設、一定期間の管理運営を経た後の施設の移転という、BOT方式を採用すると。

そういう2段階で、現在は臨んでいると、そういうことなんですか。ひょっとして、こういうものをも想定されていることがあるようでしたら、その点についてもお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

事業方式、そして事業範囲の想定についてでございますが、まず、今回の宿毛小中学校整備事業では、校舎とプールの建設を予定しておりますが、それ以外の別の目的の施設を建設し、複合化することは、想定をしていないところで

ございます。

想定をしておりません。

しかしながら、民間事業者のノウハウを生かした、幅広い提案を期待しているところがございますので、現段階では、2通りのパターンを公表しているところでございます。

正式な事業方式、事業範囲につきましては、今後、民間事業者との対話等も踏まえた上で、特定事業の選定時に公表することとなります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの御答弁について、再質問がございます。

先ほど、後で取り上げるとした宿毛小学校、中学校の建設に係る国庫補助については、文部科学省の負担金、交付金を活用したいとする御答弁をいただいているのですが、国庫補助を受けるためには、BTOしかだめで、複合型のBOTでは、その対象にならないとすることに、仮に民間事業者からノウハウを生かした提案があつて、BOTでいくとなった場合、ただいまの御答弁のとおり、別の目的の施設を建設し、複合化することは想定をしておりません、とするならば、それほど大きな事業を期待することもできそうにありませんので、ほんのちょっとした複合的な事業が追加される、それだけで国庫補助はなしになる、そういうことではありませんか。

同じ建物でしかないのに、BTOにするか、BOTにするかで、補助金は数億数千万円か、ゼロ円かになる。

これって、本気で国庫補助を飛ばしてでも、民間業者の提案を入れて、BOTでやるだけの価値があるとお考えなのか、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きたいと思います。

山戸議員の今の御質問、そのとおりだというふうに思います。

そういった中ではございますが、国庫補助金を受けられない、BOT方式でも、採用するかということをごさいますして、そのお答えといたしましては、現段階では、補助金をもらえなくても、それだけの価値がある提案も、期待できる可能性があるということから、事業方式はBTO、BOT方式の2パターンを想定しているところでございます。

今後、民間事業者との対話も交えながら、宿毛市にとって一番よい事業方式を選択したいと考えております。

ただ、先ほども申しましたように、非常に厳しいのではないかとこのように思っているところではございますが、可能性もゼロではありませんので、残しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 仮にBOTでとなったそのときには、国庫補助金を飛ばしてでも、その事業を併設する価値があるのかどうかについて。

しかるべき形での提示が、議会にもなされることになるんでしょうから、この点は、これ以上は触れないでおきます。

次に、今度はデメリットの問題ですが、一般的に考えられるデメリットとされる部分についてですが、行政側の専門知識や技術を持った人材の不足については、専門的なノウハウを有するコンサル等に依頼して、乗り切ることになる。

一方で、未経験事業者には、高いされる参画のためのハードル、言いかえれば、地元業者の参画が困難となることが予想される、その点についてお尋ねいたします。

従来の直営による分離発注方式では、例えば、

校舎の建設工事は大手の建設会社に任せるとしても、机や椅子、黒板、その他もろもろの備品については、地元の業者でも入札参加、応札、落札という可能性がないでもなかった。

ところが、PFIでは全て一括して、一つの事業者が仕切ることになるために、小規模な地元業者の入り込む余地のないものとなって、結局は大規模事業者のみが潤う、そういうことになりはしないか。その点、どのように配慮なさるおつもりか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地元業者に対する配慮についての御質問でございます。

今回、PFI手法を導入するに当たりまして、どれだけ地元事業者が参入できるかが、非常に大切な要素であると、そのように私自身も考えているところでございます。

これまでも、地元事業者の皆様に対しましては、PFIの理解を深めていただくために、勉強会を複数回開催しているところでございます。

また、今回の宿毛小中学校整備事業におきましては、市内事業者を必ず参画させることを、応募条件に入れることとしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今後の進捗状況次第では、来年の6月議会には、私が果たしてこの場にいられるかどうかは別として、事業者との本契約の締結について、検討し、議会としての議決を求められることとなっています。

今回、長々と御質問いたしました、地元業者の事業への参画を進めるための工夫を含めて、宿毛市として、少しでも有利かつ効果的な事業の推進をおはかりいただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子でございます。一般質問をさせていただきます。

私は主に、宿毛の観光事業について、質問を行っていきます。

観光事業の現状と課題。

宿毛の観光事業について、観光事業は、市の観光協会へ多くの事業を委託しており、補助金も29年度に約5,700万円、幡多観光協会にも500万円ほどが予算化されています。

隣接市町村に比べると、費用対効果を考え、宿毛市の観光事業は大きな課題を抱えていると見るべきではないかと考えます。

市民は、来客があっても連れていくところがない、子供連れで行くところもない。客船が来ても、宿毛ではなく、土佐清水市へ、四万十市へ、大月町へと、宿毛は素通りである。市民の声は、宿毛には何もない。出かけるのは隣接市町村という、市民の声であります。

では、はた博を振り返ってみます。

七、八月には、56万人で、前年同期より15%、7万3,000人の増であります。

土佐清水市は、おきやく、花火大会、4万6,600人、黒潮町の砂と光のアート展、4万5,000人、ほか関連イベント、5,300人とあります。

51の体験プログラムには、2,380人が参加している四万十川の遊覧船やカヌー体験、

足摺海洋館など、既存施設の利用客も3万1,300人ふえて、16万3,900人とのことであります。

幡多観光ビジターセンター、四万十市も、4万3,000人増の7,180人が利用したと、紙面に残っております。

そこには、宿毛市の実績報告はありませんでした。事業の中で想定される効果はあげているか、魅力の有無、質の向上の検証が十分なされているかが疑問であります。

宿毛市民の、宿毛には何もないという現状をどのように受けとめるか、市長の御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市には、マリレジャーや四季折々の自然景観など、さまざまな観光資源がございます。議員も御承知のことでございます。

マリレジャーでは、高知県唯一の有人離島であります沖の島や鶴来島での、釣りやダイビングがございます。

釣りに関しましては、チヌやグレなど、非常に人気がございます。たくさん釣りにお越しいただいているところでございます。

自然景観では、幸運の夕日、だるま夕日に出会えるまちとして、PRをさせていただいております。カメラマンの方にも、絶好の被写体として人気があるところでございます。

ここ2年続いて、正月にはだるま夕日が見えているところでございます。

また、全国でも桜の開花が早いまちでありまして、市内各所に花見スポットがあるなど、桜の里としてもPRをしてきました。

そのほかにも、四国百名山であります篠山や妹背山、松田川上流には、県指定天然記念物であり、天然の彫刻といわれる出井の甌穴なども

ございます。

また、本市は、歴史観光資源といたしまして、主に幕末から明治にかけて、多くの偉人を輩出しているところでもあります。

このような観光資源を活用した観光振興事業を、関係団体と連携しながら推進している現状でございまして、さらなる観光客数の増加に取り組んでいくことが、必要だというふうに考えているところでございます。

今後の重点的な取り組みを申しますと、まず、「志国高知 幕末維新博」を契機に、観光交流施設として、改修いたしました林邸については、歴史館と連携した、歴史観光資源として、最大限に活用してまいります。

県におきましては、ポスト幕末維新博として、自然体験型観光の磨き上げを行っていくことが計画されておまして、本市といたしましても、自転車というアクティビティの活用や、マリレジャーを初めとする自然体験型観光メニューの開発に、既に取り組んでいるところでもございます。

また、観光には欠かせない食、グルメの分野におきましても、昨年度、宿毛のお魚おもてなしプロジェクトで開発した御当地グルメ、宿毛のお魚しゃぶしゃぶのさらなる磨き上げを図るとともに、プロジェクトを継続する中で、新たなメニューの開発も検討していきたい。先ほども御答弁をさせていただきました、こういったメニューも検討していきたい、開発していきたい、そのように考えているところでございます。

いろいろなところで、何人ぐらいの観光客が、どの施設に来たというお話を聞いているところでございます。

しっかりと観光客に来てもらうことも大切です。また、何よりも来ていただいた観光客に、このエリアで食事を楽しんでもらうとか、泊まっていたりとか、またアクティビティを楽し

んでいただく、そういった形の中で、しっかりとお金も落としてもらえる。そういったことが大切になってくるというふうに思いますので、そういったことをしっかりと検証しながら、宿毛市の観光産業、これからも引き続き、活性化に向けて取り組んでまいりたいそのように決意をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 宿毛の観光現状を伺いました。観光というのは非常に幅が広くて、観光向けの観光もございましょうけれども、地域づくり、まちづくり、ひとづくりも、観光産業に入っております。

他の自治体と共通政策である観光産業は、効果の向上を意識して進めているのか、行政の責務として、宿毛には何もないと、市民に言わせてはいけないのではないのでしょうか。

市民の声はもっともであるというためにも、魅力の有無、質の追及も重要であります。現場をこのようにかえているとの掲示、それとも事業の中で想定される効果を上げているものがあれば、伝えてもらいたい。

また、観光地の魅力は、雄大な山、美しい海、由緒ある仏閣、神社等々、観光地はもともと存在します。

地域を歩いて、これいいなと気づいたら、できることを考え、職員もこの気づきのために、現場を歩くと得られるものがあるでしょう。

昨年から、観光協会は市民ガイドを育てています。研修を終えて、宿毛の歴史や文化の魅力を、歩いて観光客に伝えようと、17名が誕生しました。期待するところであります。

先日、モニターに参加したら、よくわかる解説に納得し、その場所が大切に思えてくる体験でした。観光は、体験、学ぶ、解説の3つがないと人は来ないといわれます。建物を解説する、

文化を学んでもらうなど、人を呼ぶ条件が整うこととなります。宿毛の弱みの部分ではなかったらと考えます。

資源性のなさを空間的な整理でカバーして、創意工夫と不断の努力により、絶えず新しい魅力をつくり出しているか、計画の配慮、観光交通対策、専門家の育成など、課題は多くあります。弱みを知り、強みを生かしているから、さらに強みを発掘しているか、責任が問われています。

宿毛の観光事業をどのように進めていくのか、市長の御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の再質問でしょうかね、お答えをさせていただきたいと思えます。

17名のガイドの皆さんに、いろいろお力をかりて、いろんな宿毛の、今まであったところを説明して回っていただける、そういった観光、本当にすごくいい取り組みだというふうに考えております。

本当にそういった、皆さんのお力をかりながら、今まで、なかなか市民の皆さんが着目をしなかった、そういったところが、これから観光資源として掘り起こされたり、また磨き上げられるものだというふうに考えているところでございます。

先ほど、宿毛にも何もないというふうなことを聞くとか、言わしてはいけないとかという話もございました。

何もないということが恥ずかしいと思えるぐらい、ぜひ皆さん方に、宿毛市をもう一度、足元から見詰め直していただきたいというふうに思いますし、またそのためには、宿毛市として、いろんなものをしっかり開発できたり、またPRできたり、そういった場所とか、そういう機会を広げていかなければいけないというふ

うに思っております。

一つには、ふるさと納税という形で、返礼品として、多くのものが、市外の皆様方のところにお送りをさせていただきました。

そういった形の中で、以前は、なかなか売れなかったものが開発をすると、つくると売れるということで、お土産物にも使えるような、そういった品も、かなりこの2年間でふえてきたのではないかなというふうに思います。

これからそういったものを、どこで買うことができるのかとか、いろんなことを、行政としても取り組みをしていかないといけないというふうに思っているところでございます。

先ほどのお答えと重複をいたしますが、ポスト幕末維新博に向けて、しっかりと体験型観光であるとか、そういった部分を、これから伸ばしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私も市民も、ないないのお任せムードはよくないと思っております。行政は仕掛けづくりが大事です。持続可能な発展、地域の活性化に、行政の責任は重いと考えております。

次、林邸の今とこれからについて、お聞きいたします。

幕末維新博推進事業費補助金を活用して、林邸が再生されました。投入総額は3億7万6,921円であります。予算の構成は、県より1億8,512万円、国より522万2,000円、ふるさと納税125万円、市内の寄附845万7,917円、起債費9,530万円、一般財源より1,164万8,004円となっております。

多額の予算投入が行われた林邸であります。市長は、林邸の再生に当たり、何を大事と思っていたのでしょうか。イメージどおりのものが

できたということでしょうか。

もっと言うと、県内に自由民権に関する建物が残っていない中、自由民権の歴史的雰囲気は今に伝える政治家の家として、非常に貴重な、林邸の歴史的な雰囲気は再生できましたか。

もうでき上がったから、言いわけになるでしょうが、市長のこれだけは譲れないものとして、大事にしてきたものがあれば、お考えをお聞かせください。

続けて、お答えいただきます。

林邸のデザインを担当された早稲田のコンセプトをお聞きします。

他市町村の例であります、Tシャツアート展がことし30周年を迎えた。ここには美術館はありません。美しい砂浜が美術館であります。

関係者は、物事の本質を見抜き、可視化することがデザインというのです。

30年前は箱物が、日本各地に建てられたが、同じ建物をつくるだけで、そこに本質となる考えは何もない。この美術館には、軸となる考え方がありました。しっかりした考えのあるまちは、魅力的なまちとなります。新たに物事を始めるときは、その本質となる考え方を固めて取り組むことと、語っています。

この歴史的遺産である林邸再生に当たり、持っていたコンセプトをお聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

決して言いわけをするつもりはございませんが、林邸につきましては、本市としての改修に対する考え方を、早稲田大学のほうにお伝えをいたしまして、歴史的な特徴を保存しながら、市民の方に御利用していただけるように、あわせて観光客にも御来場いただき、これからも使い続けることのできる、そういった建築物として改修するというところでございまして、このこ

とについては、当初よりお話をさせていただいてきたことを、一貫して、貫くと言い過ぎかもしれませんが、一貫して通してこさせていただきますところでございます。

それで、林邸が完成をして、オープンしたところでございますが、当初の思いのとおり、多くの方々に利用もしていただいておりますし、しっかりと宿毛市の歴史、そういったものを感じてもらえる、そういった建物となって、復元といたしますか、改修されたというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 再生されて、外観が変わったので、以前と雰囲気や建物の景観が一変しました。

背の高い土塀、森のような庭園、明治期の建物の形態は、宿毛市民の歴史的記憶の景観だったと思いますが、市長は以前の林邸にどのような歴史的価値をお持ちでしたか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し聞き取りのときと内容が変わっておりますので、答弁等がずれないように、十分気をつけながら、答弁のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

歴史的価値をどこに置いているかということではありますが、あれだけの歴史的建造物でございますので、ここに価値があるという表現は、非常に厳しいものだという、難しいものだというふうに考えております。

社寺建築や洋風建築、そして近代建築の要素もございまして、林邸の至るところに、歴史的価値があるというふうに考えているところでございます。

また、昔の土塀であるとか、それから林のような木ということもございましたが、なかなか今の社会の中で、現状の形でそれを保つことは、いろいろな面において、ちょっと厳しいところもございましたので、そういった形の中で、現代風に、しっかりとアレンジをして、皆さんに見ていただけるような林邸に仕上がったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 林邸のこれからをお聞きいたします。

県、国からの多額の助成と、市内外からの御寄附や、市民の税金を投入された林邸、どのように生かすか、これからであります。

観光地は、一度訪れると消費されてしまいます。それ相応の投資を続けないと、あっという間に消費者、また観光客はいなくなって、さびれてしまいます。

ただ消費されない観光もあるという、その一つは、人との交流といわれています。インストラクターやガイドだけじゃない、土地の人ともう一度触れ合いたいと思ってもらえるか、自治体任せの箱物、博覧会観光の次は、住民がかかわる番ではないかと考えます。双方が、責任も役割も分かち合い、知恵も労力も出し合い、地域資源を共有していく時代で、……（発言一部取り消し）……しっかり宿毛を選んでももらえるか、競争相手は無数であります。ライバルの地域に勝てるか、林邸のこれからをどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

……
……（発言一部取り消し）……
……

……

林邸につきましては、築後130年経過し、老朽化していた状態でもございました。しかしながら、今でも使用できる、価値ある部材もたくさんございましたので、そういった部分は、最大限、活用していただくことといたしまして、改修工事に当たりましては、現地確認をしながら、10回以上の打ち合わせを行い、計画に沿って改修工事をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 維新150年の流れの中で受け継ぐもの、伝えるもの、学ぶものは、幕末を生きた人の物語が重要です。その物語をどうつくるのか、お尋ねします。

幕末を生きた龍馬は、34年の大半を自分のためには使わず、あすを味方だと確信して、公のために使いました。新時代到来のために尽くし、殉じた生涯であります。

幕末期の土佐は、龍馬を初めとする多数の志士を輩出しました。名を求めず、公のためを旨とする幕末志士の矜持は、今も高知県内各市に息吹いています。

ことは明治150年に当たります。中央に、都会に若者を送り続けたふるさととは、絶えていく存在の危機にあります。

維新150年の流れの中で受け継ぐもの、伝えるもの、学ぶものは、幕末を生きた人の物語が重要です。その物語をどうつくるのか、お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えを、私なりにさせていただきますというふうに思います。

「志国高知 幕末維新博」を契機とした林邸の改修につきましては、大変すばらしいものとなったというふうに、私は感じているところでございます。

このことは、単に建築物としての改修についてだけではなくて、宿毛の歴史を実感していただける、そういった場所ができたというふうに考えておまして、先ほども申しましたように、ほかのイベントに来た方々が、林邸に行ったり、また林邸に来た方々が、宿毛歴史館に行ったりということで、あそこの文教センターといひますか、あそこの一帯エリアとして、文教ゾーンということで、つくっているわけではありませんが、文教を感じていただけるエリアとして、一体的に効果が上がってきているものだというふうに考えているところでございます。

今後、幡多地域での自由民権運動の系譜を引き継ぐ林邸を、たくさんの方に活用していただきまして、地域活性化につながるよう、取り組みを進めていきたいというふうに考えておまして、自由民権運動についても、また改めて考えていただいたり、当時のことを知る、そういったきっかけになるものだというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 観光事業の事業評価について、お尋ねいたします。

市の観光事業は、観光協会へ多くの事業を委託しています。観光協会に職員を派遣させて、観光協会運営の行政依存が確認されています。

観光協会には、29年度、7,790万予算のうち、5,700万円の補助金が投入されています。会員数も、全国的に比べるとかなり少ない。補助金等は、市民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることから、特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めることに従って、公正かつ効率的に使用されるように、努めなければならないとしています。

補助金を受ける者としては、補助金等が国民

から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の定め、及び補助金の交付の目的、または間接補助金の交付目的に従って、誠実に補助事業、または間接事業を行うよう、また補助を受けたものは、遂行状況を報告しなければならないとあります。

他市事例で行っていることから、観光事業の事業評価は重要と考えます。事業のあり方や、効果の検証と、改善提案となっていきます。

事業が目的を達していない現状は、市民の声は厳しいものがあります。期待した効果をあげているか、問われます。目標と現実に関きがある、事実が示すことを丁寧に見せること。

例えば、すくもまるごと商社プロジェクト事業は、どうかとお尋ねします。

29年には、1,242万円、30年は869万4,000円の補助金が出ています。全体の事業数はどれくらいか、うまくいっている事業数はどれくらいか、何がよかったのか、どんなアプローチをしたか、現場のありようから、問題提起する監査機能は重要であります。

事業のあり方や運用、効果の検証と改善提案となります。

補助事業が目的を達していない現状や、市民の声は厳しいものと受けとめてください。観光事業の事業評価は重要と考えます。

市長の見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 3時58分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま寺田議員より御発言があった内容につきましては、聞きおく程度にいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひ

ます。

商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、先ほどの宿毛市観光協会運営補助金という形のような文言がありましたので、一部補足をさせていただきます。

平成28年度より、すくもまるごと商社プロジェクト事業費として、観光協会にそれぞれ、28年度は7,051万5,000円、平成29年度につきましては、1,242万円。今年度、平成30年度の予算といたしましては、869万4,000円の予算を見込んでおります。

これは、観光協会の運営費の補助金という名目ではなくて、あくまでもすくもまるごと商社プロジェクト事業費の補助金という名目で、補助金を出しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） すくもまるごと商社プロジェクト事業がどうなのかということで、質問いたしましたので、お答えをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

皆様御承知のとおり、現在、本市は人口減少に伴う地域経済の縮小や、都市部への人材流出による後継者不足など、さまざまな課題に直面しているところでございます。

そういった課題に歯どめをかけるべく、地域の強みである一次産業を活性化させ、地産外消の推進や雇用の創出、また人材の育成に取り組むため、平成28年度より宿毛市観光協会へ補助金という形で、先ほど御説明がありました、交付して実施している事業が、すくもまるごと商社プロジェクトでございます。

現在、3年目を迎えているところでございま

す。それぞれの事業実施に当たりましては、担当課とも協議をしながら進めているところでございまして、新しい事業や、分野にも活動の範囲を広げ、取り組んでいるところでございます。

事業の評価との御質問でございますが、販路の拡大や交流人口の拡大など、少しずつではございますが、新しい人の流れが構築できているのではないかと、そのように実感をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、観光商品の開発をお伺いいたします。

市民からの提案でございます。林邸からハヤシライスを広めてはどうかと。どこの店にもハヤシライスを進めてほしい。

例えば、日高村の例であります。オムライス街道が、ことしで5年目を迎える人気企画となっております。約20種類のオムライスを提供しています。特産のトマトを生かしたオムライスで、村を活性化させようという企画であります。

ローソンによると、4年間で25万食以上、販売したといたします。ことしは4店舗が新しいオムライスメニューを用意した参加店舗案内や、村の観光名所のパンフレットも兼ねたスタンプラリーの台紙は、参加店や村の駅ひだかななどで配布しています。

オムライスやトマト料理を食べると、スタンプを押してもらえる。5店舗を回ると、オムライス街道加盟店や、村内の商店で1,000円の割引が受けられ、全店舗を回ると、2,000円分の割引と、オリジナルグッズがもらえるほか、抽せんで計42人に約6,000円相当のシュガートマト1箱が当たる。

村の担当者は、特典もバージョンアップしている。ことしもうれしい、楽しい、おもしろい

をお届けします。ぜひお越しくささいと、PR
しています。

切磋琢磨して、市民も行政もまちの活性化に
応えています。このことが、5年目を迎える人
気企画であります。

日高村には、オムライス街道が定着していま
す。参加11店舗の店の努力と、特産品のトマ
トを生かし、市民が盛り上げ、行政も後押しし
た。店舗の数も年々ふえています。

店は競争することに、よりよい、いい店にな
っていきます。宿毛の弱みはここにあるのでは
と、行政が仕掛けをつくることを、もっとすべ
きであります。

商店を競争させ、盛り上げることで、市民も
盛り上がる。まち全体の活性化にしっかり汗を
かくことが、行政の役目ではないでしょうか。

以前、吉田 茂が総理のとき、「ばかやろう
解散」がありました。宿毛では、ばかやろうま
んじゅうをつくったら、よく売れたと聞いてい
ます。今の宿毛では、だるま夕日まんじゅうは
どうでしょうか、と商品の協力をお願いしては
どうかと、市民の方が話しております。

子供たちについては、林邸写生会などをやっ
てみたらと、声もあります。

市民のアイデアを紹介させてもらいました。
市長の御見解はどうでしょうか、お伺いいたし
ます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

いろいろ御提案ございました。

だるま夕日の名前がついた商品と、それから、
それ以外も、いろいろ商品等、各自それぞれの
事業者の方々がつくっていただいて、またいろ
いろなところで販売したり、また宿毛市として
も、移住促進フェアじゃないですけども、い
ろんなところをもって行って、現在も販売をし

ているところでございます。

そういった形の中で、先ほどハヤシライスの
話もありました。このことも、たくさんの方々
から、もう既に聞いているところでございまし
て、中には、林 遠さんにちなんで、「さすが
のハヤシライス」というのをつくってはどうか
というお話もありまして、実は、林邸のお隣の
カフェのほうには、私のほうから御提案もさせ
ていただいているところでございます。

そういった形の中ではございますが、宿毛市
では、平成21年度より産業振興の観点から、
宿毛市推奨品制度を導入いたしまして、宿毛市
で生産、製造、加工される食品について、推奨
基準を定め、宿毛市推奨品として認定を行い、
認定された食品につきましては、販路の開発や、
消費拡大を支援する取り組みを行っているところ
でございます。

また、昨年度から、「志国高知 幕末維新
博」に絡めまして、新たな御当地グルメメニュ
ーの開発に取り組んでおりますので、高倉議員
の一般質問でもお答えをいたしました。今後の
取り組みの中で、土産物の開発についても、
検討もできるものではないかと、そのように考
えているところでもございます。

いずれにいたしましても、宿毛市推奨品の取
り組みが、さらなる誘客促進につながるよう、
制度の磨き上げも検討してまいりたいというふ
うに考えておりますし、まだまだ、他市の方々
には、知られていないというところもあります
ので、しっかりとPRのほうもしていきたいと
いうふうな思いを持っております。

ちなみに、市長になる前からですが、お土産
物としまして、特に東京のほうとか行く際に、
地元のものを、特に地元の名前がついたものを
持っていくようにしております。そういった
のを、小さな努力ではございますが、SNSで
挙げさせていただいているところでもございま

す。

議員の皆様方にも、一步ずつ、そういった積み重ねが、いろいろと広がっていくものだというふうに思っておりますので、そういった面でも、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。まして、答弁にかえさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、道の駅サニーサイドパークの充実について、お聞きいたします。

まちを訪れる観光客の方は、たまたま通りかかって、宿毛に来たのではないと、旅人の話でわかります。わざわざ選んできてくださっています。

何を目的に来ているか、道の駅で3時間ほどゆっくりしていたら、何人かの旅人と、会えてわかってきます。

そこに住む地元の人に触れ合うことも、旅人を満足させていました。道の駅は、観光客も、地域住民も、交流の場となる道の駅として、質の向上に手をつけるべきであります。

1993年に、道の駅制度ができて25周年になります。四万十大正は、25周年の感謝祭を開きました。旧建設省の道路整備計画の目玉事業として始まり、1993年に、全国103カ所を登録いたしました。今は1,145駅あります。93年に四国で登録されたのは9駅、うち7つが、四万十大正以外に、大豊町、宿毛、大月、梶原、南国、美良布、この7つであります。

四万十大正は、木造建築を整備されたのは98年、年間客数3万人、鮎井、シイタケ井など、女性の発想を生かした料理が名物となっております。

近年は、国道381号がサイクリングロードとしても人気で、サイクリスト向けの補給食開

発に取り組んでおります。

ほか、四万十高校生や、福祉施設の弁当も請け負っています。同代表は、最古の駅を知ってもらう機会、他の道の駅とも連携して、盛り上げていければと話しております。

12人の雇用で切り盛りしております、とのこと。

大月などは、まちが建物を建て、住民も力を入れ、観光商品のヒットが相次いでいます。土佐清水市の道の駅ともに、地域の住民、また旅人でにぎわって、交流の場となっております。

前議会では、老朽化しているサニーサイドパークについては、道の駅めじかの里土佐清水、ふれあいパーク大月などと連携することによって、人の流れをつくっていくとの市長の説明もありましたが、その計画を多くの市民が待っております。

サニーサイドパークには、幼児、子供向けの遊具や、釣りも楽しめる施設などが、住民の声にあります。整備計画とビジョンについて、市長の御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

るる、いろいろと御質問、そして御説明、またアドバイス等があったというふうに感じております。

地元の人と触れ合う、本当に大切なことだと思います。先ほども申しましたように、林邸も地元の人と触れ合う、そういった交流の場として、改修をさせていただいたところでございます。

また、国道381号サイクリスト、大変多くの方が走っているということでございます。私も、イベントに何度か参加をさせていただいたことがございます。

こちらの補給食のお話、まさに私のほうも、

これはいいなというふうに思ったところでございまして、宿毛市も、ぜひこういった補給食をつくっていただきたいということで、それぞれ洋菓子屋さん、オランダが来られたときなんです、オランダのナショナルチーム、サイクリストの方々が来られたときに、そういったのをつくっていただいて、そういった中で、現在、ひとつ新しい商品ができて、観光協会のほうで販売等もしていただいているところでございますので、議員の皆様方も、ぜひ一度、手に取って見ていただきたいなというふうに思っているところでございます。

宿毛サニーサイドパークにつきましては、国道321号に面し、冬にはだるま夕日が臨めるなど、絶好の立地条件のもと、本市の観光振興を進める上で、観光拠点であるべき重要な役割を担っている施設であるというふうに、私も考えているところでございます。

しかしながら、当施設は建設から既に26年が、先ほど、道の駅ができて25年というお話ありましたが、実は、道の駅制度ができる前から建っておりますので、26年が経過する中、施設や設備が著しく老朽化もしております、観光拠点施設としての役割を十分発揮できていない、そういった状況にあると考えているところでございます。

ことし3月の第1回定例会の平成30年度行政方針の中でも触れさせていただきましたが、道の駅すくもサニーサイドパークにつきましては、全面改修も視野に入れた整備に取り組んでいく必要があると考えておまして、現在、改修に向けた検討委員会の立ち上げを準備しているところでございます。

今年度の当初予算に計上させていただいた施設整備アドバイザーを招聘するなどして、年度内には改修の方針を固めたいと考えているところでございます。

昨年12月の第4回定例会の高倉議員の一般質問の答弁でも申し上げましたが、地元の新鮮な海産物などを使った料理の提供や、販売ができる、そういったフィッシャーマンズワープのような、海の駅、こういった海の駅のような施設や、海を活用した、先ほど川田議員からもございましたが、釣りなど、そういった自然体験型観光施設として位置づけをいたしまして、当市の観光拠点施設として、また市民の皆様もたくさんきていただける交流施設として、生まれかわれるよう検討してまいりたい、そのように考えているところでございまして、川田議員と同じ思いでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 了解しました。ありがとうございます。

次、ふるさと納税の現状と課題をお聞きいたします。

ふるさと納税は、ふるさとへ恩返しがうたい文句でした。しかし、いまやもうけ話となりました。それは、地域振興にもなりますが、制度には、健全性、公平性の確保が不可欠であります。収入が多いほど、高額な寄附ができて、減税と見返りの恩恵が大きくなる仕組みは、是正すべきと批判があるのは、国の役目であります。

減税の上限額は、夫婦と子供1人の世帯では、年収500万円なら4万円、年収5倍の2,500万円なら約82万円と、20倍にもなりません。

加えて、見返りがあるのだから、富裕層に対する何らかの制限が必要であります。

県下一寄附額の高い奈半利町20億、続いて四万十町、須崎などと続いておりますが、当市の現状、金額、返礼品等、地域性の現状など、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成29年度の寄附実績につきましては、2万5,477件、金額にいたしまして3億4,056万112円となっております。

たくさんの方に、宿毛市を応援していただき、そしてこのようにたくさんの御寄附をいただきましたことを、まずはこの場をおかりいたしまして、全国の皆様の御厚意に厚くお礼を申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 返礼品にも、寄附額のうち、自治体が独自の使い道に回せるのは、平均で半分強と、調査でわかりました。

返礼品の調達費用と、関連事務のコストなど、寄附との差し引きで、せっかくもらったお金のほぼ半分しか、政策等に生かせない現状であります。

元来、ふるさと納税の寄附は無償提供であります。寄附行為に対して、自治体の判断で行っている返礼品を、寄附額の3割以下に改善を求める通知が、総務省よりありました。寄附件数の減少や、返礼品づくりの主力である一次産業の衰退を懸念する声もあり、いつ3割にすべきかと、様子見の現状が続いております。

昨年5月末に、見直しを終えたのは、大豊町と土佐清水市のみ、年度内の具体的な時期を明示した9自治体があります。16年度20億を突破した奈半利町は、5から6割としてきましたが、返礼品を当初7月にも3割にするとしていましたが、生産加工業者との調整に時間を要していると、見直しをしております。

当市も、5割の返礼品としていましたが、見直しはどうなっていますか。また、見直しがあったとしたら、時期はいつでしたか、お聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市におけるふるさと納税の返礼割合につきましては、総務省通知に基づきまして、平成29年11月末に、全ての返礼品に対して、返礼割合を3割としたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 受け入れた寄附額と、使途を公表している自治体は53%であります。無駄遣いを防ぐためにも、積極的な公表を求めます。

適正な使い方をして、それを見える化するのが、寄附をしてくれた人と、図らずも入るはずの税収を失う自治体に対する礼儀と考えます。

寄附の使途の公表を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

寄附金の使い道ということだというふうに思います。

本市におきましては、平成29年度は、ふるさとの郷愁を感じる事業、そしてふるさとの環境保全に関する事業など、6つの事業に対して寄附金を募っておりました。

寄附金の使い道についてでございますが、寄附をいただく際に、その使い道について、寄附者からの意向を示していただきまして、該当する事業へ活用することとしております。

平成29年度の実績につきましては、保育園の遊具設置事業に148万5,000円、そして予防接種委託事業に4,148万5,000円、小中学校スクールバス運行委託事業に1,390万1,000円など、計21事業に2億9,323万7,000円を充当させていただくなど、さまざまな事業に、大切に活用をさせていただきました。

今後におきましても、寄附者の皆様の思いを

大切にしながら、ひとづくり、まちづくりに取り組み、またこの制度を通じまして、本市の魅力を発信し、宿毛を応援したいと思っていただけるよう、引き続き、努力をしまいたいというふうに考えておりました、もう少し、しっかりと、わかりやすい事業に使えるような形にできないか、そういったことも現在、検討をさせていただいているところでございまして、寄附者の皆様方に、しっかりと公表をしまいたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 特産品のおかげで、宿毛に興味をもてたとする寄附者も多くいます。自分の寄附は、どう生かされているかが重要であります。

地場産品の販売力向上に向けて、起爆剤となるさまざまな仕掛けづくりを進めていくことが重要であります。

奈半利町の寄附者によるアンケートから、返礼品が届いたときに、印象をいかに強く残せるか、アンケートがございまして。

1位は、お礼の特産品に魅力を感じた。次、サイトを見て印象に残った。一度は訪れてみたいと感じた。まちづくりの方針に賛同した。自分の寄附はどう生かされているか、一度訪ねてみたい、となっています。

ふるさと納税は、きずなをつくるいい機会です。寄附は、サイトで数分で終わります。その後も関係性を持つことが大事、もっと距離を近くしたい思いが、奈半利町政100周年記念イベントに、寄附者を招待して、地元の人と交流を図る計画をしております。

寄附者の志をしっかりと形にしていく。寄附額にこだわるだけでなく、産物の発掘、販路をつくらしたりする機会につなげていく。商品開発に

取り組み、生産者と行政が一体になって考えていく関係をつくっていくという、奈半利町職員の話であります。

ふるさと納税の返礼品としてだけでなく、市場を通じた販路をつくることで、町全体の販売力の向上に向けて、起爆剤となる仕掛けづくりを進めています。

3割ルールの影響で、大きいものもありますが、一次産業がつらい思いをすると危惧していますが、一般の市場へとつなげて、産業として根づかせる取り組みが、行政の役割ではないでしょうか。

奈半利町は、寄附額の活用で保育費の無料化、認定こども園の高台移転、水産物の加工施設の完成など、参考になるものが多くあります。

奈半利町の職員は、10億を超える寄附額になるには、かなりの努力が要ると話しています。当市も、いい政治を行うことで、寄附が集まるとよいと考えております。さまざまな仕掛けづくりを進めていただきたいと思います。

市長の御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市におきましては、一般社団法人宿毛市観光協会と、宿毛市ふるさと納税推進事業業務委託契約を締結し、返礼品の企画開発、返礼品の受注、発送管理等の業務を委託しております。

本市の特産品や、市内観光資源等を活用した、そういった返礼品の充実を図るため、観光協会が生産者同士や、市とのつなぎ役となり、季節のセット商品やコラボ商品の提案に努めているところでありまして、既に本市の返礼品として取り扱っているセット商品などもございます。

今後、ふるさと納税制度を一つのきっかけといたしまして、生産者の育成や、商品の開発、資質向上に向け、地域、行政が一体となり、取

り組んでまいりたいと、私も考えておまして、この点につきましては、川田議員と同じ考え方でございます。

私自身も、いろいろPRしていきたいという思いがありまして、ピンクのスーツ等も着て、しっかりPRをしているところですが、まだまだ弱い部分がありますので、これからも市長として頑張ったいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次は、行政事務処理ミスについて、お伺いいたします。

市長も職員も、口を開けば、財政が厳しい、金がないと言い、極力切り詰めて、運営をしなければというのはもっともであります、その中で起きた事務処理ミスであります。

市民の皆様にも、少し説明を入れると、市の観光協会に委託した地方創生推進交付金事業、すくもまるごと商社プロジェクト事業に、市が1,242万円補助し、そのうち2分の1の621万円に、国の補助金を充てる予定でありました。

事務処理ミスで交付金が受けられなくなり、国からもらうべき金がもらえなくなり、税金から支出となったということでもあります。

新聞紙面には、変更とあったので、県に問い合わせをしたら、何ら変更のあったものではない。内閣府に国の検査員が入って指摘を受けたので、県に通知が来て、市町村におりてきたものであります。

交付金対象経費の取り扱い、間接交付金の事業完了の取り扱いについては、3月31日までの補助金等の支払いをもって完了されるようとの内容でありました。

ルールどおりにしないと返金となったり、交付金が受けられなくなるとの通知を出したということでもあります。

支出義務が確定したとしても、間接補助金等の交付がなければ、交付事業等が完了したとはいえない。支出完了前において、精算額として、国に対して補助金等の交付を請求することができない。ほか、交付対象事業の実施に要しない費用として、懇親会に係る費用など見受けられていたものが、返金また中止など、最近あったので、留意するようにとの内容も正されていません。

また、今後のこともあるので、引き締めてください。また、指摘されると、そこでひっかかりますよ。補助金が受けられなくなった例もあるので、注意するようにとの内容です。

長年にわたる補助金制度が周知されていない部分や、形骸化されて、ゆるんでいることの通告とわかりました。

市民の目は、厳しいものがあることを受けとめるべきであります。

過程の検証なしには、職員の態度が誠実だったとか、また故意でない等については、決着はつきません。交付金受給の手続の妥当性を検証することの重要性を強調します。なぜ起きたか、原因は一つではないでしょう。複数あります。どこかで見つけられなかったか、原因分析ができていないか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、本件の概要についてでございますが、平成29年度地方創生推進交付金事業、これすくもまるごと商社プロジェクト事業でございます。

こちらの実施に当たっては、事業実施者である一般社団法人宿毛市観光協会への支払いを、年度末までに完了することをもって、交付金事業の完了とすべきところを、支出伝票の事務処理の完了により、事業完了と誤解してしまい、当該年度中の事業完了とみなされず、そういう

ふうに見ていただけず、交付金事業が非該当となったものでございます。

このことにつきましては、平成29年11月16日付で、高知県より事務連絡といたしまして、交付金事業の完了について、留意を促す通知があり、担当職員がそれを受け、観光協会への補助金支出の決済を、年度内に完了するよう対応をし、昨年と同様に、4月に入り、観光協会へ支払いを行いました。この支払いを行ったというのが、昨年と同様のことをやったけれども、今回はだめだったということで、変更があった、ないのところで、ちょっと勘違いをされているのかもしれない。

しかし、交付金を受けるには、観光協会の口座に、市の補助金が年度内に支払われる必要があったため、交付金事業の対象外となったものでございます。

担当職員としては、通知を確認し、対応はしたものの、職員の交付金事務取扱に対する認識が不十分であり、本来の適正な事務の執行に至らなかった、このことが原因でございます。

これまでも同様な交付金事業の実施に当たっては、交付要綱や事務連絡などの事務取扱を確認した上で事業実施しておりますが、本件につきましては、残念ながら、関係するいずれの職員も、十分な把握ができておらず、誤った認識で、不完全な事務処理のまま実施されたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） まるごと商社プロジェクト事業の最終決済は、どなたが行ったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 最終決済権者は、市長である私でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市の職員になろうとしたときは、市民に役にたちたい、地域のために働きたいと決心したはずでありましたこの職員のやる気が、宿毛を救うはずでありました。市長は、3人の処分を嚴重注意処分したとの説明がありました。では、責任とは何であるか、なぜそれをしたのかという問いかけに対応することが、責任を負うことになります。これが根本です。

では、市長は、職員に問題の責任をとらせて幕引きを図ったことについて、納得する市民は少なくありません。市長が後姿を見せてこそ、職員に気づかせるという責任の所在を明らかにすることではないでしょうか。

政治家は、管理責任、監督責任があります。市長御自身について、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今回の事務不適切処理につきましては、宿毛市に対する信頼を損なうものでありまして、市政を預かる最高責任者としていたしまして、極めて重く受けとめているところでございます。

多くの方に御迷惑をおかけしたことに對し、深くおわびを申し上げます。

今後は、再発防止に向け、全庁あげて取り組んでいく、そういった決意でございます。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 事務処理ミス防止対策の策定を伺います。

防止対策は、根本はどこかということであり。組織力をアップすると、市長はおっしゃられました。果たして根本は組織力でしょうか。

市政の信頼喪失や、市への多額の損害を与えかねないリスクが、日ごろの業務の中に潜んで

いることを、全職員が改めて、十分認識するとともに、他自治体で起こった事務処理ミスは、自分のところでも起こり得るということを常に意識し、ミス等の防止に、全庁的に取り組んでいく必要があります。

再発防止の対策が自治体の責務として、なくてはならないと考えます。なぜなら、法やルールに従って、市民も課せられた義務を果たしております。納税者の目線で見べきです。

市の緩んだ体質があるのではと、市民の声も大事な要素であります。行政の事務処理ミスの原因は、データでは、ほとんどが職員の不注意、確認不足、思い込みを含むと、個人のミスが市全体の信頼喪失につながるという意識、業務に対する問題意識が欠如しております。

地方公務員としての、担当業務に関する専門的知識が不足していると、思わざるを得ないとなります。

事務処理ミス防止対策をきちんと公表すべきであります。なぜなら、暮らしを現場として、課題は無限に生まれ続けるものだからです。事務処理ミスの防止対策の策定について、御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 再発防止策といたしまして、まず、庁議で報告し、情報共有を行い、適正な事務執行と、綱紀の保持について、改めて職員に周知を行ったところでございます。

全庁的にも、各所属長を通じまして、職員への通知を行うとともに、重ねて注意喚起を行っているところでもございます。

再発防止には、職員一人一人の業務力を引き上げていく必要があると考えますので、日々の業務の中で、しっかりと確認行為を行っていくことや、職員研修を通じ、職員の資質向上に取り組んでまいりたい、そのように考えておまして、このようなミスは二度と起こらないよう

に、しっかりと指導監督をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 過ちを犯しやすいという人間の弱さに思いをいたし、自分にもそういうところがあるとの謙虚さを失わず、相手の思いも受けとめることも、職場では重要であります。

以上で質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時35分 延会

平成30年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成30年6月19日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和美 君
兼調査係長
議事係長 宮本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 兼
選挙管理委員会
事 務 局 長 河 原 敏 郎 君
危機管理課長 岩 本 敬 二 君
市 民 課 長 山 岡 敏 樹 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時10分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。朝一番の、初めて質問に立たせていただきまして、新鮮な気分で発言できますことを喜んでおります。

今回は、7項目ほど質問させていただく予定でしたが、若干の都合ができて、4間に短縮しておりますので、時間が十分にありません。したがって、所見を交えながら、御質問させていただけたらと考えております。

まずは、大阪地震で被害に遭われた方々のお悔やみとお見舞いを申し上げます。

私は、4年目になりますが、これまで努めて提案型の質問をと考えてきました。その提案型の行方が、今どうなっているのか、提案した内容がどうなっているのかというのは、非常に気になるところでして、4年目の集大成として、それを確認していきたいというふうに思っておりますが、9月に一部ずれ込んだやつもありますので、6月議会、9月議会でそれを確認させていただきたいと思っております。

まずは、防災関連からお伺いいたします。

地震、津波の話に入りますので、まず日本の現状の脅威度から申し上げますと、南海トラフの確率よりも高いのが、東京直下型地震です。70、80ではありません。いつ起きてもおかしくないといわれているのが、東京直下型地震であります。

2万人近い死者、電車の92%が脱線する、等々の大被害様相が想定されております。

心配性のある主婦は、東京へは買い物に行か

ない、不必要に近づかないと言っておりますが、政府や日本の主要機能は、在東京であります。

諦めたのか忘れたのかわかりませんが、30年ほど前には、遷都の話が盛んに行われていました。首都をどこに移すかという話。今は全くそういう話が出ていませんので、政府はどうしているのかなということで、ちょっと気になる話ではありますが。

日本の現状は、例えば歴史的に、ちょっとテクノロジーをひもときますと、平成5年、日本海海底の活断層の動きにより、北海道西方にある奥尻島は、大きな津波被害に遭いました。余り記憶されていない方が多くなってきているかと思いますが、そういうこともあります。

2年前の熊本地震は、活断層の動きの推定が、1%未満と推定されていた活断層が動いたということです。

このように、ユーラシアプレートに3つのプレートが沈む、その日本の上に乗っかっているプレートが沈んでいくんですが、どの地域でも、安全であるという場所はありません。

海底深部探査船の「ちきゅう」、宿毛にも入ったことがあるらしいですけれども、これの母港は、今は、確率70%で起きるといわれている相模トラフの、最も被害が起きるであろう静岡県清水港を母港にしています。

先ほどの日本列島の過去の状況から見て、安全な場所はどこにもない、と行って、手をこまねいておくわけにはいかないのが、安全保障の問題であります。

安全保障に手をこまねいておりますと、日本人の最も大切な自由が奪われます。

ウクライナのクリミアは、ブタペスト合意にもかかわらず、その合意国であったロシアによって略奪されました。

南シナ海では、中国は国際裁判所の判決にも従わず、サラミスライス戦略、キャベツ戦略と

いうふうなことで、埋め立てによる軍事基地化を進めており、恐らく九段線の中は、瀬戸内海と同じような、内水であるというふうな主張を始めるのではないかと危惧しております。

東シナ海も、エリアディナリアルの中に入っております。尖閣はもとより、日本の領土であります第一列島線として称されております南西諸島の防衛にも、ままたらなくなる状態が想定されます。

世界は、依然として国家主権の観念や、国際法の概念といった理性的範囲で規律するまでには至っておりません。パワーポリティクスが主体で動いております。

しかしながら、コントロールできる運命の、宿命の場合はほとんどコントロールできませんけれども、運命はコントロールが可能な余地は残されております。

話は突然ですが、宿毛の防災に立ち返って、3点ほど質問してまいります。

まず、小筑紫地区の2カ所のヘリポートについて、御質問します。

先般、担当課の方に現地を御案内していただきまして、見させていただきました。

大規模災害のヘリポートとしては、その設置目的に適合しているか、甚だ疑問を感じました。

まず、ヘリポートのスケールが、自衛隊の大型ヘリ対象とは言いがたい場所であります。

また、そのヘリポートまでが急峻なところでありまして、老人、子供、傷病人の移動がほぼ困難ではないかというふうに、私には感じられました。

想定している事態様相として、陸上移動では72時間以内の展開が困難な救援部隊は、陸上ヘリや大型護衛艦から、ヘリで展開してくれると思われまますので、ヘリポートは極めて重要であります。運動公園周辺に宿営地を確保するでしょうけれども、市街地や、あるいは小筑紫

地区への展開は、市街地が浸水や液状化や津波、陥没等の影響で、車両の軌道が困難であり、ヘリとなります。

昨年の9月議会で、小筑紫バイパスはトンネルではなく、大胆に切り開くべきと具申しましたが、ことし2月に視察した阿南市では、バイパスや国道沿いに、里山等を切り開いた防災公園5カ所を整備することとしておりました。

3カ所は既に完成しております。

例えば、津乃峰地区防災公園は、4,500人収容可能で、3日間の貯水ができる耐震性貯水槽を埋設しております。

大胆に切り開けば、ヘリポートも設置可能で、避難民の次なる避難所への移動も可能になります。

現状では、平時の急患輸送にも向いていないという状況と、私は判断しましたが、再検討すべきではありませんか、御質問します。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

山本議員の一般質問にお答えする前に、議員のほうからも冒頭にありました、今回起きました大阪での地震に対しまして、被害に遭われた皆様方に、心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、早速質問に答えてまいりたいと思います。

議員御指摘の事業につきましては、一昨年度に小筑紫地区長、そして大海地区長の連名にて、両地区の高台へ施設整備の御要望をいただく中で、小筑紫地区の被害想定や、発災後の孤立状況を踏まえまして、一定、空路による救助や、支援物資の輸送が必要であるという認識のもと、県の補助金を活用し、昨年度、実施設計に事業着手、本年度当初予算においても、両ヘリポートの工事請負費について、議決をいただいている状況でございます。

両ヘリポートにつきましては、候補地の選定の段階から、両地区長とも協議を重ねまして、地元の皆様方の協力により、土地使用の承諾をいただくなど、地区と市が二人三脚で進めてきた事業でございます。

そういった調整協議の中で、対象ヘリの規模につきましては、候補地の地形等から、中型機等を想定しているものでございまして、平成29年3月の山本議員からの質問の中でも、大型ヘリの使用は考えていないというふうに答弁をさせていただいているところでございます。

議員御指摘のとおり、大型ヘリの離着陸を想定した、ヘリポートやアクセスしやすい道路整備ができるにこしたことはありませんが、小筑紫地区、大海地区の地形や、適地の状況を考慮する中で、現設計内容により、ヘリポート整備を実施したいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

また、何よりも、一昨日より質問等にも出てきておりますように、この地震、いつくるかわかりません。東京直下型地震よりも、割合が低いというお話もございましたが、いつくるかわからない中で、今できる整備を、しっかりと進めていかなければならない、そのように考えているところでございます。

また、国道321号バイパスの建設に際しては、地域の防災対策も視野に入れた道路の早期着工に向けて、引き続き、県へ要望をしまいたいというふうに考えておりますので、議員の皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。答弁にかえさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ヘリコプターの活用が極めて大切だというのは、先ほど、私、申し上げたとおりでありますので、議論の余地はない

んですが、設置目的に適合しているかどうかというところで、私は疑義をもっているわけでした。

同じやるなら、大胆にもっと切り開ける場所があるんじゃないか。

例えば、小筑紫のあれも、バイパスのやつを先取りして、あそこの山を切り開けば、かなりの方数の避難公園になるというふうに、私は思います。

もうちょっと大胆な発想で、取り組むべき問題ではなからうかと思えます。

失礼ですけれども、防災ヘリ、5トン、6トンクラスのヘリですと、幾ら詰め込んでも10名は詰め込めないと思えますよ。両地区合わせて4,000人ぐらいおられるんですかね、住民の方々。それを何便飛ばしたら、ほかのところの避難場所にもっていけますか。果てしない時間がかかります。

そういうことを考えれば、もう少し適合性を優先して考え直すべきではないかと思えますが、軌道に乗っているという話ですので、再検討は多分されないと思えますが、この件は、もう少し物事を進めるときには、適合性、可能性、必要性の観点で、この事業は適切かどうかという視点を持って、御検討をいただきたいというふうに思っています。

次の題に入ります。

平成28年の6月議会で、市長を例に出しまして、ツーキャップかぶることになりますよという御指摘をさせていただきました。

要するに、市長の帽子と、もう一つは災害対策本部長の帽子の2つをかぶることになるんですよということで、御説明させていただきましたけれども。

その際には、私は1カ所で、全部指揮をするべきだというふうな話も含めて、申し上げたんですけれども、その際の御答弁で、応急期機能

配置計画を策定することになっておりますという御答弁ですが、この計画は、既に策定されておりますでしょうか。お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

応急期機能配置計画についての御質問でございます。

まず、応急期機能配置計画について、改めて申し上げますと、発災時には、避難所や応急仮設住宅、災害廃棄物の仮置き場など、さまざまな機能が必要となりますが、それらの機能を、発災後に現地で確保しようとした場合には、特定の公共用地や、施設に競合することが予想をされておりますので、発災時に応急期の対策を円滑に整えることができるように、各機能の配置計画を事前に示したものでございます。

当該計画の整備状況との御質問でございますが、平成28年度に当該計画は策定しておりますが、その後、各避難所における避難収容人数等が変更となるなど、策定後における状況の変化もございますし、今後もそういった状況の変化は生じてくると思っておりますので、必要に応じて修正はしていかなければならない、そのように考えているところでございます。

要するに、平成28年度に策定はしておりますが、今後も、いろいろ変えていかなきゃいけない、修正していかなければいけない、そういうふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 状況に応じて、臨機応変、状況に対応するという答弁でございました。そのとおりだと思います。柔軟性をもって取り組んでもらいたいと思います。

もう1点、防災に関して、2キャップという世界から、もう1問質問させていただきますと、

地域防災計画で、各職員の方も、やっぱり2キャップかぶることになっているわけですので、我何をなすべきかというのは、十分、御理解されておりますか。

2年に1回ぐらい、ローテーションされておられますので、自分がこの配置でやる役割は何だろう。

例えば、皆さん、課長職ですので、課長のキャップと、防災対策本部ができたときには、私は何の役割のキャップをかぶるのか、みんな御理解されていきますか。ちょっとそこが心配なので、そこの教育のあり方、教育の徹底をどうされているか、お聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

職員の被災時の任務について、どのように規定し、またそれをどのように周知しているのかという趣旨の質問でございます。

被災時に職員が当たる任務につきましては、宿毛市地域防災計画の災害対策本部の組織図の中に、各課を割り当て、それぞれの災害応急業務に対応することとしているところでございます。

さらに、この計画を基本として、災害時の応急業務や、各課が災害時であっても継続しなければならない通常業務を、いつまでに実施するかなどを定めた、宿毛市業務継続計画、災害初動期に職員が混乱することなく、迅速かつ的確に災害対応を遂行することを目的に、宿毛市職員初動マニュアルを策定しております。この2つを策定しております。これら計画については、常時、庁内情報ネットワークの中で、閲覧可能にするとともに、人事異動後の庁議等を通して、計画の再確認を指示している状況でございます。

以上のような状況でございますので、自分の

もう一つの帽子というのは、わかっているというふうに思っているところでございます。

また、昨年度におきましては、私以下約50名が参加をいたしまして、大規模災害時に災害対策本部が設置されることが想定されている総合運動公園におきまして、災害対策本部の模擬対応訓練を実施をいたしました。

今後、そういった訓練を実施する中で、災害対応力を強化することに加えまして、各職員に求められる災害時の業務内容の周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

これからも、より皆さん方といいますか、先ほど、山本議員御指摘のように、災害が起きたときに、各課長がどういった仕事をしないといけないのか、日ごろからしっかりと認識してもらえるような、そういった形をとっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

ときとして、人は忘れる動物ですので、配置転換の都度、リクエストしていくことが大切だろうと考えますので、事業を見定めて、例えば4月の新しい配置のときにやるとかいうことを計画的にお願いしておけば、皆さんも即応できるのではないかとこのように思いますので、よろしく申し上げます。

次に、平成28年9月議会で、通電火災予防のための感震ブレイカーへの切りかえ補助、あるいは耐震診断無料化等の補助の平成旧耐震住宅までの拡大要望を、県に投げかけるように依頼、提案いたしましたけれども、大阪でも3件ほど火事が起こってましたですね、きのう。地震のときにですね。

大きな火事にならなくてよかったんですけども、多分、想像されるのは、通電火災ではな

かったのかなというふうに思うんですけども。

そこら辺の県の現状は、どういう取組姿勢になっておるか、教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

感震ブレイカーの設置に係る補助及び住宅の耐震事業の、対象住宅の拡充についての御質問でございますが、まず、感震ブレイカーの設置に係る補助についてでございますが、このことにつきましては、南海トラフ地震発生時に、地震火災により延焼が拡大するエリアを避けて、安全に避難することが困難となる可能性がある、そういった地区。その地区を高知県が重点推進地区として指定しており、当該地区に限定して、感震ブレイカーの設置に対しての補助制度を創設しているところでございます。

要するに、指定した地区に、そういった補助を創設しているというところでございます。

宿毛市におきましても、住宅の密集しているエリアはございますが、津波浸水の想定されるエリアであり、重点推進地区としては、指定されていないのが現状でございます。

しかしながら、震災被害を軽減するためには、感震ブレイカーの設置は非常に有効な対策であると、私も認識しております。

先ほど答弁申し上げた重点推進地区における取り組みは、今年度をもって完了することとこのことでございますので、今後、新たな事業の創設等による重点推進地区以外での取り組みの実施を、高知県に引き続き、要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 津波の浸水が予想される場所は、感震ブレイカーは考慮されていな

いというのが現状だろうと思いますが、火事というのは、別に津波の被害が出ようが出まいが、個人にとっては、家の火災というのは、非常に心配ごとではありますね。したがって、家屋が密集しておろうが密集してなかろうが、家から火事を出さないというのは、大切な個人の財産保護にもなるわけですので、そこら辺、ちょっと見せてもらいますと、1,000円程度で取付可能な感震ブレーカーみたいなものがあるそうです。あるというか、見せてもらいました。

おもりでほとんどそれが落ちることによって、ブレーカーが切れるというふうなシステムになっていまして、簡単なんですけど、安くて手取り早く、個人でも装着可能というふうに思われますが、できるだけ市民の皆さんの、通電火災に対する関心を深めていただきまして、対応も、個々でお願いできるものと、それから市や県をあげて取り組むべきものというふうな切り分け等もしながら、進めていってほしいなと思います。

よろしくをお願いします。

次に、市役所庁舎の建設時の考慮事項について、若干お聞きしてまいります。

宿毛市にとっては、予算は大きな判断事項になるというふうには想像しておりますけれども、その他の分野でお聞きしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

細切れの質問になるんですけども、よろしいですか。

まず、先ほど発言した2キャップのときに、どの災害も1カ所に対応するようにしないと、機能しなくなりますよということを、御指摘させていただきました。

庁舎の規模等について、数点お伺いしていきますが、どの災害も、庁舎で対応することは、今回の基本考慮事項に入っておりますでしょうか。まず1点、お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

災害対策本部と通常業務の2つの機能を、1カ所に対応できるようにすることが、基本的な考慮事項に入っているかという質問だというふうに思います。

このことに関しましては、平成28年の第2回定例会におきましても、お答えしておりますが、私としても、被災状況によって、災害対策本部の設置場所をかえるのではなくて、通常業務を行っている庁舎において、災害対策業務も行えることが効率的であるというふうに考えているところでございます。

そのため、今回の庁舎建設の検討におきましても、そのことは建設場所を決定する上での重要な一つの要素であるというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 基本事項ですので、過去の質疑と重複するところも出てこようと思いますが、よろしくをお願いします。

2番目は、現在は想定されておりますL1時の消防庁舎というんですか、そことL2時は運動公園で、防災機能を確保するという事になっておりますが、これまでの設備に対する投資といえますか、それはかなりの投資をしているのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

南海トラフ地震時の災害対策本部を設置する際の代替施設である防災センター、総合運動公園に防災機能を確保のために、これまで行ってきた設備投資に関しての質問だというふうに思います。

まず、両施設で整備した共通の内容といたし

ましては、災害時に関係機関と情報伝達を行うために整備した屋外アンテナなどを含めた衛星携帯電話、災害情報や、避難情報を市民に伝達する手段として、防災情報伝達システム、停電時にも対応できるように、地下発電設備を整備をしているところでございます。

また、総合運動公園におきましては、高知県の災害拠点に位置づけられており、ヘリコプターの離着陸場等を想定した防災広場、高知県と兼用の防災備蓄倉庫を整備している状況でございます。

ただ、これらの設備につきましては、今後、大規模災害時に災害対策本部が設置できるような庁舎が改築された場合であっても、災害対応のため、有効に活用できるものと、そのように認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 最後のお話のとおり、現在、今、お話しいただいた内容ですと、有効活用できるんじゃないかなと思いますので、特に過剰設備だとか、二重の設備投資というふうな話には、つながらないかなというふうに、安堵いたしております。

もう1点、現在、環境課、水道課等が分散しているんですけども、新しい庁舎は、これらの課等を、統合した庁舎になるのでしょうか、お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、現状といたしまして、別庁舎となっております環境課と水道課につきましては、新庁舎建設の際には、集約することも含めて検討してまいりたい、そのように、現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 予算以外で、建屋のあ

り方については、今、質問したところ、私、気になりましたので、3点ほど確認させていただきました。

最後に、最後というのは、庁舎関連で最後ですけれども。

将来人口の予測、現在の推移では、2040年に1万5,000人ぐらいに、宿毛人口はなるというふうになっておりますが、L2が起きた場合は、陸前高田の復興過程を見ますと、元の人口分布、現在の2万人での人口分布をやって、どこが適切な人口の中心地になるかというようなことも、庁舎の建て位置として、考慮される話だろうと思いますが、現在の人口分布だけを見ていると、津波後の人口分布が、それに妥当性をもってくるのかというのが、ちょっと、極めて想定が困難であります。

そのためには、想定される被害様相に対する復興計画。例えば、街区には何メートルの盛り土をして、高台的な大きな広場をつくるだとか、多分、人口はそこに、再度返ってくるであろうだとか、そういう復興計画的なものがあれば、ここに建てて、そういう事後もここが中心になるでしょうというふうな、目安がつくと思うんですね。

そこら辺の詰めがなされているのかどうか、参考までにお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

大変難しい質問でございますが、人口減少を踏まえた新庁舎の規模につきましては、現在、不足している会議室や、市民の皆様との交流スペースを確保しつつも、適正な規模の庁舎を建設してまいりたい、そのように考えているところでございます。

現在、お示しをしております3つの候補地は、できる限り、人口集積地にあることが望ましい。

できるだけ市の財政負担を抑えたい。災害時の司令塔機能を果たすためには、浸水地域から離れ過ぎないことが望ましい、この3つの視点から、選定をさせていただいているところがございます。

建設費につきましては、想定し得る状況を勘案して、どこが建設地に適しているかを、市民の御意見もお聞きしながら、庁舎建設審議会の答申を待ちたいというふうを考えているところでございます。先ほど、議員の質問にありました、復興後の計画のところまでは、現在、検討がなされていない、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） もしあれば、非常に説得力のあるものになっていくのではないかなと思いますので、できるだけ考慮してもらいたいと思います。

庁舎の関係につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、はね飛ばされました自衛官募集について、所見をちょこっと述べさせてもらって、次に移りたいと思います。

先日、テレビで中学の男の子、母子家庭の子だったようですが、述べていましたけれども、中学を出たら自衛隊の学校に行きます。この前、職場学習で、自衛隊を見て、人を助ける仕事で、自分もそこで働きたいと、述べた子供がおりました。

3月議会でも述べましたけれども、若い力を必要とする自衛官、警察官、消防士のなり手が不足すれば、社会の破綻につながります。

特に、自衛官は、昔の言い方ですけれども、自警団、あるいは消防団というように、市民の皆さんのお力添えを得られにくい分野でございますので、今後ともよろしく募集、協力を御尽

力いただきたいと思います。

全国的には、自衛官が今、募集難に陥りつつありますので、よろしく願いいたします。

次に、海洋基本計画について、申し上げます。海洋国家と呼ばれる3つの要素があります。

一つは、国連海洋法条約を遵守する姿勢があること。いわゆる海洋法ですね。それから、水産資源の有効活用を図る国家的取り組みがあること。そして3つ目が、海を守る海軍を保持することにあります。

坂本龍馬の船中八策にも、6番目に海軍を拡張すべきこととして挙げられておりますが、御案内の、もう一回、見直してみてください。有名な船中八策、新政府綱領の八策と一緒にすけれども、坂本龍馬の中でも述べられております。

ことしの5月に、5年ごとに改正されております第3期の海洋基本計画が策定されました。ここでは、5点ほど方針がありますが、開かれた、安定した海洋へ守り抜く国と国民。

2番目は、海を生かし国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ。

3つ目は、未知なる海に臨む。技術を高め、海を把握する。これは海底資源の開発だとか、潮流発電とか、そういった類のものであろうとは思いますが。

4番目、先んじて平和につなぐ。海の世界の物差しをつくる。国連海洋条約なんかを遵守するという姿勢だろうと思います。

5つ目が、海を身近に、海を支える人を育てる。

この5項目が、新たな海洋立国への挑戦の政策の方向性だそうであります。

この中の具体策の一つとして、まだ先ではありますが、2025年までに、全市町村で海洋教育の実施を目指すとされております。

全市町村ということですから、義務教育期間で行うということでしょう。その動きは、現在、

高知県宿毛市ではありますでしょうか、教育長、お願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 皆様、おはようございます。

教育長、5番議員の一般質問にお答え申し上げます。

義務教育における海洋教育についての御質問をいただきました。

現時点では、海洋教育推進に向けての具体的な通知等はございませんが、第3期海洋基本計画におきましては、海洋立国を支える多様な人材の育成、及び確保に取り組むとともに、学校等における海洋に関する教育を推進するという文言が記載をされておりました。子供や若者に対する、海洋に関する教育の推進という項目におきまして、海洋人材の育成は、幼少期から小学校、中学校、高等学校の初等・中等教育段階における国土や産業の理解、気候に関する科学的理解、我が国の歴史と海のかかわりについての理解を深めるなど、体験活動を含めた海洋に関する教育を推進することを通じて、海に親しみを持ってもらう中で、海にかかわる産業の存在や、その重要性を認識すること等により、関心をもつところから始まるというふうにされております。

また、次期学習指導要領改訂に向けての中教審教育課程企画特別部会の議論の中でも、海洋教育が取り上げられておりました。社会科において、海洋に関する記述の拡充が諮られております。

本市におきましては、既に各学校において、海洋教育の取り組みは行っておりまして、小学校では、海の清掃や海上保安署の見学、宿泊学習での海洋生物調べ、中学校では、宿毛湾の生物について学ぶ体験型自然学習、沖の島でのフィールドワークなど、さまざまな活動を行って

おります。

また、産業振興課と連携して稚魚の放流を行うなど、学校だけでなく、他機関とも連携する活動も行っております。

宿毛市は、産業にとっても非常に重要である、豊かな宿毛湾を有しておりました。海洋教育は子供たちに海の大切さだけでなく、郷土のことを知っていただく、非常に大切な取り組みと捉えておりますので、今後も創意工夫を凝らしながら、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。非常に頼もしいお答えをいただきまして、海洋国家日本としては、全市町村が、そういうふうに取り組んでもらいたいなというふうに思う次第であります。

ちょっとひっかけるような話になりますけれども、議会当初に、特別委員会の調査報告をしましたが、海の守りと、海とともに働く人たちとの連携は、海洋国家にとっては必要不可欠でありまして、共存共栄の場が海であります。

ちなみに、日本の経済水域を入れた広さですね。国土だけは、非常に小さい国土ですけれども、経済水域を入れると、世界の6番目の広さになります。大国になりますので、海の大切さというものを、再度認識した、子供のころからそういうことに親しんでもらうようなことがあれば、一次産業者の後継の話にもつながりますし、非常に心豊かなものになってくるんじゃないかと、安心しました。引き続き、お願いいたします。

最後に、ハサップ、最近、横文字が出てきて、置きかえる日本語がないので、ちょっと申しわけないんですけれども。

ちょっと読んでみますと、ハザードアナリシ

スアンドクリティカル・コントロールポイント
ということで、要するに食品の生産過程において、いかに安全な食品をつくっていくかということなんだそうです。

2020年の東京オリンピックまでに、日本も世界のそういった食の安全の水準まで引き上げる。なぜか先進国の中では、日本がおくれているようですけれども、引き上げるという目的で、このハサップを取り入れていくということなんだそうです。

したがって、食品を取り扱うほとんどの工場や店が対象になりますけれども、当然、給食センターもこれに取り組む必要が出てくるというふうに、私は思うわけです。

そこで、古い設備に新しい機材を投資するの
かというのが、非常に、これまた問題点としては浮かんでくるわけですし、仮に地震・津波に耐えられる施設・場所に建て直しておけば、震災後の公の炊き出し機関にもなるのではないかと。

今、自主防で、各地区で炊き出しの訓練等もやっておりますけれども、公の大きな場所としても、確保できるのではないかなと思っております。

ぜひ、建て直しということについて、御検討をお願いしたいんですが、いかがでございますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

ハサップによる衛生管理の制度化についての御質問をいただきましたけれども、現段階では、市町村に対する具体的な内容は示されておらないのが実情でございます。

ただ、国の動向といたしまして、ハサップに沿った衛生管理の制度化を含めた食品衛生法等の一部を改正する法律が、この6月に公布されたところでございまして、今後は、より詳細な

内容等について、政令、省令により、具体的に示されてくることと思っております。

法施行後におきましては、2つの基準に基づき、運用されるようございまして、一つ目は、ハサップに基づく衛生管理。2つ目は、ハサップの考え方を取り入れた衛生管理ということでございます。

議員御質問のありました部分につきましては、このうち、後者が食を取り扱う、中小零細企業を含めた全ての事業者が対象となるようございまして、国が作成をいたしました手引書に沿って、2年間の経過措置を設け、段階的に取り組む中で、平成32年の東京オリンピックを目途に、義務化に向けて、体制整備が図られるものというふうになっております。

現在、本市の学校給食センターにおきましては、市内の小中学生等を対象に、毎日、約1,600食の給食を提供いたしております。日々の調理業務に当たっては、安心安全を基本に、文部科学省の学校給食法による衛生管理基準や、厚生労働省がハサップの考え方に基づいた衛生管理として示した、大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた点検等を、既に取り入れて、実施をいたしておるものでございます。

今後におきましては、国の法の施行に関する情報等を注視するとともに、議員御指摘のように、既に給食センター、建築からかなりな年数が経過いたしております。

そういったことから、給食センターの建てかえの大きな課題となっておりますので、市長部局とも十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私のほうからも、お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど、給食センターの建てかえについて御

質問ありましたが、建てかえについては市長部局になりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

現在、建てかえに向けて検討を進めているところでございまして、給食センター建てかえ検討委員会のほうから、検討結果のほうもいただいているところでございます。

しっかりと前向きに、検討を重ねて、建設に向けて取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

ぜひ、庁舎も含めて、逆ですかね、庁舎と同じように、老朽化した給食センターも建てかえの時期に来ているということを前提に、設置場所等も御検討いただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

これで、予定した質問は全部終わりですけれども、自衛隊誘致の話が出てないのは、ちょっと寂しいでしょう。寂しくないですか、勝手にそう思い込んで、話しますけれども。

先般の調査結果でもあったように、我々、特別委員会のメンバーは、単に海上自衛隊の誘致だけを念頭にしておるわけではないということ、申し上げたつもりであります、委員長のほうから報告したつもりですけれども、であれば、今まで海上自衛隊を念頭に置いているものですから、呉中央総監部には足しげく行っただきました。議員も足を運びました。

これから陸上自衛隊ということであれば、呉と同等の中部方面総監、それからその下にあります四国を統括している第14旅団、これは善通寺にあります、ここを訪問していかなければならないと。要するに、ここら辺から業務計

画をあげていっていただく。

例えば、宿毛に1個連隊を設置するのが望ましいとか、そういう要望を、そういうところからあげていただくと、中央が検討するという流れになりますので、呉と同様に、陸については、そういうところにもぜひ、市長は足を運んでいただきたいと希望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） おはようございます。

今回は、行政機関の民間委託推進の件と、新庁舎建てかえ事業について、御質問をさせていただきます。

まず、民間委託推進についてでございますけれども、県のほうは、行政業務の民間委託の方向性につきましては、各自治体の厳しい財政状況を踏まえながら、費用対効果を見定めた上で、民間に委託できる業務は民間事業所に委託をして、このことによって、自治体の負担軽減にもなり、ひいては県内企業の活力の創出にもつながると、こういう、一つの活性化施策と呼んでいい施策が推進されております。

そこで、まず御質問いたしますけれども、現在、県下11市ある中で、清掃公社が残っているのはどこでしょうか、お答え願います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山岡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

高知県下11市において、清掃公社が残っているのは、本市と高知市となっているところで

ございます。2つの市になっております。

なお、そのほか、公社ではありませんが、安芸市は市職員による運営を行っているというふうに、お聞きをいたしております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ということは、市長の答弁にもありましたように、民間委託は着実に進んでおりまして、高知市と宿毛市のたった2つということになっております。

しかし、実際は、県都である高知市の広大な広さ、日々排出される生ごみや、缶・瓶、粗大ごみなど、半端な量ではないはずでございます。なかなか公社は一度にこれを全部、民間委託するということには、県都としても難題かもしれせん。

こんな事情を考慮に入れますと、差し引きして思いますに、市で残っているのは、結局、宿毛市だけが残っているということが、現状ではないでしょうか。

この清掃公社は、正式には公益財団法人宿毛市清掃公社という名称の団体で、そこに勤務する職員は、いわゆる市の職員ということではないですよ。

ところで、平成21年、一部の地区を民間委託したときのビジョンは、どうなっておりましたか。

市は、平成30年ころには、民営化していくという話ではありませんでしたか。環境の美化に関連する清掃公社は、汚れた物を処理することから、遠慮をしがちでしょうけれども、まちをクリーンにするということでは、大変、誇りの持てる仕事ともいえます。

今、落札している事業者も、選に漏れた事業者も、皆同じ誇りを持って、入札に参加したものと、私は思います。

そして、清掃公社で、日々環境美化のために

頑張っておられる職員の御苦労や、市民への見守りの配慮をしておられることにつきまして、私は敬意と感謝を持つものです。

そこで確認しますけれども、当時、市の担当者は、先ほどのような展望を業者に伝えましたかどうか、お聞きをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

一部の地区の収集運搬業務を民間委託したときのビジョンについてでございますが、清掃公社が行う家庭ごみ等の収集運搬業務の民間委託につきまして、宿毛市行政改革大綱では、段階的に民間委託を推進することといたしているところでございます。

なお、平成30年ころには民営化にする旨を、事業者に伝えたかどうかという点につきましては、そういった事実は確認ができておりません。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） これは、自分の聞き方がまずかったんですけれども、この平成21年のときに、平田と小筑紫地区をテストパターンということで、民間に開放しました。

その以前に、中西市長のころだったと思うんですけれども、将来的には、ビジョンとしては民営化していくんだというふうなお話ではなかったかと、先輩議員にもお聞きをいたしましたけれども、この聞き方では、その当時の職員さんでは、今の市長の答弁になると思いますけれども。

そこらあたりは、前の前の市長の意向というものが、当然引き継がれているのが、しかるべきでございますので、もう一回、再確認していただいて、ぜひ前向きに検討していただきたい、こういうふうに思うわけです。

伝え方にもいろいろございまして、思い入れ

がありますと、微妙な勘違いとか、思い込みがあるかもしれません。しかし、業者は夢を持ったと想像しますけれども、もしそうだといたしましたら、私は、人情としては、ちょっとせつないような気持ちになります。

さて、次の質問ですけれども、この9年前、つまり平成21年度から、一部地域を委託しました。そして、24年でしたか、山田地区が加わりました。今、3地区を民間が委託しておりますけれども、公社の民間委託が進まない要因ですよ、この進まない事情は一体何か、そしてなぜ進展がないのか、お聞きをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、少し、行政改革大綱では、段階的に民間委託を推進することといたしておりますということございまして、将来的には民営化ということだというふうに理解もしているところでございます。

ただ、平成30年度ころには、民営化していくと、議員のおっしゃるところによると、当時の市長ということでございますが、そのことについては、確認ができないということでございます。

以上でございます。

清掃公社の存続及び民営化が進展しない要因についてであります。清掃公社が行う家庭ごみなどの収集運搬業務は、これまで宿毛市行政改革大綱に基づき、民間委託の拡大を推進してまいりました。

これまでの民間への委託状況は、平成21年度から、小筑紫町、平田町の地域を。平成24年度から、小筑紫町、平田町に山奈町を加えた地域の家庭ごみなどの収集運搬業務を委託し、現在に至っているところでございます。

全ての収集運搬業務の民間委託につきまして、清掃公社職員数の減少にあわせ、段階的に民間委託へ移行している途中でありまして、現時点では、完全民間委託には至っていない状況となっているところでございます。

なお、清掃公社職員の新規雇用は、平成7年度が最後となっている、そういった状況となっております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 私は、いろいろ事情はあろうと思っておりますけれども、今、平成7年から、もう新規雇用はしておらないというようなお話でございました。

とにかく、そこに人が、まだ若い職員さんがおられるということにつきましては、次の雇用ということもありますので、そのあたりを、微妙なところだとは思いました。

けれども、例えば再任用の方がいるとか、そういう理由、あるいは若い職員がいるという理由もあってして、民間委託の結論が先延ばしになっているという説明では、腹に落ちるものを私は感じません。

その理屈だけでは、民間委託することの効果等を比較するには、つり合いがとれないという気がいたします。これは、重複になりそうですから、再度の質問はいたしません。

次の質問に移ります。

一部地区を民間委託したことによって、得られたであろうところの費用対効果についてでございますけれども、当然、分析していることと思います。請け負った民間業者が、9年間の単価と、21年度以前の公社が業務したときの比較はわかりますでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

民間委託したことにより得られた費用対効果の金額、収集運搬したごみの量、及び収集運搬業務にかかった費用について、お答えをさせていただきます、そのように思っております。

清掃公社の家庭ごみの収集運搬につきましては、清掃公社のみで収集運搬を行っていた最後の年である、平成20年度のごみの収集運搬量は、約4,967トンで、収集運搬業務にかかった費用は、約1億4,500万円となっております。

一方、直近の平成29年度の清掃公社及び民間委託先の両者が、収集運搬したごみの合計量は、約4,449トンで、収集運搬業務にかかった費用は、両方合わせてですが、9,100万円となっているところでございます。

概算ではありますが、収集運搬業務にかかった費用は、平成20年度と比べて、約5,400万円の減少となっております。

なお、10年前と比較し、ごみの収集運搬料、ごみの量ですが、こちらのほうも約10%の減少となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

5,400万ですかね、かなり費用対効果が出ていると思いますけれども、ちょっと、民間の受け単価が、少し安いのではないかなというふうな気もしないでもありませんけれども。後でちょっと、その原因について触れたいと思います。

この浮いたお金を、余り大きなお金じゃなくても、貴重な資金になると思いますので。そうでなかったら、安い単価で受けた、頑張った、業者の汗が報われませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、一部しか民間委託が進んでおらないこ

とから、発生するであろうと想像できる、目に見えない問題につきまして、あえて指摘しておきたい。

それは、入札価格の低迷であって、今からこれの起きる背景について、説明をいたします。

私も、40歳のころから起業いたしまして、小さな会社を運営してまいりましたが、この商売というものは非常に難しいもので、人生と同じで、思うようには、全くまいりません。

例えば、売上高に関して、ちょっと触れますが、その会社の月額の売り上げが、仮に500万円だといまして、売り上げの顧客別の内訳、これが50万円取引してくれる相手先でしたら、10社ということになりますよね。

こういうパターンが、理想的といえば理想的なんですよ。それ、後で触れますけれども、毎月25万円か、あるいはそれ以下の取引先の場合は、500万円の売り上げですから、どうしても20社とか30社に、ばんとふえてしまうんですよね。

そういう計算になりますと、配達のシーンでも、非常に増加してしまいます。相手の支払い方法が、いろいろ出てくるんですよね。

約束手形での決済や、現金振込ですけれども、支払いは翌々末だとか、あるいは手集金がふえたりして、業務が煩雑になるんですよね。燃料代もたくさんかかるということになります。

そして、一番、最も悪いパターンというのが、月額売上のうちで、70%とか80%を占める大口ユーザーがいる場合ですよね。こうなると、どうしても厳しい単価で、納入せざるを得なくなって、経営を圧迫してくるわけです。

相手先も、どうしても力関係上、高圧的になる。あるいは小さい会社ですから、そういうふうにとれるのかもしれないけれども、しかし、こんな大口ユーザーにさらされてしまいますと、

たちまち倒産の危機に瀕するので、小さい会社は無理をするわけです。

このような大型ユーザーとの取引は、絶対に商品の欠品は許されませんから、大量の在庫を持つこととなります。

広めの倉庫も、結局構えなくてはならなくなります。そして、先に仕入れが発生しますから、運転資金が要るんですよね。そして、実際に会社としての利潤が出てくるのは、1年後ぐらいになる可能性があるわけですよね。

こんなことまでして、なぜ商売を続けるかという、笑う人もあるかもしれませんが、それは世の中を知らない人か、もしくは非常に恵まれている人ということになります。

市長には、恐らくおわかりになられると思います。こんな塗炭の苦しい思いをして、頑張る企業ばかりになったような気がしております。

しかし、それは業者の勝手であって、我々のあずかり知らないことと言いきれるか。行政と民間業者で、そこに税金を使った取引や契約がある場合は、狭い枠組みの仕事しかつけない行政が、一概に突っばねて、知らぬ顔でいられるか。実際に、利潤は微々たるものであるのが現実なんです。

平成21年度から、一部地域を民間に開放したことは、これは一步前進です。この一部のみを数社で競合させることを、9年間続けていることで、見えないところで苦心することは、私には容易に想像がつかますし、推して知るべしです。

民間を阻害しているつもりはなくても、しかし現実には、反面教師になっていることに、いつまでも無頓着でいいのかと。ここは、微妙な点でありますけれども、これは質問になるかどうか分かりませんが、市長はどう思われますでしょうか。

公社の民間開放につきましては、一定の期限

を切って、ビジョンをお示ししていかないと、いつまでたってもできないと思いますけれども、あわせて御所見を賜りたいと思います。

よろしくお願いします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

清掃公社の行う家庭ごみ等の収集運搬業務について、期限を決めて、ビジョンを持ってというお言葉でしたが、期限を決めて、そして全面的に民営化をすべきではないかということだというふうに思います。

これまでと同様のお答えとなるかもしれませんが、段階的に、民間委託を推進していきたい、そのように考えているところがございます、そういった形の中でも、どの時期に、どの程度規模ずつ、民間に委託ができるのか、そういったのをしっかりと、私たちのほうも検証をして、それをやはり、民間業者の方々にお示しをするという形で、ビジョンを示していきたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） それでは、また別の角度で、関連質問をいたします。

この契約期間について、再質問をいたします。

平成21年度からつい最近まで、この民間委託の契約期間は、長い間、2年間ございました。

今度、3年に延長になりました。この3年になった理由と、そもそも2年とか3年という契約期間の設定の根拠ですよね。この根拠について、お尋ねをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 委託契約期間と設定期間の根拠について、お答えをいたします。

根拠といいますか、今までの流れの説明のよ

うな形にはなろうかとは思いますが。

これまでの契約期間の経過は、平成21年度が1年間、平成22年度から平成29年度までは2年間、そして今年度からは、期間を3年間としているところでございます。

本年度から契約期間を3年に延長した理由といたしましては、設備投資や、若手の雇用などの問題から、期間を5年に延長してほしいとの要望もいただき、そして検討する中で、他業務の委託契約期間なども参考にして、3年間と決定をしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） これは、ちょっとまた後で触れますけれども。

会社にとって、必要な機材とか設備投資をした場合は、皆さん御存じかと思えますけれども、減価償却制度というものが、税法上認められております。あるものは5年、あるものは3年償却というように、購入したものによって、細かく決められておまして、減価の掛け率も、ものによって細分化させられていて、なかなか複雑になっております。

しかし、この減価の償却をきちんと帳簿管理して、計算して、決算書に記載すれば、所得から一定の控除が受けられる。経営者なら誰でもわかっていることで、皆さん御承知のとおりです。

ごみ収集に必要なパッカー車は、5年か、あるいは7年かもしれませんけれども、減価の償却期間がございまして。それにしても、清掃の、委託契約が3年ということになりましたが、もしこの年に落札ができなかった場合は、身入りができない状態で、減価償却だけが行われるということが発生します。

公社の民間委託の3年契約は、この車両の償却期間とは全く関連がない期間になりまして、

そこに少し配慮があってもいいような気もいたしますけれども。

しかし、これは後で触れますけれども、契約期間だけを、3年から5年に延ばすということにつきましては、多少、理屈上、無理があるんですよ。

それについて触れていきますけれども、この他の事業のように、突貫工事のように、落札して、一定の工事が完了すれば、契約が済むというものじゃないだけに、業者さんがなかなか、価格低迷で頑張ろうとしているときに、かえって非常に苦しい思いをしているような、この費用対効果を見たときに、そういうものをちょっと感じるんですよ。

それで、最後の言葉でいきますけれども、一つ提案をしたいと思えます。

先ほど、契約期間のことをお尋ねをいたしましたけれども、私は、清掃の請負は、さっきも言いました、一発突貫工事じゃない、数年のスパンでの請負となりますから、特殊性があると思えます。しかし、契約期間だけを切り離して、延長するということは、理屈上、無理があります。この契約期間延長は、公社の全面民営化とセットで踏み切ることがベストなタイミングではないかなと、私はそう考えるんですよ。

このビジョンを描けないので、もしあれば、3年たってもずるずるになるような気がいたします。

人事面が障壁なら、長い間頑張ってこられた公社職員の雇用の安心を保障するべきで、そんなに難題ではないはずですよ。

もろもろ申しましたけれども、今も述べたように、3年先を見据えたビジョンを、なるべく早くお示ししていただきたいと。市内業者のこんな膠着状態が続けば、夢が持てないじゃありませんか。

民営化して、3つくらいの地域に区分をして、

3社が仕事ができ、清掃業務のノウハウの蓄積にもつなげていただきたい。そうすることで、宿毛市の環境美化にとって、両得になると、私は考えるものです。

ぜひ、御検討くださることをお願いをいたしまして、よろしく願います。

それから、最後の質問になります。

災害廃棄物の処理について、質問をいたします。

不慮の大災害が発生いたしますと、大量の廃棄物の山になると思いますけれども、そうなりますと、清掃業務に携わる人員だけでは、とても間に合いませんね。先ほど、山本議員もおっしゃいましたけれども、道路もどんな状態になっているのか、想像もつきませんが、結局、民間企業のトラックとかブルとかなどに手助けをしてもらわないことには、何もできませんね。恐らく、何十日も、廃棄物処分だけで費やすということになりましょう。

あらかじめ撤去できた後に、パッカー車なり消毒車なり、これが活躍が始まることになりましても、こうした廃棄物の処理や、その後の清掃につきまして、対応する検討はしておりますでしょうか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害により、甚大な被害が発生した場合の廃棄物の処理に係る検討内容の御質問だというふうに、理解をいたしました。

災害時の廃棄物処理につきましては、平成29年3月に、宿毛市災害廃棄物処理計画を作成し、検討しているところでございます。

この災害廃棄物処理計画の中で、災害廃棄物の発生量はL2クラス、これ最大なんです、このクラスで128万5,000トンを見込んでおりまして、このような膨大な量の廃棄物の

処理には、相当数の時間と労力が必要となります。

そのため、市内の関係事業所と、災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結し、協力をいただくこととしておりますが、実際は自衛隊や、被災地以外の地域からの多くの応援が必要不可欠になってくるものだというふうに、考えているところでございます。

大変膨大な、想像を超えるような量の廃棄物が出てしまうというのが、今の想定でございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 民間委託のことにつきましては、これで閉じますけれども、多少、消化不良な感じがいたしますけれども、なるべくシリーズ物にはしないようにいたします。よろしく願います。

次の質問に移ります。

新庁舎の建てかえにつきまして、質問をさせていただきます。

5月に、我々市議会へ、庁舎建てかえの事業の御提案が、執行部からございました。その中で、3つの候補地が挙げられまして、一つは現在地、一つは、旧県立病院の跡地、もう一つは、小深浦の山中で、大分前に、地震による避難場所の確保ということで、該当する補助金を活用して、購入した土地でありますけれども、この候補地が、緊急防災・減災事業債が使える、条件のそろった3つの候補地のうちで、唯一の土地になっているわけです。

しかし、執行部の提案では、3カ所になっておりますけれども、なぜ3カ所なのでしょう。聞いてよろしいですかね。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新庁舎の建設候補地を、1カ所ではなく、なぜ3カ所に設定したのかとの御質問でございます。

新庁舎の建設地に関しましては、山本議員の一般質問でも、少しお答えをさせていただきましたが、今年度、庁内のプロジェクト調整会議で、さまざまな案を出しまして、その上で、できる限り、人口集積地にあることが望ましい。できるだけ市の財政負担を抑えたい、災害時の司令塔機能を果たすには、浸水地域から離れ過ぎないことが望ましい。

これらの視点から、3つの候補地を選定しているところでございます。

山本議員の一般質問の答弁の中で、災害後のことも少し、盛り土とかそういう話も出ました。細かいことについては、今からという状況ではございますが、この3点目の浸水地域から離れ過ぎないことが望ましいというのは、災害後の復興をにらんだときに、そういった、近くに庁舎があるべきだろうと。そのほうが、復興が早いだらうということでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかったような、わからんような、わかりました、と申しておきます。

つい先ごろの高知新聞の第一面、トップですね。

南海地震が起きますと、当初の発災時ではおよそ70兆円と。20年間の累計で、およそ1,410兆円の大損失となる大災害で、国難に匹敵する重大事態になるという記事が載りました。

当市は、地震によって発生するであろうところの大津波が、もろに押し寄せてくる、非常に厳しい環境の災害時であるにもかかわらず、これらへの対策は、おくれにおくれているのが現状でございます。

黒潮町は、日本一危ないところというキャッ

チフレーズで、どんどん補助金を引っ張りました。宿毛市は、日本で2番目に危ないところだと言って、補助金をどんどんかき集めていただきたいと思います。

さて、現在地と、旧県立病院跡地では、大地震の備えには全くならないということは、これはもう衆目はわかっております。

私は、何人かの興味のある市民からお聞きをいたしますと、ほとんどの方が、この高台への庁舎を移すことに、賛成が多うございました。

さて、この小深浦の高台へ庁舎移転を、もしするとすれば、メリット、そしてもしデメリットがあるとするならば、それについて、お答えできるのであれば、ぜひ市長の口から御所見をお聞きをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

小深浦の高台に庁舎を移転とした場合の、メリット、デメリットは何かという質問でございます。

現在、考えられているメリットといたしましては、造成後の、標高が約20メートルとなり、L2クラスの津波でも浸水しないという点と、津波浸水区域外への庁舎移転となると、財政的に有利な起債が借りられ、市の持ち出しが少なくなるという点などが、メリットとしては挙げられるというふうに考えております。

また、その反面、デメリットといたしましては、造成に一定の手續と時間を要するという点と、現在、この市役所から比べると、中心市街地から離れてしまうという点が、デメリットとして挙げられるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 有利な緊防債が使える

と。これによって、ほかの2つの候補地よりも、各段、割安に建てかえができます。

また、災害時には、役所職員が的確に復興、復旧の支援や指示もできて、そのことによって、市民にも安心感が生まれてくると、私は思います。

これらのことを総合的に見て、評価をいたしましたら、候補地が3つや、4つ目もあるかもしれないというような議論は、実は余り大した意味がないという気がしてまいります。

したがって、新庁舎の候補地は、小深浦の高台以外にないというのが私の意見でございます、この地を、将来にわたって活用することに賛成します。

執行部は本来、ただいまの当市の財政状況から考えてみましても、候補地を初めから一つに絞って、熱意を持って市民説明会に臨んだほうがよかったというのが、私の私見、個人的な意見ではございますけれども。

説明会は、既にもう日程にのぼっておりますので、ぜひこの明るい視界に入る落としどころを、しっかりと伝える御説明をしていただきたいと思いますが、ちょっと言いにくいところかもしれないけれども、市長の御所見を賜りたいと思います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員のほうから、緊防債ですね、正式名称は緊急防災・減災事業債でございますが、こちらのお話がありました。

ただ、こちらにつきましては、現在、平成という言葉を使っていいのかどうか、少しちゅうちょいたしますが、平成32年までというのが、今の確約されたものでございまして、それ以外にも、いろいろな有利な起債等もございまして、そのときの形の中で、しっかりと有利な起

債を使っていくということでございます。

質問にお答えをさせていただきますが、既に広報等でもお知らせをしておりますように、6月21日を皮切りに、市内8カ所を回って、庁舎建設に対する市民の皆様の御意見をお聞かせいただくための、市民意見交換会を、計画をしているところでございます。

議員のほうからもおっしゃっていただきましたが、現状で、建設候補地といたしまして3つの案をお示ししておりますが、現状では、候補地を一つに決めるのではなくて、広く市民の皆様の御意見も頂戴して、その後に決定をしてみたい、そのように私自身考えておりますので、ぜひ御理解のほど、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 小深浦に、もし仮になったとしましたら、市街地から外れるということが、市長が言われましたけれども、しかし、今まで近くにあった役所が遠くなって、便利が悪いということですが、それを言えば、小筑紫地区とか、平田地区とか、もともと遠いわけですから。

そんなことを思いますと、余り高いレベルの話にはなりませんよね。

そこで、また仮にの話でございますけれども、もし高台へ移転したといたしましたら、日常の窓口業務ですよ、戸籍謄本とか抄本とか印鑑証明とか住民票、これらもろもろの業務につきまして、何か工夫するお考えがあるとすれば、お聞きしてよろしいでしょうか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

仮に庁舎を高台に移転するならば、今まで、この場所で行政サービスを受けていた中心市街

地の方々には、不便を強いる場面も出てくることだというふうに思います。

したがって、仮に庁舎を高台に移転するならば、中心市街地の市民の方々の利便性を低下させないよう、行政サービスの提供に努めていかなければならないというふうに考えておりました。その点についても、これから議論を深めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、小深浦の高台ですよ。私も実は、一度行ってまいりました。かなりの面積がございまして、こんなところにこんな草地が広がっているとは、見たときは大変驚きました。

あれだけの広さがありましたら、庁舎だけ建てるのはもったいないという気持ちが、執行部の御提案を聞いたときに、即座に思いました。

ここは庁舎のみならず、県関係の出先機関とか保育園、学校までが集積可能な場所でございます。

前にも質問しましたけれども、市内小中学校の統廃合の構想につきましては、この一丁目一番地のはずが、遅々として進展がなくて、今に至っているわけですけれども。遅々としてというか、小筑紫はなりましたけれども。

あの高台は、学校再編と移転を両方やっただけでしたら、補助金のかさ上げにも期待が持てます。

さらに言えば、小深浦の南側の山方面には、近いうちに高速道路も走る計画もございまして、交通のアクセス、利便性も格段に上がるだろうと、こういうふうに思われます。

それから、当然、新庁舎へ至る交通路の整備もするわけですよ。あそこになれば。

この道路の延長線上には、前に質問しましたけれども、私の考えでは、市民の集えるまちの顔へと通じる。あるいは、そうでなくても、これらが結びつくことで、この道の循環がまた広がるということではないかと思えます。

この道路がどこからどこを通る道になるのか。これは、今後の宿毛市の交通網にとって、非常に重要になると思われます。

今は、点と点をつないでいく構想が練られる必要があると思えますけれども、もし高台移転となった場合、恐らく市長には、展望が何かおありになると思えますけれども、また、これも多少言いにくいところですが、お尋ねして、質問を閉じたいと思えます。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

大きく2点あったというふうに思います。

保育園につきましては、議会初日の議員協議会でも御説明いたしましたように、咸陽保育園と中央保育園を統合の上、小深浦の高台に新保育園を建設したいと考えておりました。今月下旬より、保護者や地域住民の方々に対する説明会を開催してまいります。

一部、地域の方々にもお話もさせていただいたところでもございます。

学校につきましては、現状では、小深浦の高台への建設計画等はございませんが、学校再編計画を踏まえながら、教育委員会とも検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

県の関係機関につきましては、本年2月の県議会での答弁にもありましたように、県土木も、そして宿毛警察署も、将来的には高台移転を検討しておられるようございまして、小深浦の高台についても、候補地の一つにあがっている

とお聞きをいたしているところでございまして、こちらについても話を進めさせていただいているところでございます。

続きまして、四国横断自動車道宿毛内海につきましては、現在、ルート帯2案と、県道改良案の計3案が示されまして、これから実施される第2回のアンケート調査の結果等を受けまして、間もなく調査が実施されるというふうに、私たちは思っているところでございます。

これを受けまして、今後は第3回小委員会で、最終的な概略ルートが決定される予定であります。ある一定、大きな幅にはなりますが、新港のほうに行くのかということが、決定されるということでございます。

そういった形ではございますが、宿毛市の要望に沿った形での計画段階評価が、順調に進んでいるところでございます。

宿毛内海間の整備は、南海トラフ地震対策という防災面や、宿毛湾港を活用した地域力強化の面、そして養殖魚の全国シェア拡大などの地域産業の育成強化の面などからも、強力に押し進めているところでございまして、これに対しましては、一定の絵を示させていただいて、要望活動もさせていただいているところでございます。

このような中で、仮に庁舎が小深浦の高台に移転するということがなれば、市役所と自動車道をつなげることにより、災害時の緊急輸送道路としての機能も発揮できるものとすべきであると。そういうふうな形にすべきであるというふうな考え方は、持っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

道路網に関して、非常に、壮大な構想で、ゼ

ひ前向きに進めていただきたいことを申し添えまして、質問を終わります。

○副議長（山上庄一君） この際、1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、発言取消の申し出がありましたので、この際、これを許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 昨日の私の一般質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「地域資源を共有していく時代で」の次から、「しっかり宿毛を選んでもらえるか」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、一般質問をいたします。

一般質問の前に、昨日の大阪大地震でお亡くなりになりました方々に、また災害を受けられた皆様に、お見舞いを申し上げます。

それでは、14番、一般質問をいたします。

宿毛市役所の庁舎建設について、建設候補地について、市長は行政方針において、所信表明されたとおり、市役所新庁舎建設に向けて動き出されました。

先日の高知新聞の記事にも、市として、現在

地30億円、旧県立病院跡地30億円、小深浦の高台の場合は35億かかるが、国が7割を交付税措置をする。これは、緊急防災・減災事業債を活用したことで、一般財源は14億円の3つの案に集約、審議会に諮問されたと報道がされていました。

また、今後、各地で住民との意見交換会も開催されるとのことでしたが、現状で、市長は3つの候補地について、どのような所見をお持ちですか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新庁舎建設候補地についての御質問でございます。

先ほど、濱田議員のほうから、新聞報道等の記事に対して、少し説明がありましたが、あくまでも現在の状況での、概算の金額になっていますし、また補助等に関しましては、想定での話になっているところでございます。

そういった数字だというふうにとめていただければ、幸いです。

まず、今回、新庁舎建設に向けて、3つの案に集約しました背景といたしましては、4月に庁内においてプロジェクト調整会議を設置し、市の人口分布や、用地問題、防災対策といった、さまざまな視点から、新庁舎建設について協議を重ね、会議内で集約した素案を、管理職の庁議において、さらに協議を重ねた結果として、現在地、旧県立病院跡地及び小深浦の高台の3つの案を提示させていただいている状況であります。

そのような中で、去る6月11日に、宿毛市庁舎建設審議会へ、新庁舎の建設場所についての諮問を行っている状況であり、今後は、6月21日の小筑紫地区を皮切りに、市内8カ所において新庁舎建設についての、住民意見交換会

を開催することとしておりますので、ぜひ市民の皆様には御参加いただき、貴重な御意見を賜りたいと、そのように考えているところでございます。

現状について、るる御説明をさせていただきましたが、現段階といたしましては、市の提案した3つの案をたたき台といたしまして、住民の皆様から、それぞれ御意見を伺おうとしている段階でございまして、いただいた御意見については、しっかりと取りまとめをいたしまして、建設候補地の判断材料とさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 私も、現在地がいいか、それとも病院跡地がいいか、小深浦がいいかと、まちの人にいろいろと聞いてみました。

聞いた人は、全部で四、五十人おったでしょうか。その中で、やはり現在地がいいというのは、まちの年寄りの方がほとんどでした。そして、少しまちから離れた西の方は、病院跡地のほうがいいと。そして、小深浦のほう、片島のほうからいろいろと聞きましたが、その人たちは、山岡議員には悪いですが、1人も小深浦は出てきませんでした。

そういうわけで、できる限り、私としては、まちの年寄りの方が好む場所に建てていただきたいと、そのように思っております。

どこがいかに、あそこがいかにというようなあれではありませんけれども、年寄りの人が一番多いところが、私が聞いたようなわけでございまして、山岡議員には大変悪いですが、小深浦は1人もいませんでした。

もう一つ、これは年寄りの方ですけども、市長にこれは伝えておいてくださいと、必ず。

というのは、私たちは市長さんみたいに、早くも歩けない、そしてまた、いろいろと物を持

ったり、あれしてまでは、遠いところまでは行くことができないから、できる限り、年寄りの言い分も聞いてくれと、五、六人の方々にお聞きしました。

そして、私が、ここにしてくれ、あそこにしてくれということは言いませんが、できる限り、年寄りの人も聞いてくれということです。

それから、市庁舎建設審議会の答申について、これは8月中に答申をもらおうと。そして、9月議会に場所を決定するというようなことでしたが、この件について、いささか早急ではないかという意見が、大分、私の携帯にもかかってきました。

市長はこの点について、どのように思っているか、お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の質問に、お答えをさせていただきます。

宿毛市庁舎建設審議会からの答申を受けるまで、そしてその後のスケジュールが早過ぎるのではないかと御質問でございます。

議員御指摘の、スケジュールが性急過ぎるのではという点については、先日、開催された宿毛市庁舎建設審議会においても、御指摘をいただいたところでもございます。

他方、市といたしましては、防災面から一日も早い事業着手が必要と考えておりますので、できるだけ早い新庁舎建設の方針決定を目指しているところでもございます。

スケジュールがタイトであるという問題の中身といたしましては、多様な住民の意見を吸い上げ切れないのではないかと、大きいのではないかと、そのように思います。

先ほど、答弁いたしましたとおり、今後、住民意見交換会でさまざまな意見を伺ってまいります。その意見交換会で意見を述べることがなかった、そういった方々の意向も酌めるよう、

来場者へのアンケート調査を実施するとともに、またホームページ上で御意見を求めるなど、できるだけ多くの方々からの意見を吸い上げる対応を行うことによって、スピード感を持って進めていくことができるよう、努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、濱田議員のほうからも、特に年寄りの方々からの言い分を聞いてあげてくれというお話ありました。おっしゃるとおりでございます。しっかりとそういった方々の意見も聞きたいというふうに思っております。住民説明会、できるだけ多くの方に来ていただくことが、一番望ましいんですが、例えば、日程が合わなければ、地元の住民説明会以外の場所に来ていただいても構いませんし、また、いろいろな手だてで、ぜひ意見を吸い上げるような、そういったことも、これから自分たちも考えていかなければならないというふうに思っております。

そして、何よりも、一番住民に近いところにおられる濱田議員のような、議員の方々いろいろな意見を聞いていただいて、それをそのまま、私たちのほうに伝えていただければというふうに考えているところでございまして、そういった意見をしっかりと聞いてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 私が年寄り、年寄りと言って、私ももう年寄りに入りましたけれども、皆さんが私のところへ頼ってくる気持ちもわかります。何かというと、この中で一番、私が年長者ということでございますので、それで私のところに頼ってくるのではないかと思いますけれども。

皆さんが一番気にしていることは、やはり普通の若い方と比べて、体力的にもものすごく劣っている。

そして、ひとつおもしろい話がありました、おばあちゃん、小学校まで競争しよう。そして、僕がかばん持っていくからと。そしておばあちゃんは傘だけ持って行って。そういうような話を、私は聞いたことがあります。

そして、私も、自転車やっただからついていきました。そしたら、どうしても、おばあちゃんはまだ80ぐらいですかね、その小学一、二年生の子に、追いつくことができないわけです。なので、ちょっと待って、ちょっと待って言いながらの話でしたけれども。

これで地震が来て、10分から20分以内に、濱田さん、避難場所まで行けるといいます。ちょっと無理でしょうねと、私も偉そうなことを言いました。

そしたら、どうすればいいんですかいうて。私が高層のマンションでも建てろというような話ですかいうて。それは、そういうようなことは言いませんけれども。

そういう話なんかをしていると、やはりお年寄りの方から、私は病院に行くのも嫌と言っていた人なんですけれども。いつ死んでも構わんという人が、いざとなってみると、やはり第一に逃げたいというのが、一番先にあるんじゃないかなと、私も思いました。

私もできる限り、そしたら一度、執行部のほうにも、まちのお年寄りの方々の意見を述べさせていただいておきますと話していたら、区長さん3人から、一般質問でやってくれと電話がかかってきましたので、引き受けたわけでございます。

私も、やはりまちの人たちは、冠水するとなれば、今の現状では、近場に逃げ場所をつくってもらいたい。それで、小学校も、避難場所と認めてもらってますからと言ったら、なるべく、1秒でも近いところに、私ら欲しいんですと、というような話もいただきました。

それで、ここにいる皆さんは、体力的に恵まれた方ばかりなので、それはないと思いますけれども、やはり80を過ぎて、100メートル歩くのにどのぐらいかかるといいます。私は、1分やそこらでは、到底、歩けませんという回答をもらいました。

はかってみたんですけれども、私は5分かかりましたとおっしゃっていました。私たちが考えていることと、また年寄りの方が本当に考えていることは、全然違うんだなと、そのように思いました。

市長、何回も言いますけれども、くれぐれも年寄りの方のご意見も考慮してください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 繰り返しになるかと思いますが、新庁舎に向けて、まちの人の意見を反映してもらいたいという、濱田議員の強い思いだと思います。

先ほども答弁いたしましたとおり、今後、市内各地区において、新庁舎建設についての住民意見交換会を実施するとともに、ホームページ上での意見の募集など、さまざまな住民の皆様の多様な意見をお伺いするとともに、宿毛市庁舎建設審議会において、今、議論をさせていただいております。

この議論していただいた結果としての答申を受けまして、それらを総合的に判断する中で、建設候補地を決定し、市議会へ図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

つきましては、まちの人たちの御意見を伺うことはもちろんのことで、市内各地区のさまざまな方からいただいた御意見も、判断材料としていきたいと考えておりますので、ぜひ市民の皆様におかれましては、住民意見交換会に、くどいようでございますが、御参加をいただき、忌憚のない御意見賜りたい。そのように考えているところでございます。

津波のお話も、先ほど濱田議員のほうからもありました。できるだけ、そういった意見を反映できるような市政運営を心がけて、これからも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございまして、何よりも、そういった皆さん方の意見を真摯に聞いていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、住民意見の反映について、お伺いします。

新庁舎建設は、市長の行政方針にもありましたとおり、今後30年以内に70%から80%の確率で、発生が予想されているところであります。

南海トラフ地震のためにも、急がなければならないと、私自身も感じているところでございますが、まちの人の意見がなかなか、先ほどのことに、矛盾したことがいっぱい、私の耳にも入ってきます。

例えば、庁舎は現在地でも病院跡地でも構わないと。とって、もう一つの小深浦の話は全然しないわけです。それは、年をとっているから仕方がないとしても、もう一つ、小深浦もあるんですけれどもという話を振ると、そこはいつでもよいと。できれば、ピロティー方式にしてください。

誰に聞きましたかと尋ねたら、濱田さんが、時々そんな話もしてたじゃないですかと。

どういう意味かわかりますと聞くと、柱の家という答えをもらいました。それで、1階は柱だけで、業務する所はないんですと聞くと、ありません。それでもいいんじゃないですか。私ら、悪いですけれども、一日でも長生きしたいと。

本音をそのとき、初めて聞きました。私は、いつ死んでも構わんから、もうそんなことは聞

かずにいてくれという話だった人が、今、建て位置の話となると、ここがよい、それからピロティー方式でやってくれと話している。私もできる限り、これは早くしないといけないと思って、話していくと、これは悪いですけれども、余りにも性急にすることはないというような話も出てきました。

性急に、性急に言うけれども、そしたら、いつだったら性急じゃないんですかと聞くと、1カ月、2カ月の間に物事を決めるということが、性急と言いませんか。それは確かにそうですけども、しかし、市のほうも、急いでいることは確かなんです。

ほかの市庁舎、大方でもどこでも見てください。もう早くから庁舎は完成しています。宿毛はまだ、小学校もできてないですよ。

そういう話なんかしていると、中には、うなづいてくれる人もいますけれども、十人十色という言葉もありますように、私もなかなか、まとめていくことはできませんでした。うちは喫茶をしている関係上、時々、二、三人から四、五人の人が集まってくれるんですけれども、それはあくまでも、私が参考意見を聞く程度でございまして、これで私は、どこそこは何%、どこそこが何%と、市長のほうに御意見を言うようなことは、思っておりません。

しかし、何回もくどいようですが、年寄りの方は、何回も市長に言ってくれと、というのが先ほどの話です。

ということで、できる限り、何回も、8回だけじゃなくて、8月だけじゃなくて、できれば9月の定例会の前までもやってもらいたいと、そのように思っております。

これはその答申の期限を県等に、せかさされているわけですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

先ほどもお答えさせていただいたと思いますが、まず、県にせかされているものでは、全くございません。

南海トラフの地震が発生するのが、いつ発生するかわからないという状況の中で、一日も早い、災害に強い庁舎の建設というものが需要だというふうに考えているということで、3月にも行政方針の表明のほうでもお答えさせていただいた、これが全てでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 私も、話す中で、一応、市のほうでいろいろと備蓄品をためてくれというような話がありましたけれども、できる限り、皆さんの力で水とか、簡単な食料なんか、1週間分ぐらいはためておくのが最高ではないかと、そういう話もしています。

しかし、私の店に来ている人で、私はためてますと言っていたが水の期限や、食べ物の賞味期限がわからないと、そういう方もおられますから、市のほうでも、お年寄りの人には、特にわかりやすいように、そういうパンフレットみたいなものをつくってもらえないかという話もありました。

命にかかわると思いますから、私が市にできる限り伝えておきますと、というような話もしてまいりました。

これから先、30年以内に七、八十%という確率で起こる地震が、あす来るかもわかりません。そして72時間以内には、宿毛のほうには自衛隊も何も助けに来てくれないと、それはもう頭に入れちゃってくださいと、そういう話もしました。

それで、山本議員ではないですけども、自衛隊の話もしました。近くにあると、すぐそういうときに救助に来てくれますと。というような

話なんかで、いろいろとごったがえしてますけれども。

まちの人と、片島の人とは、考えが全然違うなということもわかりました。

市長はその点、皆さんの意見を聞き上げてやってくれと、このように思っておりますので、それは任せておいてくださいというふうに、皆さんに伝えております。

それからもう一つ、年寄りのためにも、これは必ず言ってくださいという話です。

市なんかには逃げたときには、市はどのくらいの備蓄物を蓄えているのか、それも聞いておいてくださいと。せきぜき1週間じゃないですかという話は、私のほうが勝手にしましたけれども、答えとしては、それぐらいでよろしいんでしょうか。お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

事前に通告をいただければ、細かい数字までお知らせすることができたと思うんですが。

担当課のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、濱田議員の一般質問にお答えします。

備蓄の食料と水が、どのくらいあるかという話ですが、平成26年から5年間計画で、宿毛市運動公園のほうに1万4,000日分を5年計画で、水と食料と備蓄してまして、今年度、5年間計画の5年目ですので、今のところ1万4,000日分。街区だけではなくて、宿毛市全体でということです。

以上です。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 2時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、先ほどの説明について、少し訂正させていただきます。

1万4,000日と申し上げましたけれども、1万4,000人が1日3食食べる分の備蓄をしています。

それから、水については、1日1人3リットルと計算してまして、4万2,000リットル備蓄する計画で、それを先ほどは5年計画と申しましたけれども、10年計画で、それぞれ賞味期限がありますので、更新しつつ備蓄するというので、今、平成26年度から5年目で、備蓄をしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいま担当課長のほうから説明をさせていただきましたが、なお、備蓄に関しては、市もできるだけ被災者の近くに備蓄をするように努力はしておりますが、それぞれの方々が、どこに逃げられるかも想定がしにくい状況の中ですので、災害後、よく言われる3日間の食料、水については、それぞれの御家庭、それぞれの個人の方が用意をいただいていること、これが何よりも大切になってくると考えているところでございます。

市としても、しっかりと備蓄は努めてまいります。そういった考えのもとで、備蓄を行っていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） どうもありがとうございます。

ございました。

1万4,000食分掛ける3。そしたら、朝・昼・晩というのが、1万4,000食あると。

それでは、犬猫の保護について。これは、5月24日の高知新聞夕刊に目を向ければ、1面に大々的に犬の殺処分、県内激減とありましたが、10年で90分の1、1,696匹が19匹にという、目を疑うような数字の減り方でございます。

これは、14年6月に、環境省が殺処分ゼロの行動計画を発表、全国の自治体で不妊、去勢手術費用の助成などが広がり、この結果、全国の犬猫の治療数が、20年間で69万匹から11万匹、84%の減。また、本県も1万1,000匹から1,000匹へと、91%も減った。

その一方で、国民愛護活動が次第に活発化し、保護、譲渡数がふえた結果、殺処分も減っている。本県の犬の殺処分については、宿毛市の県登録譲渡ボランティアの吉村義文さんの浄財が大きいのではないかと。

また、彼は、9年秋から、中村小動物管理センターの収容犬の救出を開始。チラシをつくり、飼い主を募集し、手があがる引き出して届けるなどして、14年度には、中村小動物管理センターで60匹の犬を救助し、同センターの犬殺処分をゼロにしたと、高知新聞夕刊に載っておりました。

できれば、私も何か手伝いすることができないかと思い、自分の家の一部を、そういうようなあれにもしようかと、いろいろ考えてみましたが、市のほうにもお願いしてみるのが先決ではないだろうかと思って、この間、行ったわけでございます。

市は、一応、県の対応だから、できないというのが回答でした。

私は、犬とか猫とか、そういうものが大好き

な関係上、前にも東北のほうに行ったときに、そういう話をここでしたことがあります、やはり猫とか犬とか、そういうようなものを大事に扱っていると、宿毛市も名前がうれるのではないだろうかというような、変な勘違いをしております。

県の担当で、宿毛市ではないということを、何回も担当の方も言われましたけれども、それでも何とかならないか。県のに働きかけて、宿毛市でも多少のそういうような、二、三匹でも飼えるようなところをつくれないうような話もしました。

市長、そういうようなものに補助を出すことはできないのでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、そういうようなものというお話でしたが、そういうようなものばかりなので、ちょっとわかりづらいところはあるんですが、それはまた、一時預かりというような場所というこの理解でよろしいでしょうか。そういった思いで答弁をさせていただきたいと思います。

高知県では、動物愛護行政への取り組みといたしまして、小動物管理センターに収容される犬や猫を減らす取り組み、小動物管理センターにおける動物福祉に配慮した取り組み、収容された犬や猫をできるだけ多く譲渡する取り組みを進めております。

以前は、県が各市町村を回り、犬や猫を飼い主から引き取っていましたが、これを廃止し、原則として、各福祉保健所、及び小動物管理センターのみとして、引き取りを求める飼い主に対して、強く説諭ということですね、悪い行いを改めるように、今、教え諭することという意味でございますが、説諭する取り組みをしているところでございます。

本市でも、県の取り組みを受けて、現在、引き取りを行っておりません。現在も、市民の方々から、犬や猫の引き取りについての相談がありますが、状況をお聞きする中で、特に猫につきましては、犬と違い、登録制度がありませんので、飼い主がいるのか、またいないのかといった確認もとりにくく、行政として、慎重な対応が必要となっていることもあり、引き取りに関する相談は、四万十市にある幡多福祉保健所へ、直接、御相談をお願いしている状況でございます。

したがいまして、市民サービスとして、市が、市民の方々から直接、犬や猫を一時預かりするような施設を設置することにつきましては、預かった動物をその後どうするのか、などの整理をしなければならない課題が多くありまして、現状では、厳しい状況ではないかと、そのように考えているところでございます。

本市としては、まず飼い主のいない犬や猫をふやさないためにも、終生飼養を初めとする、最後まで飼っていただくということでございますが、これを初めとする飼い主の責任など、県と連携しながら、啓発を行ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

市としても、県のことだから知らないよということでは、決してございません。そういった形の中で、非常に難しい部分もあって、県の力をかりて、宿毛市も協力して行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） これは、犬の話ではありませんけれども、私の近くに学校の先生がおりました。そして、ことしお亡くなりになりました、その方が6匹の猫を飼っていました。そして、その方がお金をある人に渡しているから、猫が死ぬまで面倒をみてくれるようにして

いるからという話をしていました。

その猫が、うちの庭のほうにも来て、あれするんですけども、なかなか猫に来るなということもできん。そうかといって、余り、はた来て、ニャンニャン鳴かれると、えさも与えんわけにはいかん。

市のほうにも相談しました。そしたら、中村へ連れていってくれと。けど、猫の場合、連れていったら、即処分されると。処分ということは、ガスで処分されるんだろーと思いますけれども。

けど、それもなかなかできないというような状態で、私も悩んでいるところでございます。

でき得れば、それがつかめる猫だったら、私が飼うてやろうかと思うて、何回か行くけど、えさは食べるが、私に捕まることは、絶対しません。は一ついったら、は一ついうて怒って。えさはくれいうて、そのときはかわいらしく鳴いてくる。そのかわり、つかんで部屋にでもつれていこうかと思ったら、なかなかそうはさせてくれません。

そういうような状態で、犬と違って、猫の場合は、すぐ殺処分というので、かわいそうでなかなか連れていけないんですが。

何か良い方法は、ないものでしょうか、ひとつこれはお聞きしますけれども。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

何かいい方法はないかというところでございますが、まずはやはり、飼い猫であれば、最後まで飼っていただくということが、一番大切になってまいります。

また、どうしても飼えない状況になった、またなり得る場合は、早い段階で、猫か犬か、その子をどなたかに飼っていただける、そういう方を、やはり譲渡先を見つけていく、そうい

ったことが必要だと思います。

そういった中で、今回は濱田議員のほうに、今は頼ってこられたということでございます。そういった形の中で、いろんな機関を通じて、できるだけ早目に譲渡先を探していく、そういったことが必要になってこようかとは思いますが。

まずは、飼い始めるときに、一度、最後まで飼えるのか、そこをしっかりと見定めて、それから犬猫、動物は飼わなければいけない、そのように考えているところでございます。

また、いろんな機関につなぐこともできようかと思っておりますので、早目早目に相談をしていけば、いい方向に進むのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 私も、その先生が一応6匹飼っていて、そして死ぬことは思ってなかったんでしょう。そしてある人に頼んで、名前も知っていますけれども、これは言いません。できる限り、私の手で飼ってやりたいと言っではくれるんですけども、元の持ち主は、もう亡くなられており、そこはもう人が住んでないから、なかなかその点で。

うちに、えさのにおいがしているかどうか知りませんが、50メートルぐらい先からうちへ来て、えさをくれと言います。

子供が、かわいそうなので、じいちゃんえさをやってと言うけど、いつもやっていたら、飼わんといかんというたら、飼うたらいいじゃないかと。

飼うわけにもいけない。えさをやるときは食べる、そしてちょっと部屋へでも連れていってやろうかと思って、つかもうとすると逃げる。野生化してしまっているから、なかなか飼うことはできん。そうかと言って、保健所にもっていくことは、できません。そういうので、悩ま

されております。

これは、私も、猫でも犬でも構いません。なれてあれするぐらいやったら、飼うてやろうとは思ってますけれども、けど、女房にはとめられました。何でか言うと、猫は20年生きるでと。あんたあと何年生きると。私のほうが寿命が短いことはわかってますから。

なので、はい、わかりましたと、言ってますけれども。

犬を私は飼いたいです。猫も飼いたいです。しかし、女房は、あんた散歩に一回も連れていかんのに、よう飼うと言いますねっていうような話で。それで、この間も高知のほうへ行って、買ってくるっていう、自分は金を持って……

○議長（岡崎利久君） 濱田議員に申し上げます。発言は簡単明瞭にお願いいたします。

○14番（濱田陸紀君） けど、それ言わんとわからないではないか。

一応、その金は預かっている人も、一番困っているのは、自分が飼えない、そして今度は、野良猫になったのがなついてこない。だから、何か市のほうで処分してくれないかという話をもってきたんです。それは、僕はできませんと。

そして、課長にも言いました。どうしたらいいかと言ったら、県のことだから、市はタッチできませんという返事も得たんですね。

私としては、できる限り、そういうことだったら、多少の金であれば、出してやろうとか、そういうことは思っています。

これ、いつまで言うても、堂々めぐりになるから、これはもうやめますけれども。一応、動物愛護というのは、今の小学生とか、そういう若い子なんかにも教えていかなければならないと、このように思っております。

市長、もう一度、答えをくれますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

まず、そういった猫を保護する施設ということでございます。それは先ほどの答弁の内容でございます。

ただ、高知県では、小動物管理センターへの犬猫の収容数、殺処分を減らす取り組みを現在、行っております。その取り組みには、動物愛護の啓発を初め、飼い主の望まない猫の繁殖や、猫の増加を抑えるため、雌猫の不妊手術に補助を行うなど、さまざまな事業を行っているところでございまして、本市でも、本年度より単独事業といたしまして、飼い主のいない雌猫への不妊手術費の助成をする補助金を創設し、取り組みを進めているところでございまして、先ほど、市は何もしないというような発言もございましたが、宿毛市として、できることを進めてきているところでございます。

そういった形の中で、今までの経過等も、るる議員のほうからも御説明ありましたが、しっかりとした対応ができるよう、これからも努めていきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、宿毛橋のかけかえについて、お伺いしたい。

この橋は、昭和6年に完成し、宿毛より南方面に行くには、宿毛橋1本でした。完成より90年近くがたち、老朽化も進み、L1以上の大型の地震がくれば、崩壊するのではないかと、坂ノ下の人たちは嘆いておりました。

また、この橋は、中学生、小学生と、合わせて日に30人ぐらいの方が、宿毛小中学校に通っている。そして、350人余りの坂ノ下、都賀川の人たちは、この橋を、半分の人が毎日使っているらしいです。

というのも、片島寄りの橋と、宿毛市役所寄

りのほうの橋と、どっちが良いかというのは、やはり年をとった人らは、歩いてくる人なんかが多い。そしたらやっぱり、坂ノ下のほうの、築90年近くの宿毛橋を渡ってくると。

しかし、この橋も、大きな車が通ると、下から砂が落ちたりするので、余りいい気持ちはしないわけでございます。

しかし、宿毛には360カ所かいくつかの橋があるらしいです。坂ノ下ひとつの橋に、10億以上かかるんじゃないでしょうか。そういう橋を、すぐつけてくれといっても、なかなか難しいんじゃないかと思えますけれども、市長、この坂ノ下の橋をかけかえる余力はありますか、お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、橋について、少しお話をさせていただきたいと思います。

現在、宿毛市では、360程度というお話、議員のほうからありましたが、337橋の市道にかかる橋梁を持っておりまして、こちらの維持管理を行っているところでございます。

東宿毛駅から坂ノ下地区に通じる市道、これ市道宿毛坂ノ下線でございますが、こちらの宿毛橋は、昭和6年に架設された橋長228メートル、幅員3.1メートルの長大橋でありまして、架設後、長期間が経過していることから、現在は総重量4トンの重量制限を行っているところでもございます。

平成25年の道路法改正等を受けまして、平成26年より道路管理者は、長さ2メートル以上の全ての橋梁等について、5年に1度の近接目視、及び打音検査による定期点検を行い、健全性を4段階に診断することになりました。

4段階という評価をしないといけないということでございます。

宿毛市におきましても、平成26年度から平成29年度までに、全337橋のうち257橋の定期点検を終えまして、最終年度となる平成30年度に、残る80橋の定期点検を実施する計画としております。

宿毛橋につきましては、平成28年度に定期点検を実施しており、主構造のコンクリートの浮きや剥離、鉄筋の露出といった損傷が顕著なことから、健全性の判定区分3です。

これ、早期措置段階になりますが、3と診断されているところでございます。

以上のことから、宿毛橋は宿毛市が管理する橋梁の中でも、特に優先的に対策を実施する必要がある橋梁の中の一つであると考えておりまして、来年度に測量設計業務を実施すべく、国に対して、社会資本整備総合交付金事業の予算要望をしているところであります。

交付金の配分状況にもよりますが、測量設計業務による調査結果や利用状況等を勘案し、議員のほうから、かけかえというお話ありましたが、補修またはかけかえということで、補修またはかけかえについて、検討をしまっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） できれば、一日でも早く補修をしていただければ、また安心するんじゃないだろうか。

この間、1回下から、見せてもらったんです。そして、車が通りました。そしたら、ばらばらと小さな石が落ちてくる。これはどうしたんだろうかと思って、こうやって見ていたら、多少、あいているんですね。道路の面が、余りきれいでない。それで落ちたんじゃないだろうか。

車は乗用車でしたから、ごみは、砂なんかは落としていかないだろうと、そのようなあれしましたけれども。

なかなか228メートルですか、この長い橋をかけると、かけ直すといえば、宿毛市の今の状況では、ちょっとまだ難しいのではないだろうか。市長、予算でもたくさんもらってきますか。そうすれば、またこれもできると思います。

それでは、一応、来年度は設計のほうはしていただけるんですね、はい、わかりました。

それでは、早春ジュニア駅伝大会の横断幕についてをお願いします。

真丁の梓公園で、早春ジュニア駅伝が開催して、1、2年後のことだったと思います。

そのとき、体育協会の会員の松本さんという方が、どうしても、体育協会の倉松会長が、奥島さんに会わせてくれないかという話をいただきました。一応、梓会がありますから、そのときに、僕が言ってみましょうということで、奥島さんに話したわけです。

そうしたところが、どうしたんですかと。梓公園からジュニア駅伝が、毎年、2月の第一日曜日に大会を開いていると。それで、どうしても奥島さんの名前が欲しいから、何とか貸してもらえるように頼んでもらえないだろうかという話で、会場に、秋沢ですけれども、そこへ行って、奥島さんのところに連れて行きました。

そして、先生、こういうことで、先生の冠、それをどうしてもつけて、早春ジュニア駅伝大会を、奥島さんの名前にしたいというので、貸してもらえんろかという話をしました。

そしたら、その次、奥島さんは、ああ、いいですよ。僕の名前でよかったら、何でも使ってくださいという話で、そのとき、全日本という名前がついている役を、奥島先生は16持っているという話を聞きました。

それで、梓公園からスタートするジュニア駅伝やったら、僕も願ったりかなったりです、どうぞ使ってくださいというので、そのジュニア大会の名前を、早稲田大学14代総長奥島孝康

杯という名前に、倉松一夫さんがこれでしたという話を出して、そしてまた、耳打ちをするから、何でしょうかといいますと、トロフィーを1対、またいただけないかと。

トロフィー1対って、どのくらいするんですかというたら、まあいくらでもいいですけど、奥島先生に頼んでくださいというので、私が頼みました。

そしたら、一応、この中で選んでくれというのが、18万でした。ほーっと思うて、僕もよう言わんようになりましたけれども、何とかお願いしますということで。

そしたら奥島さんが、わかりました。東京へ帰ってから、宿毛のほうに送らせてもらいますといたら、それじゃあ困るんです、宿毛でつくってくださいという話を、またいただきまして、またお願いして、僕は金持ってないが、あれでいいですかと言うので、それは何でもいいですと答え、トロフィーをつくってもらいました。

そうしたところが、その次の大会はよかったです、奥島さんの名前を使ってくれたと、そして写真も撮って、送りました。

そしたら、その次からまた、いろいろトラブルが起きて、奥島さんの名前は全然使ってなかったんです。

それで、御丁寧に、奥島さんが来ているとき、ことしの写真を奥島さんに見せ、また奥島さんの垂れ幕を利用していないというようなあれがありまして。そしたら、奥島さんも、もういいんですよ、これはもうあれやったら、なくしてくださいと。

僕は、気をつかわずにいてくださいと言われてました。できる限り、そうやって、高知を大事にするという話がありましたから、宿毛のほうでも、それは大事に取り扱っていただきたいと、そのように思っておりますが、教育長、どのよ

うに思いますか。

○議長（岡崎利久君） 濱田議員に申し上げます。

声が聞きづらくなっておりますので、マイクの前でしゃべっていただくように、よろしくお願いたします。

教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、14番議員の一般質問にお答え申し上げます。

早春健全育成ジュニア駅伝大会の横断幕の掲示場所についての御質問であったかというふうに思います。

まず、御質問の答弁の前に、今年度のジュニア駅伝大会の開催時期について、この場をおかりして報告をさせていただきたいと思います。

本市では、例年、議員御指摘のように、2月の第一日曜日に開催をいたしておりますけれども、この時期は、近隣で1月下旬から2月上旬にかけて、毎週末に駅伝大会を開催されているといった事情もございまして、また、非常に寒い時期でもあるということから、インフルエンザの流行で、一昨年の本市の大会は中止になったという経過もございまして。

このために、開催時期について、共催の宿毛商工会議所や、スポレクすくもを初め、関係団体の小学校体育連盟や、青少年育成センター、沿道の地区長の皆様等と協議を重ねた結果、本年度は11月17日、土曜日でございますけれども、開催することになりましたので、まず初めに報告をさせていただきたいというふうに思います。

それで、御指摘のございました早春健全育成ジュニア駅伝大会の横断幕でございますけれども、これは議員御指摘のように、奥島先生の御配慮をいただいて、まさにこういった形の、奥島先生の名前をいただいた大会に変更して、今現在は実施しているところでございますけれども、

も、その横断幕の掲示に当たって、現在は、アーケードの撤去ということもございまして、梓公園よりやや東に掲示をさせていただいているということでございます。

そういったことで、十分にPRができていないのではないか。写真を撮影したときにも、横断幕が映っていないのではないかというような御指摘でございますので、これから十分、横断幕を掲げる位置については、関係団体とも十分に協議を重ねて、より望ましい場所に設置をするように、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） よくわかりました。

できる限り、写真なんかに入るところに、横断幕を写るようにしてください。

終わります。

○議長（岡崎利久君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時35分 散会

平成30年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成30年6月20日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第14号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第14号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉 子 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富 宏 君
副 市 長	岩本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒田 厚 君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	河原 敏 郎 君
危機管理課長	岩本 敬 二 君
市 民 課 長	山岡 敏 樹 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。3番、質疑を行います。

きょう、私は2点ほどお伺いいたします。

まず、初めに議案第4号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）でございます。

9ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、コミュニティー助成事業助成金550万円についてでございます。

こちら、事業の詳しい内容を御説明ください。

続きまして、議案第13号、宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちら、改正される内容を、わかりやすく御説明ください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） おはようございます。企画課長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、9ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、コミュニティー助成事業助成金550万円の事業内容についての質疑にお答えいたします。

本予算につきましては、3団体への助成事業となっております。西竹石地区の屋外放送設備の整備に100万円、神有地区のみこしの整備に230万円、宿毛市地区長連合会の地区の行事やイベントなどへの貸出用のテントやテーブルなどのコミュニティー活動のための備品の整備に220万円となっております。

本事業におきましては、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの収益を財源に、地域のコミュニティー活動の活性化などを目的として、社会貢献広報事業の一環として行うもので、補助率が10分の10というふうになっておりまして、歳入といたしまして、7ページの第19款諸収入、第5項雑入、6目雑入、1節総務費雑入の、コミュニティー助成事業助成金といたしまして、歳出と同額の550万円を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長原田議員の質疑にお答えします。

議案第13号、宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、改正内容を御説明いたします。

今回の改正は、手代岡地区で実施している改良住宅建てかえ事業に伴うもので、更新住宅の家賃、共益費及び駐車場利用料を新たに定める内容となっております。

建てかえ後の更新住宅では、延床面積の違う4タイプの15建築を計画しており、家賃についても、収入区分に応じ、4タイプの家賃設定を行っております。

家賃設定に際しては、既存改良住宅の家賃や、公営住宅で使用している応能応益方式での家賃算定方式を参照しており、大半の入居者が増額の家賃負担を伴うことから、平成28年度より説明会を重ね、入居者の御理解をいただいき

たところですが。

次に、共益費につきましては、入居者が個別に負担していたし尿のくみ取り費について、建てかえ後は、宿毛市が集中管理する合併浄化槽になることから、浄化槽の管理費負担を入居者に求め、共益費として定めようとするものです。

また、更新住宅では、駐車場を併設することから、駐車場利用料を条例で定めるもので、近隣の駐車料金や、市営西町地域振興住宅の駐車料金を参考に、設定をいたしました。

以上が、主な改正内容となっております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 一つだけ、再質疑させていただきます。

コミュニティー助成事業のテントとテーブルの件ですが、これは各地域が、申請によって使用できるものでよろしいですね。

テントの数とか、テーブルの仕様とか数とかは、お答えできますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、原田議員の再質疑にお答えいたします。

テントの数につきましては、15張を予定をしております、テーブルにつきましては、10セット。そのテーブルのセットに伴いまして、パラソルも10セット、同様に整備する予定としております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 詳しい説明、ありがとうございました。

以上で終わりにします。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。と言うよりも、ゆうべはよかったねという挨拶で始まった方も多いいと思います。

松浦議員も、きのうはサッカー、見られてま

したか。飲みよった、そうですか。私はまた、試合内容よりも、芝のほうが気になってしゃあないと言われたら、どうしようかと思っていましたが。

それでは、ハーフタイムはこれほどにいたしまして、質疑をいたします。

まず、議案第4号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、こちらのほうの10ページをお開きください。

第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、11節需用費、こちらの消耗品30万円について。そして、続いては、11ページ、次のページですが、第9款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費、こちらの8節から14節まで、こちらのほうの御説明をお願いいたします。

そして、3項目めは、議案第5号別冊、平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）、こちらの最後のページ、8ページですけれども、こちらの第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、15節工事請負費、遠赤外線フライヤー連続自動揚げ物機設置工事費894万1,000円。こちらの3項目について、それぞれ担当課長から、事業の内容、または目的等についての御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岡本 武君） 環境課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ10ページ。第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、11節需用費におけます消耗品費30万円についてでございます。

平成30年度新規事業等調査票では、宿毛でお花おもてなし事業として、提案させていただいております。

事業内容につきましては、広報などで周知募集し、決定した団体に対しまして、予算の範囲内で草花の種、または球根、肥料、清掃用のごみ袋を提供させていただき、植栽や清掃の取り組みを推進いただきたいと思いますのでございます。

補正予算における消耗品費としては、市道の植え込み等の公共の場所に植栽する草花の種、または球根、苗の代金を計上しております。

目的といたしましては、自発的な環境美化活動の一部を支援し、環境美化意識の高揚を図ることはもとより、明るく、きれいなまちのPRや観光振興に寄与したいと考えております。

なお、実施場所は、市道の植え込み等で公共性があり、草花を直接植栽できる、多数の人が往来、または観賞できる場所を想定しております。特に本市への来市者の通行が多く、また宿毛駅前、東西に走ります市道桜町藻津線を実施できないかと考えております。

8月広報などで実施団体を募集いたしまして、パンジーやビオラなど、9月以降に開花または植えつけができる草花を想定して、実施できますよう、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（中山佳久君） 教育次長兼学校教育課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、11ページ。第9款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費、総額347万9,000円の補正につきまして、事業内容及び目的について、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、新規事業調査票を提出させていただいておりますが、オリンピック・パラリンピック教育推進事業を実施

するための予算となっております。

事業目的としましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、国民の関心を高め、オリンピックの価値や効果の再認識を通して、国際的な視野を持った人材を育成するため、スポーツ庁が中心となって取り組みを行っており、高知県におきましても、このオリンピック・パラリンピック教育、通称オリ・パラ教育を推進しております。

今回、ホストタウンに登録している自治体の中で、本市において、このオリ・パラ教育を推進していただきたいというお話をいただきまして、今回、補正予算として計上させていただいております。

事業内容としましては、教育委員会が実施する事業では、オリンピックやパラリンピックによる児童生徒や教職員への研修会、講演会の実施と、オリ・パラ教育を推進するための実施方針を策定することとなっております。

学校が実施する事業では、教育委員会が策定する実施方針に合わせまして、スポーツへの楽しみ、国際理解、ボランティア精神の育成、障害者への理解の4つの分野で、教育計画を策定し、計画に基づいて、外部講師による講演会や授業を実施しようとしております。

また、先進的に実践している取り組みを学ぶために、スポーツ庁や県教育委員会が実施するセミナーや、ワークショップ、フォーラム等への参加も義務づけられております。

本事業の財源としましては、7ページの第14款県支出金、第3項委託金、5目教育費委託金、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金として、347万6,000円を計上させていただいておりますが、全額、県の委託金での事業となります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（山戸達朗君） おはようございます。学校給食センター所長、2番、川村議員の質疑にお答えします。

議案第5号別冊、平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）、8ページの第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、15節工事請負費。遠赤外線フライヤー（連続自動揚げ物機）設置工事費894万1,000円について、御説明させていただきます。

学校給食センターは、昭和58年10月より事業を開始したわけですが、当初から長年にわたり使用してきた連続自動揚げ物機でありますフライヤーが、経年劣化により、現在、使用不能となっております。

そのため、小中学生に最も人気のあるメニューであります空揚げや、シイラの黄金揚げなどの揚げ物全般が提供できなくなっておりまして、本予算の計上により、最新型の電気式赤外線フライヤーの導入を図ろうとするものであります。

工事内容といたしましては、既存フライヤーの撤去費や、新たに新設する本体の設置工事費、及び、今回はガスから電気式にかえますので、トランス等も交換するという事で、電気工事費を含んで実施してまいります。

工事の実施時期につきましては、調理業務に影響が出ないことを考慮しまして、夏休み期間中を予定しておりますが、少しずれ込むことも予測されておりますので、2学期の早い段階には、今までどおりおいしい揚げ物を子供たちに提供できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） それぞれ再質問をさせていただきますと思います。

まず、岡本課長、広報等で団体を募るということですが、こういう団体というような

規定があれば教えていただきたいと思っております。

それから、中山課長、先ほどの中で、一番、旅費が265万円と多くなっておりますけれども、旅費がこれだけ多額になっていることについて、もう少し御説明をお願いいたします。

それから、山戸所長、子供も大好きな揚げ物が、約3カ月献立にのらなかつたということは、本当に献立を考えている担当の方も、御苦労が多かつたと思いますが、どのような創意工夫でこの3カ月、フライヤーが使用できない期間を乗り越えてこられたのか、その辺を教えてください。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岡本 武君） 環境課長、川村議員の再質疑にお答えします。

宿毛でお花おもてなし事業についてでございます。今後、実施を想定する実施団体の想定ということだつたと思っております。今後、議会のほうで予算を可決いただいた後、実施の要綱を作成してまいりたいというふうに考えております。

当課で、現在のところ考えておりますのは、地区であつたり、老人クラブ、それから婦人会のほか、市内を活動拠点といたします、5人以上の団体を考えてございますが、今後また要綱等を作成する中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（中山佳久君） 教育次長兼学校教育課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

今回の旅費、9節の旅費、265万円が高額になっているが、どのような内容なのかという御質問だつたと思っております。

本旅費につきましては、教育委員会や学校が、

講演会や研修会で講演を依頼させていただく講師の旅費、また県教育委員会が開催するセミナーやワークショップ、スポーツ庁が東京で開催を予定しているセミナー、ワークショップ、フォーラムへの参加旅費、そしてオリ・パラ教育の取り組みをされている先進校への視察旅費を算定しており、教育委員会事務局職員以外に、各小中学校の先生方にも参加していただくこととなっておりますので、遠隔地があること、また市内小中学校14校ございますので、今回、このような金額になっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（山戸達朗君） 学校給食センター所長、2番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

フライヤーが使用できない中で、どのように工夫をして、メニューをつくってきたのかという趣旨の御質問でございます。

当給食センターには、栄養教諭が1名おまして、非常に頑張り屋さんというか、優秀というか、頑張ってくれております。

そういった中で、給食センターといたしましても、揚げ物全般が調理できない中で、フライヤーのかわりにロースターを活用することで、何とかカバーできないかと考えまして、栄養教諭による栄養バランスにも配慮した献立として、例えば、最も人気のあるシイラの黄金揚げを、シイラの黄金焼きにしたり、空揚げのかわりに若鳥のゆずしょうゆかけをつくったり、または春巻きを揚げのものを、ハンバーグなどに変更するなど、できる限りの工夫をしながら、現在、給食を提供しております。

子供たちの、早く空揚げが食べたいと、待ち遠しいという声を耳にするたびに、提供する側としては、うれしい反面、一日も早く揚げ物が再開できるようにしなければならないと、その

責任を感じているところでございます。

もうしばらくの間、待っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、担当課長、ありがとうございました。

岡本課長、初登壇、本当に課長の誠実なお人柄があらわれて、ありがとうございました。

そして、3月議会でオリンピックを生かした教育ということで一般質問をさせていただきましたので、オリ・パラ教育には、私も大変期待をしておりますし、今後ますます、頑張っていたできるようにお願いをいたします。

そして、私もシイラの黄金揚げを早く食べたいという、生徒の皆さんのお声を聞いております。また、一日も早く、通常の給食が提供されるよう願っております。

これで私の質疑、終了いたします。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） おはようございます。

議案第1号、専決処分した事件の承認について、質疑をさせていただきます。

平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の補正、428万3,400円を追加について、お伺いいたします。

この事業は、黒字になることは少ないと思いますが、何があったんでしょうか、説明をお願いいたします。

あわせて、剰余金が発生したことについて、積み立てとしなかったのはなぜでしょうか、お伺いします。

議案第2号、専決処分した事件の承認について、お伺いいたします。

平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補

正予算（第1号）、歳入歳出予算の補正6万7,000円追加について、お伺いいたします。

平成29年度決算に伴い、給食費の保護者負担金の未納金について、繰上充用金を予算補正する必要が生じたとあります。

小学校が何人、また中学校が何人。小学校の未納額と中学校の未納額、そして世帯数を、あわせてお聞きいたします。

そして、2番目として、29年度の回収額を教えてください。

3番目には、赤字となった原因をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算（第1号）の黒字になった理由、そして、基金積立しなかった理由についての質疑にお答えいたします。

本補正予算におきまして、歳入といたしまして、7ページ、第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、施設繰越金といたしまして、42万3,000円を予算計上させていただいております。

この予算につきましては、川田議員も言われますように、平成29年度決算の黒字に伴う補正予算となっております。

黒字になった理由についてでございますが、本航路におきましては、事業収入などのほか、国、県から欠損に対しての補助金をいただき、運営をしておりますが、国庫補助金につきましては、当該航路年度、今回におきましては、平成28年10月から平成29年9月になりますが、この収支計画に合わせて、事前算定方式という形で、補助金額が決定されます。

県補助金につきましては、国より1年前の平成27年10月から平成28年9月の実績をも

とに、補助金額が決定されることとなっております。

そのため、平成29年度の県補助金におきましては、算定の対象年度におきまして、ドック費用などがかさんで、欠損額が多かったことから、県補助金のほうも多く交付されております。

しかしながら、平成29年度の決算におきましては、ドック費用などが低廉であったことなどの要因により、前年度と比べても、欠損額を削減することができております。

このように、補助金の算定年度と、実際の受入年度が違うことから、平成29年度におきましては、黒字決算となったものです。

なお、基金に積み立てしなかった理由につきましては、離島航路という性質上、黒字決算を想定していないこと、また定期船事業会計の歳入不足につきましては、一般会計からの繰り入れにて、財源調整することからも、基金条例については制定していないことから、繰越金として処理をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（山戸達朗君） 学校給食センター所長、1番、川田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第2号、専決処分した事件の承認についてということで、議案第2号別冊、平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、8ページの第1款繰上充用金、第1項繰上充用金、1目繰上充用金、22節補償補填及び賠償金、繰上充用金6万7,000円について、まずは御説明をさせていただきます。

平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計の決算に当たり、予定していた給食費保護者負担金の一部の未納によりまして、財源不足を生じることとなり、当該不足額を平成30年度から繰上充用する必要があるため、5月31日付で

専決処分をし、6万7,000円の繰上充用金を予算計上したものであります。

なお、議員が言われます平成29年度分の未収となりました人数等でございますが、小学生が25人の19世帯、未収金額は62万1,000円でございます。

次に、中学生が9人の9世帯となっております。未収金額は24万7,400円。小中合計、合わせた世帯数は、小学生、中学生の御兄弟の世帯もありますので、合計は25世帯、未収金額合計は86万8,400円となっております。

また、平成28年度以前の過年度分の未収金について、平成29年度に幾ら回収したかという御質問でございますが、小中学生合計で50万4,590円となっております。

最後に、赤字となった主な理由でございますが、昨年度の平成28年度の決算における現年度、過年度合計した収納率は、94.74%でありました。

それに対して、29年度決算におきまして、現年度、過年度合わせた収納率は、94.18%でありまして、昨年度と比較して0.56%、結果として減少したことになります。

そういったことが、赤字に結果としてなったというようなことに影響しているのではないかと、その要因ではないかと、我々としては思っております。

今後におきましては、過年度分を含めまして、しっかり収納率の向上を目指して、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番の剰余金の発生したこと、聞き逃しましたですかね、私。お答えいただけましたですかね。いただきましたね。

口座がないということでしたね。余り黒字に

なるということも少ないので、そうかなと思います。

給食のほうですけれども、去年、一般質問で非常に未納金がふえているということで、一般質問させていただきました。その後、非常に厳しい家庭にとっては、精査をされた上、準要保護等の制度のほうへ切りかえをさせていただいたということで、保護者にとっては、負担するべき方について、そういう制度をとっていただいたことについては、非常に喜ばしいことではないかと思えます。

以上で質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第4号から議案第14号まで」の11議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月21日及び6月22日、並びに6月25日、6月26日は休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、6月21日及び6月22日、並びに6月25日、6月26日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月21日から6月26日までの6日間は休会し、6月27日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時38分 散会

議案付託表

平成30年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (2件)	議案第4号 議案第5号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について 平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (6件)	議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第14号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する 条例について 宿毛市税条例の一部を改正する条例について 宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する 条例について 宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について 宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について 財産の処分について
産業厚生 常任委員会 (3件)	議案第11号 議案第12号 議案第13号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について

平成30年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成30年6月27日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第14号まで
（議案第1号から議案第3号まで、討論、表決）
（議案第4号から議案第14号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第12号
- 第3 委員会調査について
- 第4 議案第15号 市長の専決処分事項の指定について
- 第5 意見書案第1号
意見書案第1号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書について
- 第6 決議案第1号 自衛隊誘致の促進に関する決議について
- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第14号まで
- 日程第2 陳情第12号
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 議案第15号
- 日程第5 意見書案第1号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書について
- 日程第6 決議案第1号 自衛隊誘致の促進に関する決議について
- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈 良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 宮 本 誉 子 君

6 出席要求による出席者

市長 中 平 富 宏 君
副市長 岩 本 昌 彦 君
企画課長 黒 田 厚 君
総務課長兼
選挙管理委員会
事務局長 河 原 敏 郎 君
危機管理課長 岩 本 敬 二 君
市民課長 山 岡 敏 樹 君
税務課長 児 島 厚 臣 君
会計管理者兼
会計課長 佐 藤 恵 介 君
健康推進課長 和 田 克 哉 君
長寿政策課長 桑 原 一 君
環境課長 岡 本 武 君
人権推進課長 沢 田 美 保 君
産業振興課長 谷 本 和 哉 君
商工観光課長 上 村 秀 生 君
土木課長 中 町 真 二 君
都市建設課長 小 島 裕 史 君
福祉事務所長 河 原 志加子 君
水道課長 川 島 義 之 君
教育長 出 口 君 男 君
教育次長兼
学校教育課長 中 山 佳 久 君
生涯学習課長
兼宿毛文教
センター所長 楠 目 健 一 君
学校給食
センター所長 山 戸 達 朗 君
農業委員会
事務局長 岩 田 明 仁 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時08分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号及び議案第2号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第4号から議案第14号まで」の11議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決

算常任委員長。

本委員会に付託された議案第4号及び議案第5号の2議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、6月21日と6月22日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、6月26日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案2件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、各分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第4号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の9ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、19節宿毛東団地住宅支援事業費補助金600万円についてであります。

本予算は、宿毛東団地で分譲中の土地の販売促進を目的とした補助事業に要する経費であり、これまでの補助要件を見直し、移住促進や子育て世代への支援を目的として、一定の要件を満たした方に対し、定額で補助金を交付するものであります。

委員からは、移住と子育て支援に着目しながら、販売促進につなげるというところだと思うが、以前、行政視察に行った自治体では、3世代家族や、ひとり親家庭等に対する補助メニューがたくさんあった。

また、日当たり等を考えたときに、売れにくい土地もあると思うので、全てを販売することを考えたときには、土地によって差をつけて、

販売しやすくなるように検討してはどうか、との質問がありました。

執行部からは、今回の変更で、さらなる販売促進につながらなかった際には、再度、検討したいとの回答がありました。

また、委員からは、新たな移住者を募ることも大事だが、移住後、定住につながっている方に対しても、もっと手厚く支援すべきであり、移住後1年以内という条件は削除したほうがよいのではないか、との意見があります。

また、委員からは、子育て支援という説明があったが、これまでの補助制度と比べ、結果として、高い価格となっているが、どういうことかとの質問があり、執行部からは、これまでの決算審査において、実勢価格と比べ、販売価格はどうなっているのかといった指摘がされたので、鑑定評価を行い、新価格を定めたものである。その上で、子育て世代に対する補助制度も設定したものであるとの回答がありました。

続きまして、同じく9ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、13節ふるさと納税推進事業業務委託料、42万2,000円についてであります。

本予算は、これまでふるさと寄附金の支払いは、クレジット払いか郵便振替に限られていたが、コンビニ、携帯での決済が可能になり、寄附者の利便性の向上につながるものとして、実施するものであります。

当初予算では、手数料として計上していたが、寄附金の収納代行、事務業務の委託であるため、委託料として予算を組み替えるものであります。

本予算に関連して、委員からは、寄附者に対し、市の広報誌を配付しているのかとの質問があり、執行部からは、昨年実績で2万5,000件という数にあがっており、予算面から、広報誌は配付していない。今後は、メールマガジンを寄附者に送信し、イベントや市の取り組み、

観光情報等を発信していきたいとの回答がありました。

委員からは、市外の寄附者に、宿毛を知ってもらうために、希望する方については、宿毛市の広報誌を無料で届けるということも検討してもらいたい、との意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第4号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の10ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、3目環境整備費、宿毛でお花おもてなし事業30万円についてであります。

内容については、広報で募集した団体に、市道の植え込み等に植栽する草花の種、または球根、苗、肥料、清掃用のごみ袋を提供し、環境美化に努めるものであります。

公共性の高い場所、本年度は桜町藻津線など、特に来市者の通行が多く見込まれる場所で、実施しようとする財源内訳の補正となっております。

委員からは、15団体を見込んでいるとあるが、市内各地で花壇を整備しているが、ことしの場合、駅周辺で15団体を募集するかと考えてよいのか。また、宿毛市全体を、おもてなしで花を咲かせるまちにするということであれば、予算が足りないのではないかととの質問がありました。

これに対して、執行部からは、公共性の高い場所であれば、エントリーを受けようと考えている。ただし、県道沿いであれば、県の事業もあるので、15団体を超えれば、県の事業を進めさせてもらう。優先順位としては、桜町藻津線を考えているが、市道や市の保有する公共性の高いところを優先的にやっていきたい。予算交渉は、今年度の実績が多くてまちが活性化し、きれいなまちとPRできる検証ができてくれば、

それを根拠に、財政交渉にもっていききたいとの回答がありました。

これに対し、委員からは、区画を設けてオーナー制にしてはどうか。オーナー制にすると、1年中、世話をするという形がとれるのではないかと、との意見がありました。

次に、同じく10ページ、第6款商工費、第1項商工費、7目林邸再生活用事業費、林邸看板設置工事費及び林邸誘導板設置工事費、195万6,000円についてであります。

内容については、林邸を市内外や県外のお客様に、歴史的な価値のある観光交流施設として広く周知するため、今年度、全国まちな駅連絡協議会から、供用開始日の平成30年4月21日に、まちな駅の登録認定を受けた。

この認定を受け、さらなる誘客を図るために、誘導板や看板の設置を行うものであります。

委員からは、誘導板はどこに立てる想定か。また、まちな駅というのは、オーソリティーがあるのか。例えば、まちな駅といえば、観光客が寄ってみようかというイメージが、既に皆さんにあるのか。そして、看板には、英語、中国語、韓国語を表記してはどうか、との質問がありました。

これに対して、執行部からは、6カ所である。一つは、四万十市方面から宿毛へ来るときに、旧道を通っていったほうが早いので、旧道との別れるところ、自動車学校の前あたりから誘導する。

もう一つが、国道56号線沿いで、愛媛県から来るとき、四万十市から来るときの両方から誘客したいと考えているので、56号線沿いのローソンの交差点から中心市街地に向け、設置する。

大きく二つの誘導も考えて、合計6カ所設けるようにしている。

また、まちな駅は、全国的に見れば、1,0

00以上の登録があり、知名度は低いかもしれないが、まちな駅という表記があれば、道の駅が近くにもあり、林邸だけで掲出するよりは、観光施設、休憩スポットになるのではないかと想定し、まちな駅として登録させてもらった。

スマートフォンでも、まちな駅で検索すれば出てくるようになる。

それから、看板の外国語表記については、検討します、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました2議案について、審査の結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました6議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第6号は、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成29年10月より本格運行しております宿毛市コミュニティバスについて、運行経路の変更に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

委員からは、利用者実績により、休止した路線を復活させる際には、どのような要件が必要なのかとの質問があり、執行部からは、数字的なものではなく、地域からの要望があった際には、検討していくとの回答がありました。

議案第7号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

本案は、中小企業等の事業者が生産性向上を目指し、設備投資を行った場合に、税の優遇措置を受けることができるものであり、委員から

は、市内業者への周知はどうするのかとの質問があり、執行部からは、現在、市が策定する必要がある、認定導入促進基本計画の案を、国と協議中であり、計画策定後には、市内業者へ周知していく、との回答がありました。

委員からは、大変有利な制度となっているため、対象事業者への周知を求めるとの意見がありました。

議案第8号は、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、本年7月末完成予定の宿毛小学校屋内運動場の改築に伴い、当該屋内運動場の面積に変更が生じたので、9月1日からの一般開放に向け、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第9号は、宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、本年7月末完成予定の武道館の新築移転に伴い、住所変更等を要する必要が生じたので、9月1日からの一般開放に向け、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第10号は、宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、財産の処分についてでございます。

内容につきましては、（昭和20年勅令第542号ポツダム宣言）の受諾に伴い、発する命令の件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に

関する政令により宿毛市に帰属した財産のうち、当該政令施行前から引き続き楠山地区が管理している財産を楠山地区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

以上、6議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案6件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山本 英君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案3件についての審査結果を御報告いたします。

議案第11号は、宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、省令との整合を図るために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、その省令との整合を図るために、本条例の一部を改

正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、住宅の名称、4タイプごとの家賃設定、共益費及び駐車場利用料の設定について、改正しようとするものです。

なお、近々4戸が完成する予定です。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第14号まで」の11議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第14号まで」の11議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第14号まで」の11議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、陳情第12号を議題といたします。

これより、陳情第12号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第12号の審査結果を御報告いたします。

陳情第12号は、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、高知県平和行進実行委員会代表委員 田口朝光氏より、提出されたものであります。

内容といたしましては、核兵器を廃絶するため、核兵器廃絶国際署名を勧め、国連の場で世界の世論を動かすと同時に、各自治体議会から、日本政府に核兵器実施条約の批准を求め意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果で、委員からは、唯一の被爆国として、率先して批准すべきであるとの賛成意見が出されました。

一方で、核兵器の廃絶という陳情者の目的については賛同するものであるが、現在、日本は、日米安保によって平和が維持されていると考えている。この条約への批准は、これまでの安全保障施策と矛盾してしまうというリスクを負っているため、今回の陳情については、不採択としたいとの反対意見も出されました。

このような審議を踏まえ、採決した結果、本陳情を賛成少数で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての御報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第12号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番(川田栄子君) おはようございます。

1番、陳情第12号、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書について、付託先である総務文教常任委員会報告は、不採択であります。

私は、この委員長報告に対しまして、反対の立場で討論を行います。

平和首長会議は、核兵器縮小問題を決めたと聞いています。禁止条約は、部分的ではだめで、核を持っている国も、削減してこそなくなっていくものであります。

地雷禁止や、化学兵器禁止と、アメリカもロシアも参加していますが、核はもっと怖いものです。122カ国の参加で、50カ国参加したら批准され、核兵器を持つのは違法という決定であります。

国際的に認められることは間違いありません。日本は、核を持っている国を擁護する、核の傘にいるが、核でおどすことをやっても、朝鮮には効果はありませんでした。

核兵器をみんなが絶つように、アメリカに言うべきであります。

安倍総理も批准するようになるでしょう、流れでございます。岸田政調会長、県人会、ICANも出席し、慎重論も含めて出した核軍縮会議は、日本で開催しています。

ICANの川崎さんが、高知で開いてはどうかと提案している現状であります。

橋本知事のとて、核を持った船が入らないように監視していたことや、ビキニで被災した経

験を持ち、水爆実験での被害を受けていることをあげています。

結果は間もなく出るでしょう。核実験は、大気圏で500回、地下実験を入れると1,500回と、世界に被害を及ぼしています。

核実験被害を受けた人は、救助しないと言えません。戦争的な秘密の中で、裁判ができませんでした。今、高知が注目されているそのことは、政府に情報開示をさせ、労災を認めさせ、船員保険を申請させて、損害賠償まで進んでいることを、遺族のために学びたいと、世界から声があがっています。

ここまでは、何十年と身を投げ出し、ビキニ水爆による被爆者に寄り添ってきてくれた方々の、一口では言えない御苦労があったことを、忘れることはできません。

ノーベル賞受賞、ICANの川崎さんは、高知に来てくれて、講演も行っており、私も参加してきました。知事にも会って、禁止条約のことを話すと、国は決めていないけど、知事は、賛成すべきだ。ビキニがあると述べています。

核兵器禁止条約ができて、ノーベル賞をICANがもらって、日米は平和外交をどう進めるのかの流れとなっているのが、今の現状であります。

以上の理由から、私は、核兵器禁止条約の批准を求める意見書について、不採択とした委員長報告に反対すべきであることを強く申し述べまして、賢明な議員各位の御賛同をお願いしまして、私の討論を終わります。

○議長(岡崎利久君) 以上で、通告による討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第12号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、「議案第15号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

12番寺田公一君。

○12番(寺田公一君)

12番、提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となっております議案第15号、市長の専決処分事項の指定について、提案理由の説明をいたします。

市長の専決処分事項の指定とは、地方自治法第180条第1項の規定により、本来、議会が議決すべき事項について、議会がその議決により、市長の専決処分ができる事項を指定して委任することにより、市長が議会にかかわって処分できるようにすることです。

現在、幾つかの事項について、市長が専決処分を行う権限を付与しているところであり、公

営住宅と改良住宅の家賃等の支払い、または明渡し請求に関する訴えの提起、和解及び調停については、専決処分ができる事項として、指定をしております。

去る5月2日付で、市長より、本年6月末完成予定の手代岡地区の更新住宅と、平成21年から宿毛市が管理をしている西町地域振興住宅についても、公営住宅、改良住宅と同様に、専決処分事項として指定することについて、要請がありました。

これを受けて、議会運営委員会の委員を中心として、慎重に検討をした結果、市長の要請のとおり、更新住宅及び地域振興住宅についても、市長の専決処分事項として追加することで、意見が一致をいたしました。

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(岡崎利久君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって、「議案第15号」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、意見書案第1号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 10番、旧優生保護法による不妊手術の被害救済を求める意見書を提出するに当たり、提案理由の説明をいたします。

戦後間もない1948年、不良な子孫の出生防止を掲げて制定された旧優生保護法のもと、知的障害者らへの不妊手術が繰り返された問題で、国に賠償請求を求める訴訟が相次いで起こされ、国会でも救済へ向けた動きが出てきております。

旧厚生省の記録によると、旧優生保護法にあった差別的な条文を削除した母体保護法が1996年に成立するまでの48年間で、わかっている範囲でも全国で2万4,991人の障害者が不妊手術を受け、1万6,475人は、本人の同意がなかったとされております。

この数字を見ると、8,500名余りは同意があったこととなりますが、内容は、遺伝子疾患によるダウン症候群や、ハンセン病の方たちであります。

各種調査では、このうち個人を特定できる資料が残るのは、約2割にとどまるようであり、被害者の中には、判断能力やコミュニケーション能力にハンディのある障害者もいて、明確な

証言ができない可能性があり、本人の意思に反していたとすれば、明白な人権侵害となります。

また、事実が公になることを控えたい人もおられます。

ドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられており、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても、早急な救済措置を講じるべきであります。

そこで、1、国は速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。

2、その際、都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。

あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるように努めること。

3、旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、積極的な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出いたします。

よろしく御審議の上、多くの議員の皆様の御賛同を求めまして、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の負託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案第1号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありません。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第6、決議案第1号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

12番寺田公一君。

○12番(寺田公一君) 12番、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、今期定例会の開会日に、自衛隊誘致調査特別委員会の最終報告を受けての提案であります。

決議案を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

宿毛市議会は、平成28年9月定例会において、自衛隊誘致調査特別委員会を設置し、調査・研究を行った結果、デメリットは特に認められず、大規模災害発生時の迅速な救助活動、地域経済の活性化という点において、宿毛市にとって有益なものであり、また、防衛に対する貢献に資するものであるとの調査報告がなされています。

中でも、防災対策については、南海トラフ地震は70%から80%の確率で、今後30年以内に発生するとされており、宿毛市では10メートルを超える大津波や長期浸水により甚大な被害が出ると予想されている。

地震発生時には県内全域の道路網が被害を受け、四国に駐屯する陸上自衛隊の支援は、生存限界とされる72時間以内に受けることは非常に困難であるとされており、自衛隊の存在は、本市の防災対策上、極めて有益である。

現在、国においては防衛計画の大綱の見直しが進められており、自民党安全保障調査会などがまとめた提言書には、南西諸島防衛に当たる自衛隊の後方支援拠点を九州や四国に設置すべきだとする内容が盛り込まれたとの新聞報道がなされている。

また、本年7月には自衛隊誘致に関するセミナーが商工会議所主催で実施される予定となっており、民間団体も誘致に向けて動き始めている。

こうした状況において、防災対策や人口減少対策、地域経済の活性化など多くの課題が山積している本市にとっては、多くのメリットが認められる自衛隊を積極的に誘致すべき好機であり、誘致実現によって、本市を含め四国西南地域における安全・安心に寄与するとともに、防衛体制の強化にも貢献できるものであると確信している。

以上、宿毛市議会は、自衛隊誘致の促進を決

議する。

ということで、提案をしたいと思います。

同僚議員の賛同を求めて、提案理由の説明を終わります。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「決議案第1号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1 番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、決議案第1号、自衛隊誘致の促進に関する決議に、私は反対の立場で討論を行います。

陸上自衛隊は、活動できるところしか置かないのではないですか。幡多なら四万十市でしょうか。

陸・海・空設置は、根拠があつてのこと。陸上自衛隊は、訓練して活動する範囲であります。目的は、防衛のために動くものです。市民をごまかすようなものではないですか。

空関係では、リマ海峡をチェックすることとして、清水市に置いてあります。海の周囲をキ

ャッチする意味はわかるわけです。

陸上自衛隊の場合、どこへ置くのか、方針はどうか、またどこから派遣するのか、何もわかりません。

そして、海上自衛隊は、災害のときに役に立たないということです。

海上自衛隊は、津波のときは動けません。もし津波なら、一旦帰って出直します。打ち上げられて、かえって危ないということでありませぬ。

東日本大震災のとき、防衛省で委員として所属していた経験から、広田一国会議員に確認をした情報であります。

初動は、現場確認に入ることからということでもあります。潜水艦など、陸上自衛隊は人を助けるものではないこと、聞いたことがない話であります。遠くからヘリを飛ばすことぐらいでしょう。船そのものは、救助しないということです。

東日本大震災では、アメリカのお友達作戦とした救助は、東電が、放射能が降っていると知らさないで、今は大きな裁判になっていることを、皆さんは御周知のことだと思います。

なぜ陸上自衛隊か、明確ではありません。災害時という根拠のないことです。

賛成議員だけで視察、調査して、議会が市民の思いとして決めつけていいものではないでしょうか。重大な問題として、市民に聞くべきではないでしょうか。漠然とした声を聞いたと、団体名、また代表者名、全て羅列するべきではありませんか。

議会だけが知っている報告などあり得ません。公の場所で報告会をするべきとの、市民の声が聞こえないでしょうか。

米朝問題、東アジア平和のために、殊さら、今、構えるかということでもあります。危機をあおって、今やるべきではないでしょう。防衛は

外交を通じて、平和を探るべきあります。力と力で向き合っても、成り立たないとわかって、世界が動き出しました。

日米、アジア、特に東アジアをどうするか。平和について動こうとするとき、武力を強めることになじまない、見直しするべきであります。

新たにつくるのは、時代錯誤であると考えます。宿毛湾を韓国、中国に、経済的な交流、友好的な交流を深めるため、市議会は考えることではないでしょうか。

誰が予算をつけるのか、防衛省は予算が余っているわけではありません。基地の縮小が課題です。市民の税金を視察等、無駄なお金は使わないことです。防衛省が動かないのに、新たに設置する必要性がどこにあるでしょう。

南西諸島に沖縄が一番近い。沖縄でなく、宿毛に弾薬庫を置いて、何で運ぶのでしょうか。何日かかるのでしょうか。現地へ、その燃料等が、今、必要でしょうか。危機感が高まっているのでしょうか。

南西諸島の役割、利用が余りにも漠然としています。

自衛隊の弾薬庫は、どんなものを置くか、市民に説明が不可欠であります。危機縮小のときに、防衛費拡大を国がやってきました。その見直しがされています。

平和外交を軸とするべきで、力と力できた結果、ふえてきた核の危機。今は核縮小されるべきであります。発想の転換をするべきです。

こんな市議会決議にしたら、笑い物となります。時代錯誤の人が多いのではなりませんか。市議会は先を見て動くべきところであります。

以上の理由から、私は、自衛隊誘致の促進に関する決議に反対するものです。

賢明なる議員各位の御賛同をお願いしまして、私の討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 5 番山本 英君。

○5 番（山本 英君） 5 番、山本 英。

自衛隊誘致促進に関する決議に、賛成の立場から討論を行います。

初めに、川田議員の反対討論を拝聴いたしましたが、私には理解が困難な情勢ですので、それを打ち消す討論等も、全くできないような状態に陥っております。

したがいまして、私は私の所信を述べて、賛成討論とさせていただきます。

宿毛湾は、昭和 61 年に重要港湾の指定を受け、商業港を目指し、整備され、平成 31 年の第 2 防波堤の完成で、ほぼ整備が完了することとなっております。

この間、当議会においても、類似の特別委員会を立ち上げ、宿毛隆盛のための企業誘致活動等に努めてきましたが、バブルの崩壊、経済のグローバル化により、企業の海外進出が相次いだことなどにより、思うような成果が得られませんでした。

また、見通し得る将来にわたり、地政学的にも、これ以上の企業の誘致は困難が伴うであろうと、判断せざるを得ません。

他方、我が国の安全保障に着目すれば、我が国の南西地域の防衛強化が、現防衛大綱にうたわれており、配備の見直しが行われつつあり、四国南西部にも前進基地機能を有する補給、訓練、給油等の後方兵站基地も有益だとする意見も顕在化しつつあります。

こうした情勢認識のもと、平成 25 年の宿毛商工会議所から出された宿毛港湾への海上自衛隊潜水艦部隊等の誘致についての請願を採択した経緯等も踏まえ、平成 28 年 9 月議会において、自衛隊誘致調査特別委員会を立ち上げ、調査してまいりました。

結果、誘致によるデメリットは特に認められず、災害発生時の迅速な救助活動、地域経済の活性化という点において、宿毛市にとって有益

なものであり、我が国の安全保障にも寄与するとの結論に至りました。

決議の中で述べているとおり、南海トラフ地震では、現在、四国に駐屯する陸上自衛隊の支援は、生存限界といわれる72時間以内での進出は困難と予想されており、平時からの宿毛への自衛隊の駐屯は、防災対策上、極めて有益であります。

また、自衛隊誘致が成就できれば、その結果として、人口減少に歯どめがかかるほか、農水産物の地域外商にもつながり、また、消費活動が活性化され、商業活動にも資するものと考えられます。

さらには、念願であります8の字高速道路の土佐佐賀から愛南町間の早期完成が見込まれます。すなわち、自衛隊誘致は、ゴールではなく、新たな宿毛発展のスタートであります。

例えば、100人の部隊が来たと仮定してみれば、人口比で配分される普通交付税額は、概略1,780万円の増額が見込まれ、また平均給与が月額30万と仮定すると、市民税は951万円で、税額だけでも、約2,730万円の増額が見込まれます。

さらに、周辺対策事業での支援や、消費活動は、マクロ経済で見れば5億7,960万円の活動となり、経済効果が大いに期待されます。

これにより、宿毛としては、例えば子育てのしやすい、高齢者の暮らしやすい地域づくり、一次産業者の育成、奨学金制度の充実による未来への投資と、活性化に取り組むことができることとなります。

特別委員会のアンケート調査の結果では、大多数の市民団体が、自衛隊の誘致を期待しておりますが、それはここまでの期待を持たれているのであり、戦後、九州との綱引きに負けた轍を踏まないためにも、また誘致に成功した自治体の活動を追体験すれば、官民一体となった、

オール宿毛での誘致活動を展開するときは今だと判断し、この決議をもって意思表示すべきと思料します。

最後に、安全保障に寄与ということは、日本人の自由を守ることにほかなりません。自衛権は個別的にせよ、集団的にせよ、反撃の手段であり、抑止の手段であります。戦争を仕掛けるものではありません。

戦後74年にわたり、平和が維持できているのは、自衛隊と日米安保体制が車の両輪のごとく、有機的に連携を図り、抑止力を構成してきたからにほかなりません。

パワーポリティックスの国際政治の中では、必要不可欠なのです。

ちゅうちょする議員に申し上げたい。いつまでも極東裁判史観にしがみつくとなく、現実を見直して御判断ください。

多くの議員の御賛同を期待して、賛成の動議といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、決議案第1号、自衛隊誘致の促進に関する決議を採決いたします。

本案は、原案のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、「決議案第1号」は、原案のとおり決議されました。

お諮りいたします。

ただいま、「決議案第1号」は議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に

委任されたいと思います。

これに御異議ありません。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了をいたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月12日に開会いたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました14議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今議会を通じお寄せいただきました、数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

また、今議会の休会中にスタートいたしました庁舎建設における住民意見交換会ですが、昨日までに4カ所が終了し、市民の皆様から忌憚のない御意見を頂戴しているところでございます。この場をおかりいたしまして、御出席いただきました市民並びに議員の方々にお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

今週の金曜日以降、残りの4カ所にも、順次お伺いをいたしまして、一人でも多くの市民の皆様にお越しいただき、庁舎建設に対する御意見を賜りたいと、そのように存じているところでございます。

また、それと並行いたしまして、アンケート調査も実施しております。意見交換会場はもと

より、市役所本庁舎及び各支所、並びに宿毛市のホームページ上にもアップしておりますので、こちらも利用していただき、一人でも多くの市民の皆様のお声をお聞かせいただければ幸いです。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に御留意され、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成30年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山上庄一

議員 山本 英

議員 高倉真弓

平成30年6月26日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第4号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当

平成30年6月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 6号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第 7号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第 8号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第 9号	宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第10号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	財産の処分について	原案可決	適当

平成30年6月22日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第11号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成30年6月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成30年6月22日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成30年6月26日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 寺田公一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
 (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年 6月26日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	川村	三千代
〃	〃	原田	秀明
〃	〃	山岡	力
〃	〃	山戸	寛
〃	〃	松浦	英夫

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約2万5,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月27日

宿毛市議会議長 岡崎利久

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣殿
内閣官房長官殿
厚生労働大臣殿

決議案第1号

自衛隊誘致の促進に関する決議について

自衛隊誘致の促進について別紙のとおり決議する。

平成30年 6月27日

提出者	宿毛市議会議員	寺田公一
賛成者	宿毛市議会議員	川村三千代
〃	〃	原田秀明
〃	〃	山本英
〃	〃	山上庄一
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	宮本有二
〃	〃	濱田陸紀

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

自衛隊誘致の促進に関する決議

宿毛市議会は、平成28年9月定例会において、自衛隊誘致調査特別委員会を設置し、調査・研究を行った結果、デメリットは特に認められず、大規模災害発生時の迅速な救助活動、地域経済の活性化という点において、宿毛市にとって有益なものであり、また、防衛に対する貢献に資するものであるとの調査報告がなされている。

中でも、防災対策については、南海トラフ地震は70%から80%の確率で、今後30年以内に発生するとされており、宿毛市では10メートルを超える大津波や長期浸水により甚大な被害が出ることが予想されている。

地震発生時には県内全域の道路網が被害を受け、四国に駐屯する陸上自衛隊の支援は、生存限界とされる72時間以内に受けることは非常に困難であるとされており、自衛隊の存在は、本市の防災対策上、極めて有益である。

現在、国においては防衛計画の大綱の見直しが進められており、自民党安全保障調査会などがまとめた提言書には、南西諸島防衛に当たる自衛隊の後方支援拠点を九州や四国に設置すべきだとする内容が盛り込まれたとの新聞報道がなされている。

また、本年7月には自衛隊誘致に関するセミナーが商工会議所主催で実施される予定となっており、民間団体も誘致に向けて動き始めている。

こうした状況において、防災対策や人口減少対策、地域経済の活性化など多くの課題が山積している本市にとっては、多くのメリットが認められる自衛隊を積極的に誘致すべき好機であり、誘致実現によって、本市を含め四国西南地域における安全・安心に寄与するとともに、防衛体制の強化にも貢献できるものであると確信している。

以上、宿毛市議会は、自衛隊誘致の促進を決議する。

平成30年 6月27日

宿毛市議会

一 般 質 問 通 告 表

平成30年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	11番 松浦英夫君	<p>1 防災対策について（市長、教育長）</p> <p>(1) 仙台高等裁判所の判決について</p> <p>(2) 学校防災マニュアルについて</p> <p>(3) 保育園の高台移転について</p> <p>2 宿毛市総合運動公園等の芝の管理について（市長、教育長）</p> <p>(1) 陸上競技場について</p> <p>(2) 補助グラウンドについて</p> <p>(3) 防災広場について</p>
2	6番 高倉真弓君	<p>1 市民の安全、安心について（市長、教育長）</p> <p>(1) 市長の安全、安心に対する基本姿勢と宿毛市の児童虐待への取り組みについて</p> <p>(2) 子供達の通学時の安全対策について</p> <p>(3) 市中の道路並びに公園等の植栽管理について</p> <p>(4) コミュニティバスの現況と高齢者の免許返納に伴う対策について</p> <p>(5) 避難所マニュアルの進捗状況について</p> <p>2 維新博関連について（市長）</p> <p>(1) 奥谷画伯文化勲章受章記念展について</p> <p>(2) 林邸について</p> <p>(3) 魚しゃぶしゃぶについて</p> <p>3 健康パスポートについて（市長）</p> <p>(1) 産業祭の健康コーナーの状況について</p> <p>(2) 健康パスポートの宿毛市の取り組みについて</p>
3	8番 山戸 寛君	<p>1 PFIの基本認識について（市長）</p> <p>(1) 概要について</p> <p>(2) 対象となる事業の種類について</p> <p>(3) 事業資金の調達について</p> <p>ア 国庫補助負担金・起債</p> <p>イ 民間業者による資金調達</p> <p>(4) メリットとデメリットについて</p> <p>2 宿毛市のPFI事業について（市長、教育長）</p> <p>(1) コストの削減／事業費の算定について</p> <p>ア 事業費算定の根拠と削減要因</p> <p>イ 事業費妥当性の判定方法</p> <p>(2) 工期の短縮／基本計画について</p> <p>ア 基本計画策定のための意見調整</p> <p>イ 宿毛小中学校の想定規模</p> <p>(3) 宿毛小中学校建設に関する国庫補助負担金について</p> <p>(4) 財政支出の平準化について</p> <p>(5) BOT方式（提案）の想定内容について</p> <p>(6) 地元業者に対する配慮について</p>

4	1 番 川田 栄子君	1 宿毛市の観光事業について（市長） （1）観光事業の現状と課題について （2）林邸の今とこれからについて （3）観光事業の事業評価について （4）観光商品の開発について （5）道の駅「サニーサイドパーク」の充実について 2 ふるさと納税の現状について（市長） 3 行政事務処理ミスについて（市長）
5	5 番 山本 英君	1 防災について（市長） （1）小筑紫方面のヘリポートについて （2）応急期機能配置計画の整備状況について （3）感震ブレーカー設置に係る補助及び住宅耐震化事業の補助対象住宅の拡充について 2 庁舎建設について（市長） （1）2 キャップの問題について （2）将来の人口減少について （3）現状と被災後予測の比重について 3 海洋教育の推進に向けた取り組みについて（教育長） 4 HACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化について（教育長）
6	4 番 山岡 力君	1 行政機関の民間委託推進について（市長） 2 新庁舎建て替え事業について（市長）
7	1 4 番 濱田陸紀君	1 宿毛市役所の新庁舎建設場所について（市長） （1）新庁舎の建設候補地について （2）宿毛市庁舎建設審議会の答申について （3）住民意見の反映について 2 犬猫の保護について（市長） 3 宿毛橋の架け替えについて（市長） 4 ジュニア駅伝大会の横断幕について（教育長）

平成30年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月27日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月27日	承 認
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月27日	同 意
第 4 号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 5 号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 6 号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第 7 号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第 8 号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第 9 号	宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第10号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第11号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第12号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第13号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第14号	財産の処分について	6月27日	原案可決
第15号	市長の専決処分事項の指定について	6月27日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第12号	日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の陳情書	6月27日	不採択